

西米良村地域防災計画

(第1巻)

令和元年度修正

令和2年3月修正

西米良村防災会議

災害対策本部班編成								地域防災計画項目			
総務班	商工観光班	福祉健康班	医療班	建設班	農林班	村民班	教育班				
								第1節 地震に強いまちづくり		第2章 地震災害予防計画	
								第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え			
								第3節 住民の防災活動の促進			
								第4節 地震災害に関する調査及び観測等の推進			
●	●	●	●	●	●	●	●	第1節 活動体制の確立		第3章 地震災害応急対策計画	
●	●							第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保			
●								第3節 広域応援活動			
●			●	●				第4節 救助・救急及び消火活動			
●		●	●			●		第5節 医療救護活動			
●	●	●	●	●	●	●	●	第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動			
●		●				●		第7節 避難収容活動			
●		●		●				第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動			
●		●				●		第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動			
●			●			●		第10節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動			
●	●							第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動			
●				●				第12節 公共施設等の応急復旧活動			
●				●		●		第13節 ライフライン施設の応急復旧			
●								第14節 被災者等への的確な情報伝達活動			
●								第15節 二次災害の防止活動			
●	●	●					●	第16節 自発的支援の受入れ			
●								第17節 災害救助法の適用			
			●				●	第18節 文教対策			
					●			第19節 農林水産関係対策			
●								第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定		第4章 地震災害復旧・復興計画	
●								第2節 迅速な現状復旧の進め方			
●								第3節 計画的復興の進め方			
●						●		第4節 被災者の生活再建等の支援			
	●				●			第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援			

第2編 地震災害対策編

目次(第1巻)

第1編 総論.....	1
第1章 総則.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 計画の基本方針.....	2
第3節 計画の構成.....	3
第4節 用語の定義.....	4
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱.....	5
第1節 各機関の実施責任.....	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第3節 村民の責務.....	17
第4節 減災に向けた村民運動の展開.....	18
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応.....	19
第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進.....	19
第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正.....	20
第2編 地震災害対策編.....	21
第1章 地震の想定と震災対策.....	21
第1節 震災対策の基本的考え方.....	21
第2節 地震環境.....	22
第3節 地震被害.....	23
第4節 想定地震と被害想定.....	24
第1款 日向灘地震の特徴と被害想定概要.....	24
第2款 えびの・小林地震の特徴と被害想定概要.....	26
第3款 東南海・南海地震の特徴と被害想定概要.....	27
第2章 地震災害予防計画.....	30
第1節 地震に強いまちづくり.....	30
第1款 防災構造の強化.....	30
第2款 建築物の安全化.....	31
第3款 地盤災害防止対策の推進.....	33
第4款 河川・ダム・治山・砂防施設の整備と管理.....	34
第5款 道路等交通関係施設の整備と管理.....	34
第6款 ライフライン施設の機能確保.....	35
第7款 危険物等施設の安全確保.....	37
第8款 防災基盤・施設等の緊急整備.....	38
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	39
第1款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備.....	39
第2款 活動体制の整備.....	40
第3款 救急・救助及び消防活動体制の整備.....	42
第4款 医療救護体制の整備.....	45
第5款 緊急輸送体制の整備.....	45

第6款 燃料の確保体制の整備.....	47
第7款 避難収容体制の整備.....	47
第8款 備蓄に対する基本的な考え方.....	51
第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備.....	52
第10款 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	55
第11款 要配慮者に係る安全確保体制の整備.....	56
第12款 二次災害防止体制の整備.....	59
第13款 防災関係機関の防災訓練の実施.....	60
第14款 災害復旧・復興への備え.....	62
第15款 災害に係る検証.....	63
第3節 住民の防災活動の促進.....	64
第1款 防災知識の普及.....	64
第2款 自主防災組織等の育成強化.....	67
第3款 ボランティアの環境整備.....	68
第4款 地区防災計画の策定.....	71
第5款 災害教訓の伝承.....	71
第4節 地震災害に関する調査及び観測等の推進.....	72
第3章 地震災害応急対策計画.....	73
第1節 活動体制の確立.....	73
第1款 災害対策本部等の設置.....	73
第2款 職員の参集及び動員.....	80
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	82
第1款 災害情報の収集・連絡.....	82
第2款 通信手段の確保.....	93
第3節 広域応援活動.....	99
第1款 地方公共団体による広域的な応援体制.....	99
第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保.....	101
第4節 救助・救急及び消火活動.....	105
第1款 救助・救急活動.....	105
第2款 消火活動.....	106
第5節 医療救護活動.....	110
第1款 医療機関による医療救護活動.....	110
第2款 医療活動の実施.....	110
第3款 搬送体制の確保.....	110
第4款 医薬品等の供給.....	111
第5款 医療情報の確保等.....	111
第6款 集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策計画.....	111
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	114
第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	114
第2款 輸送体制の確立.....	114
第7節 避難収容活動.....	121
第1款 避難誘導の実施.....	121
第2款 避難所の開設、運営.....	125
第3款 被災者の把握.....	128
第4款 避難生活環境の確保.....	129

第5款 要配慮者への配慮.....	130
第6款 応急住宅の確保.....	133
第7款 広域一時滞在.....	135
第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動.....	136
第1款 食料の供給.....	136
第2款 飲料水の供給及び給水の実施.....	137
第3款 生活必需品の供給.....	138
第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動.....	140
第1款 保健衛生対策の実施.....	140
第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施.....	141
第3款 災害廃棄物処理.....	142
第10節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動.....	145
第1款 行方不明者及び遺体の捜索.....	145
第2款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施.....	145
第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動.....	148
第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持.....	148
第2款 帰宅困難者対策.....	148
第12節 公共施設等の応急復旧活動.....	149
第1款 公共土木施設等の応急復旧.....	149
第13節 ライフライン施設の応急復旧.....	151
第1款 ライフライン途絶時の代替対策.....	151
第2款 ライフライン施設の応急復旧.....	152
第14節 被災者等への的確な情報伝達活動.....	160
第1款 被災者・村民への的確な情報伝達.....	160
第2款 相談窓口の設置.....	161
第3款 村民等からの被災者の安否確認について.....	161
第15節 二次災害の防止活動.....	162
第1款 水害、土砂災害対策.....	162
第2款 建築物等の倒壊対策.....	163
第3款 爆発及び有害物質による二次災害対策.....	164
第4款 宅地等の崩壊対策.....	164
第16節 自発的支援の受入れ.....	166
第1款 自治公民館（自主防災組織）等との連携.....	166
第2款 ボランティア活動の受入れ.....	166
第3款 義援物資、義援金の受入れ.....	168
第17節 災害救助法の適用.....	170
第1款 災害救助法の適用.....	170
第18節 文教対策.....	172
第1款 学校教育対策.....	172
第2款 文化財保護対策.....	176
第19節 農林水産関係対策.....	177
第1款 農産物応急対策.....	177
第4章 地震災害復旧・復興計画.....	179
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定.....	179
第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向.....	179

第2款 被害が甚大な場合の基本的方向.....	179
第2節 迅速な現状復旧の進め方.....	180
第1款 公共施設災害復旧事業計画.....	180
第2款 激甚災害の指定.....	181
第3節 計画的復興の進め方.....	182
第1款 震災復興対策本部の設置.....	182
第2款 震災復興方針・計画の策定.....	182
第3款 震災復興事業の実施.....	182
第4節 被災者の生活再建等の支援.....	183
第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置.....	183
第2款 生活確保資金の融資等.....	183
第3款 雇用の確保.....	187
第4款 税対策等による被災者の負担の軽減.....	188
第5款 住宅確保の支援.....	188
第6款 災害復興基金の設立.....	189
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援.....	190
第1款 中小企業の復興支援.....	190
第2款 農林水産業の復興支援.....	190
第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画.....	192
第1章 総則.....	192
第2章 関係機関との連携協力の確保.....	194
第3章 時間差発生等による円滑な避難の確保等.....	195
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	198
第5章 防災訓練計画.....	199
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	200

第1編 総論

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、西米良村の地域に係る災害対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期する。

1. 西米良村の地域に係る防災に関し、村及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
2. 西米良村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
3. 西米良村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
4. 前各号に掲げるもののほか、西米良村防災会議が必要と認める事項

第2節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示す。

各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定める。

防災計画の策定に当たっては、宮崎県地域防災計画を踏まえ、本村が果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることを基本とする。

また、本計画の策定にあたっては、宮崎県地震・被害想定調査の結果等に基づき、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際的な計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、村民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図る。

第3節 計画の構成

この計画は、つぎのとおり現実の災害に即した構成とする。

第1巻		第2巻	
第1編	総論	第1編	総論
第2編	地震災害対策編	第2編	共通対策編
第3編	南海トラフ地震防災対策編	第3編	風水害等対策編
		第4編	航空災害対策編
		第5編	道路災害対策編
		第6編	危険物等災害対策編
		第7編	大規模な火事災害対策編
		第8編	林野火災対策編
		第9編	原子力災害対策編

第4節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

用語	意義
防災計画	西米良村地域防災計画をいう。
本部	西米良村災害対策本部をいう。
本部長	西米良村災害対策本部長をいう。
県防災計画	宮崎県地域防災計画をいう。
県本部	宮崎県災害対策本部をいう。
県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
県地方支部	宮崎県災害対策本部児湯地方支部をいう。
県地方支部長	宮崎県災害対策本部児湯地方支部長をいう。
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
宮崎県地震・津波被害想定調査	宮崎県が実施した宮崎県地震・津波被害想定調査結果をいう。
防災関係機関	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 各機関の実施責任

本村をはじめとする地方公共団体は地域防災計画を、指定地方行政機関等は防災業務計画を、それぞれの機関の果たすべき業務の役割、地域の実状及び特性等を踏まえつつ策定・修正する。

各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮する。

各防災関係機関の防災対策活動の実施責任は次のとおり。

1 村

村は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

2 県

県は、地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、村や指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、村の活動が円滑的確に行われるように協力援助する。

5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 西米良村

<災害予防>

- (1) 西米良村防災会議及び西米良村災害対策本部に関する事務
- (2) 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- (3) 防災施設の整備に関する事
- (4) 防災に関する教育、訓練に関する事
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
- (8) 給水体制の整備に関する事
- (9) 管内の公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事
- (10) 災害危険区域の把握に関する事
- (11) 各種災害予防事業の推進に関する事
- (12) 防災知識の普及に関する事

<災害応急対策>

- (13) 水防・消防等応急対策に関する事
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
- (15) 避難の勧告・指示及び避難所の誘導並びに避難所の開設に関する事
- (16) 災害時の文教、保健衛生に関する事
- (17) 災害広報に関する事
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事
- (19) 復旧資機材の確保に関する事
- (20) 災害対策要員の確保・動員に関する事
- (21) 災害時の交通、輸送の確保に関する事
- (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事
- (23) 地域安全対策に関する事
- (24) 災害廃棄物の処理に関する事
- (25) 災害時の医療体制の確保に関する事

<災害復旧>

- (26) 被災施設の災害復旧に関する事
- (27) 被災者に対する見舞金等の給付及び融資に関する事
- (28) 村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事
- (29) 義援金品の受領、配分に関する事
- (30) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事

[西米良診療所]

<災害予防・災害応急対策>

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事

2 宮崎県

<災害予防>

- (1) 防災会議に係る事務に関すること
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- (11) 防災知識の普及に関すること

<災害応急対策>

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
- (15) 災害救助法の適用に関すること
- (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
- (21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
- (23) 地域安全対策に関すること
- (24) 災害廃棄物の処理に関すること

<災害復旧>

- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
- (26) 物価の安定に関すること
- (27) 義援金品の受領、配分に関すること
- (28) 災害復旧資材の確保に関すること
- (29) 災害融資等に関すること

[西都土木事務所]

- (1) 災害情報の収集・伝達及び村との連絡調整に関すること
- (2) 所管に係る公共土木施設の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導に関すること

[高鍋保健所]

- (1) 災害時における医療、助産及び救護の指導調査に関すること
- (2) 災害時における防疫その他保健衛生及びその指導に関すること

[児湯福祉事務所]

- (1) 災害救助法の適用及びその指導に関すること
- (2) 災害救助の連絡調整に関すること

[児湯農林振興局]

- (1) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する災害対策並びに応急措置及びそれらの指導に関すること
- (2) 農地及び農林水産用施設の災害対策並びに応急措置及びこれらの指導に関すること

3 宮崎県警本部（西都警察署）

<災害予防>

- (1) 災害警備計画に関すること
- (2) 通信確保に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 災害装備資機材の整備に関すること
- (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (7) 防災知識の普及に関すること

<災害応急対策>

- (8) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (9) 被害実態の把握に関すること
- (10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
- (11) 行方不明者の調査に関すること
- (12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
- (13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること
- (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
- (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること
- (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
- (17) 広報活動に関すること
- (18) 死体の調査・検視に関すること

指定地方行政機関

4 九州管区警察局

<災害予防>

- (1) 警備計画等の指導に関すること

<災害応急対策>

- (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること
- (4) 他の管区警察局との連携に関すること
- (5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
- (7) 警察通信の運用に関すること
- (8) 津波予報の伝達に関すること

[宮崎県情報通信部]

<災害応急対策>

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること
- (2) 他の県情報通信部との連携に関すること
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること

- (4) 警察通信運用に関すること

5 九州財務局宮崎財務事務所

<災害応急対策>

- (1) 災害時における金融措置に関すること
- (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること

<災害復旧>

- (3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること
- (4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること

6 九州厚生局

<災害応急対策>

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること
- (2) 関係職員の現地派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

7 九州農政局

<災害予防>

- (1) 米穀の備蓄に関すること
- (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること

<災害応急対策>

- (4) 農業関係被害の調査・報告に関すること
- (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること
- (6) 応急用食料の調達・供給に関すること
- (7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること

<災害復旧>

- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること
- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること
- (11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること
- (12) 被害農林水産業者等に対する災害融資に関すること
- (13) 技術者の緊急派遣等に関すること

8 九州森林管理局(宮崎森林管理署)

<災害予防>

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること
- (2) 林野火災予防体制の整備に関すること

<災害応急対策>

- (3) 林野火災対策の実施に関すること
- (4) 災害対策用材の供給に関すること

<災害復旧>

- (5) 復旧対策用材の供給に関すること

9 九州経済産業局

<災害予防>

- (1) 地盤沈下の防止に関する事
- (2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事

<災害応急対策>

- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
- (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事

<災害復旧>

- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事

10 九州産業保安監督部

<災害予防>

- (1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関する事
- (2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関する事
- (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関する事
- (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事

<災害応急対策>

- (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関する事
- (6) 鉱山における応急対策の監督指導に関する事

11 九州運輸局(宮崎運輸支局)

<災害予防>

- (1) 交通施設及び設備の整備に関する事
- (2) 宿泊施設等の防災設備に関する事

<災害応急対策>

- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事
- (7) 緊急輸送命令に関する事

12 大阪航空局(宮崎空港事務所)

<災害予防>

- (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事
- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事

<災害応急対策>

- (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事

13 国土地理院九州地方測量部

- (1) 地殻変動の監視に関する事
- (2) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事
- (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事

14 宮崎地方気象台

<災害予防>

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

15 九州総合通信局

<災害予防>

- (1) 非常通信体制の整備に関すること
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること

<災害応急対策>

- (3) 災害時における電気通信の確保に関すること
- (4) 非常通信の統制、管理に関すること
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること

16 宮崎労働局

<災害予防>

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること

<災害補償対策>

- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること

<災害応急対策>

- (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること
- (5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること

17 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所を含む。）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる。

<災害予防>

- (1) 気象観測通報についての協力に関すること
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (3) 災害危険区域の選定または指導に関すること
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること
- (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること
- (8) 洪水予報の発表及び伝達に関すること

<災害応急対策>

- (9) 水防活動の指導に関すること

(10) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること

(11) 災害広報に関すること

(12) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること

<災害応急対策>

(13) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること

<その他>

(14) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

18 九州地方環境事務所

<災害予防>

(1) 公園事業施設における安全確保及び情報提供の推進に関すること

<災害応急対策>

(2) 災害時における公園事業施設に関する情報の収集に関すること

(3) 災害時における公園利用者の安全に関する情報の収集に関すること

<災害応急>

(4) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること

(5) 災害時における災害廃棄物の処理支援に関すること

19 自衛隊(第43普通科連隊重迫撃砲中隊)

(1) 災害派遣計画の作成に関すること

(2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

(3) 災害派遣による災害応急対策の支援、協力に関すること

指定公共機関

20 日本郵便株式会社(村所郵便局・越野尾郵便局)

(1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

(2) 災害時における郵便事業運営の確保

(3) 災害時における郵便局窓口業務の確保

21 西日本電信電話株式会社(宮崎支店)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ(宮崎支店)、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

<災害予防>

(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること

(2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること

<災害応急対策>

(3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること

(4) 災害時における重要通信に関すること

(5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること

22 日本銀行(宮崎事務所)

<災害予防・災害応急対策>

(1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関すること

23 日本赤十字社(宮崎県支部)

＜災害予防＞

- (1) 災害医療体制の整備に関すること
- (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること

＜災害応急対策＞

- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること

24 日本放送協会(宮崎放送局)

＜災害予防＞

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること(災害応急対策)

＜災害応急対策＞

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (6) 災害時における広報に関すること

＜災害復旧＞

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

25 日本通運株式会社(宮崎支店)、福山通運株式会社(宮崎支店)、佐川急便株式会社(南九州支店)、ヤマト運輸株式会社(宮崎主管支店)、西濃運輸株式会社(宮崎支店)

＜災害予防＞

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること(災害応急対策)

＜災害応急対策＞

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

＜災害応急＞

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

26 九州電力株式会社(宮崎支社)

＜災害予防＞

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること

＜災害応急対策＞

- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること

＜災害復旧＞

- (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

指定地方公共機関**27 宮崎交通株式会社**

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること
- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関する
こと

28 宮崎日日新聞社

<災害予防>

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における報道の確保対策に関すること

<災害応急対策>

- (3) 気象予警報等の報道周知に関すること
- (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (5) 災害時における広報に関すること(災害復旧)

<災害復旧>

- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

29 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

<災害予防>

- (1) 緊急輸送体制の整備に関すること

<災害応急対策>

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること(災害復旧)

<災害復旧>

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

30 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

<災害予防>

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること

<災害応急対策>

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
- (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (6) 災害時における広報に関すること

<災害復旧>

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

31 宮崎県医師会

<災害予防・災害応急対策>

- (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること

32 宮崎県歯科医師会

<災害予防・災害応急対策>

- (1) 災害時における歯科医療の実施に関すること
- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること

33 宮崎県薬剤師会

<災害予防・災害応急対策>

- (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること

34 宮崎県看護協会

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施に関すること

35 宮崎県LPGガス協会

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること

36 宮崎県管工事協同組合連合会

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること

37 宮崎県警備業協会

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること

38 一般社団法人宮崎県建設業協会

- (1) 災害時における応急対策に関すること

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者**39 農業協同組合（JA西都西米良支所）**

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 農作物災害応急対策の指導に関すること
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること
- (4) 被災農家に対する融資斡旋に関すること

40 森林組合（児湯広域森林組合西米良支所）

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること

41 漁業協同組合（西米良漁業協同組合）

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること

42 西米良村商工会

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること
- (3) 災害時における物資の需給調整に関すること

43 組合営水道事業者及び専用水道管理者

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 村が行う被害状況調査及び応急給水への協力に関すること
- (2) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備に関すること

44 金融機関

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 被災事業者等に対する資金融資に関すること

45 社会福祉施設の管理者

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

46 西米良村社会福祉協議会

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 災害時要援護者名簿の作成及び対象者の援護に関すること
- (2) ボランティアセンターの運営に関すること

47 危険物施設の管理者

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 安全管理の徹底に関すること
- (2) 防護施設の整備に関すること

48 自主防災組織（自治公民館）

＜災害予防・災害応急対策＞

- (1) 防災研修、防災訓練に関すること
- (2) 災害発生の初動活動（けが人の救助・救出、災害の初動対応など）に関すること
- (3) 避難所の運営に関すること

第3節 村民の責務

基本法の平成7年の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない（基本法第7条第2項）」と定められた。

村民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与する。

第4節 減災に向けた村民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、村、県、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する村民運動の展開を図る。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施する。

第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

村、県はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。

そのため、特に次のような変化について十分な対応を図る。

- 1 高齢者(とりわけ高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者)、障がい者、外国人等、いわゆる要配慮者の増加傾向が見られる。
これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策等との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
- 2 社会構造の変化はまた、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。
これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。
- 3 住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。
これらの対応として、自主防災組織(自治公民館)の育成、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者等を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。
また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
- 4 近年の交通・輸送体系の高度化、多様な危険物等の利用の増大、トンネル・道路構造の大規模化などに伴い、これまで考えられなかった災害の発生も懸念される。
これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、防災計画については、機を失することなく必要な修正を行う。

第2編 地震災害対策編

第1章 地震の想定と震災対策

第1節 震災対策の基本的考え方

本村ではこれまで地震災害による大きな被害は発生していなかった。しかしながら、近年の防災研究の進展から南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、今後、より一層の地震災害対策への取り組みが求められる。

そのため、県地域防災計画に示される想定地震に対応するため、日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とする。

第2節 地震環境

本村を含む宮崎県付近に発生した地震は、日向灘に震源が集中している。また、数は日向灘沖ほど多くはないが、えびの市、小林市付近にもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

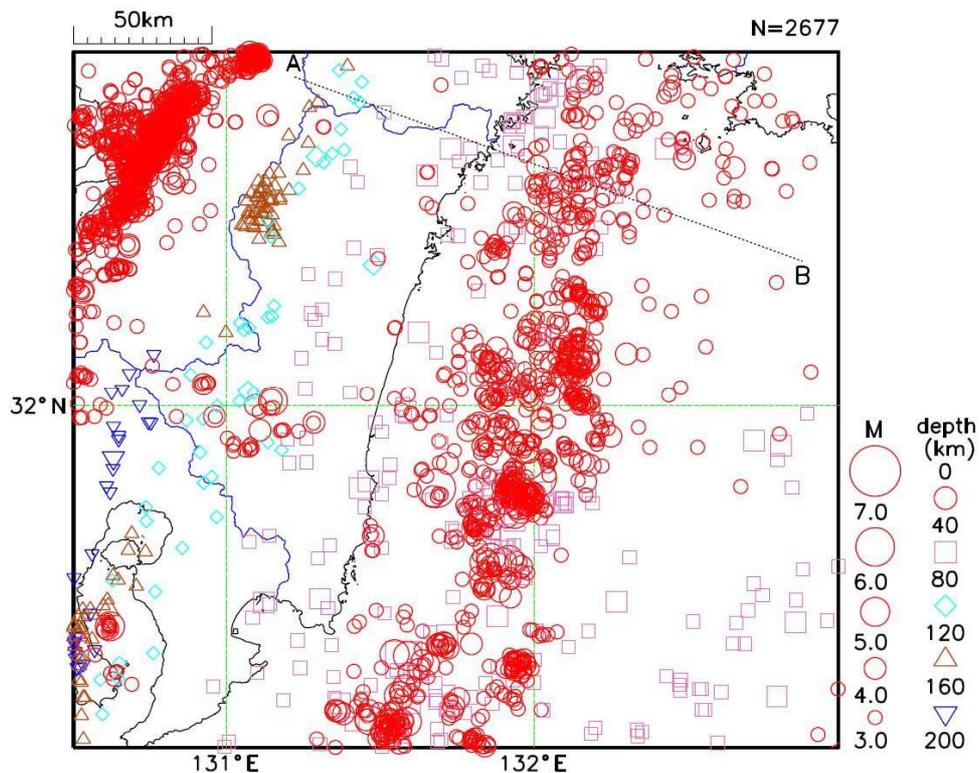


図1-1 宮崎県周辺に発生した地震とその大きさ(1993.1.1~2017.12.31)

第3節 地震被害

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM7クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662年の地震、1941年の地震(M7.2)や1968年の地震(M7.5)では、地震動による被害とともに津波被害も生じた。一方、1931年の地震(M7.1)および1961年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような小さな津波の地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする1769年の地震(M7.7)では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ(100~150kmほど)フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1898年の九州中部の深い地震(M6.7、深さ約150km)や1899年の宮崎県南部の深い地震(M6.4、深さ約100km)では小被害が生じ、1909年の宮崎県西部の深い地震(M7.6、深さ約150km)では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家屋の半壊などの被害が生じた。

また、宮崎県には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大きな被害を受ける場合がある。被害が大きかったのは、1968年えびの地震(M6.1)であり、この地震では、えびの市(当時えびの町)を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山(崖)崩れが発生した。えびの地方には、1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

宮崎県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1707年の宝永地震(M8.4)では延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946年の南海地震(M8.0)では2m近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960年のチリ地震津波では、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶などに被害が生じた。

第4節 想定地震と被害想定

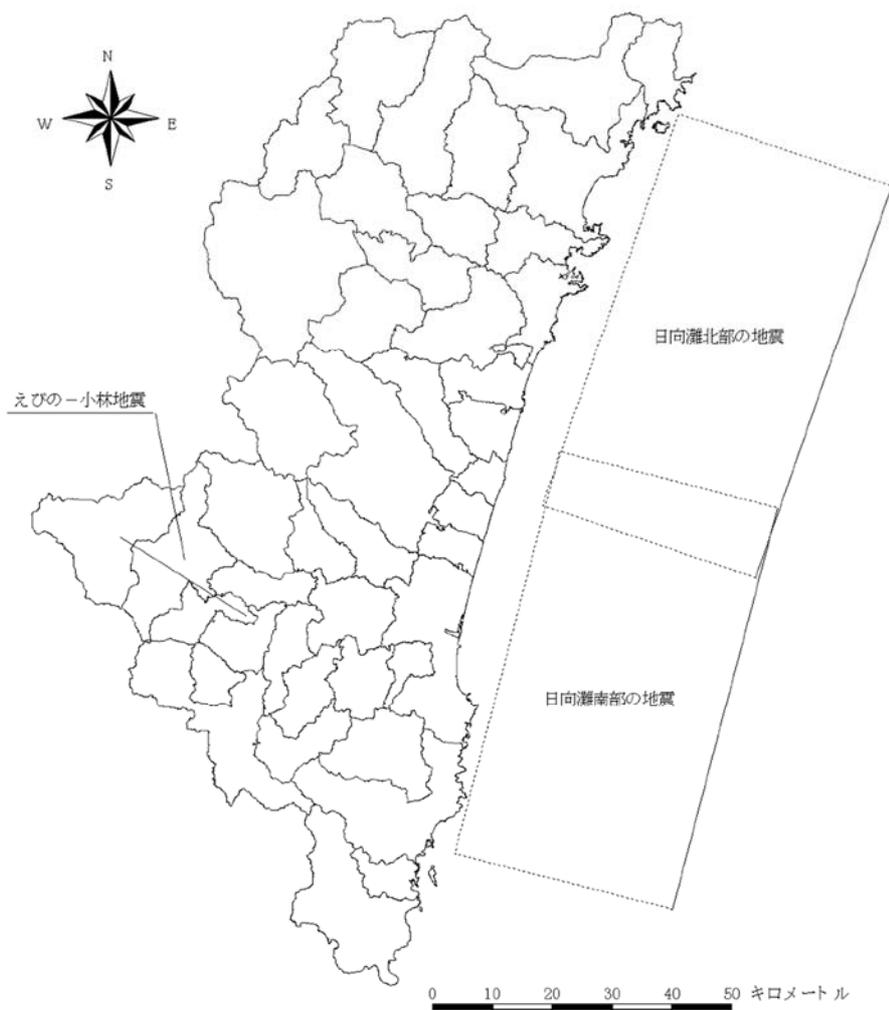
本村における地震被害として、「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査（宮崎県）」と、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（平成25年10月）」による想定をしめす。

第1款 日向灘地震の特徴と被害想定概要

1 地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置し、過去10数年～数10年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっている。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70～80%で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性がある。



日向灘地震の想定震源域

日向灘地震の発生確率

	マグニチュード7.6前後	マグニチュード7.1前後
10年以内の発生確率	5%程度	30%～40%
30年以内の発生確率	10%程度	70%～80%
50年以内の発生確率	20%程度	80%～90%

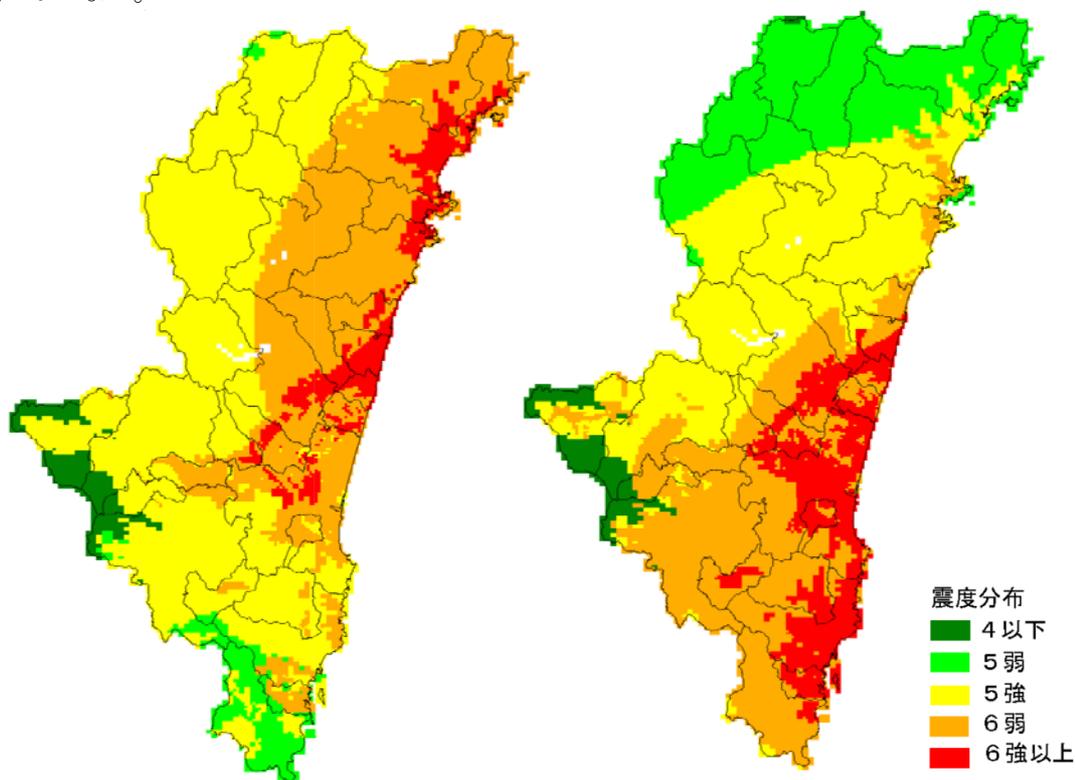
資料：地震調査研究推進本部「活断層と海溝型地震の長期評価一覧（2020年）」

2 被害想定概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.5として想定する。

予測される震度分布、被害想定結果の概要は、以下のとおり。

なお、本村では建物の半壊や軽傷者が少数想定されているが、重篤な建物被害、人的被害は想定されていない。



日向灘北部の地震

日向灘南部の地震

本村の想定被害

		日向灘北部地震	日向灘南部地震
最大震度		震度6弱	震度5強
人的被害	死者	0人	0人
	重傷	0人	0人
	軽傷	2人	2人
建物被害	全壊	0棟	0棟
	半壊	2棟	2棟

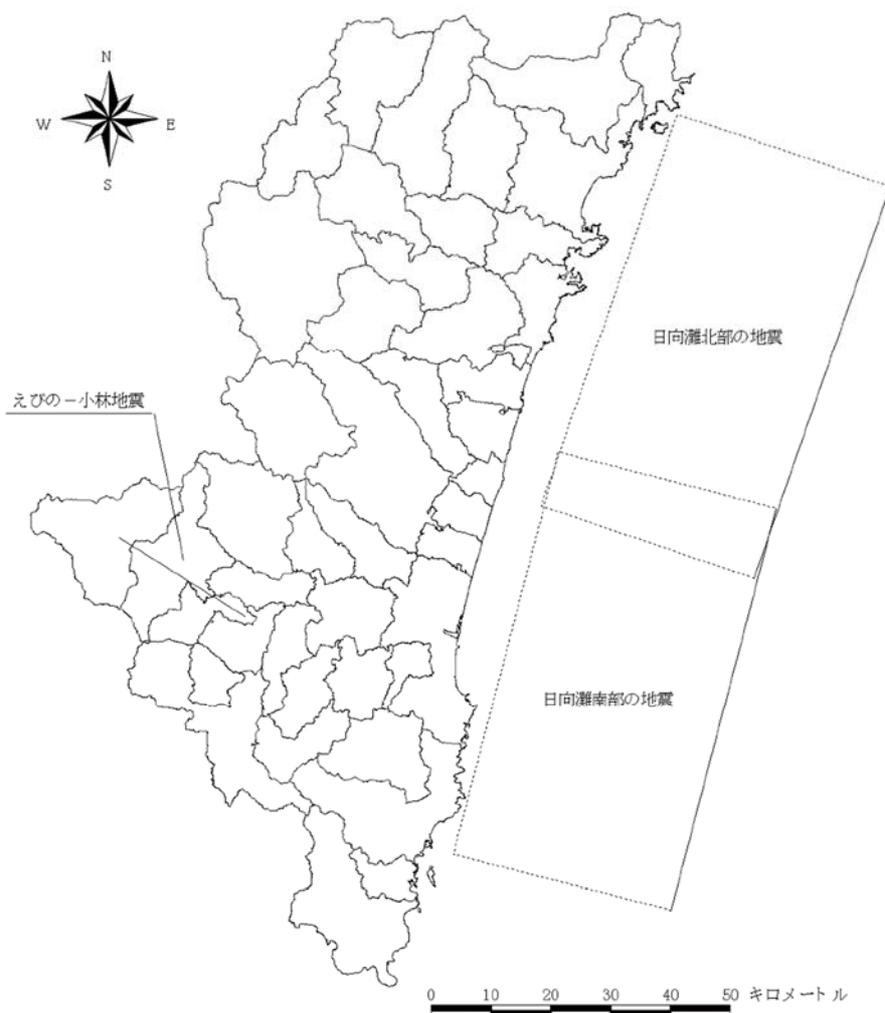
資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による

第2款 えびの・小林地震の特徴と被害想定概要

1 地震の特徴

えびの・小林地震の震源域であるえびの市付近は、これまでもたびたび群発的な地震活動を繰り返しており、1968年（昭和43年）には、マグニチュード6.1のえびの地震が発生し、多数の建物被害が発生している。

えびの・小林地震は、強い揺れや山崩れ等の土砂災害により大きな被害が発生する可能性がある。



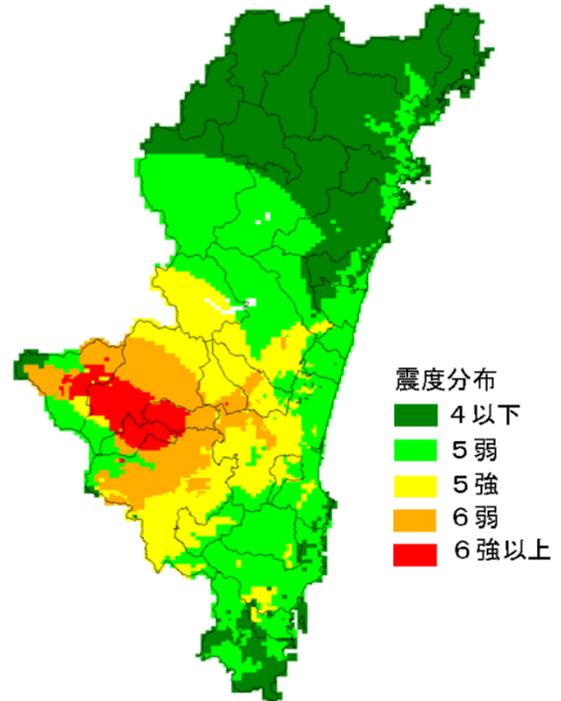
えびの・小林地震の想定震源域

2 被害想定概要

えびの・小林地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模をマグニチュード6.5として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。

なお、本村では建物の半壊や軽傷者が少数想定されているが、重篤な建物被害、人的被害は想定されていない。



えびの・小林地震

本村の想定被害

最大震度		えびの・小林地震
震度 5 強		震度 5 強
人的被害	死者	0 人
	重傷	0 人
	軽傷	2 人
建物被害	全壊	0 棟
	半壊	2 棟

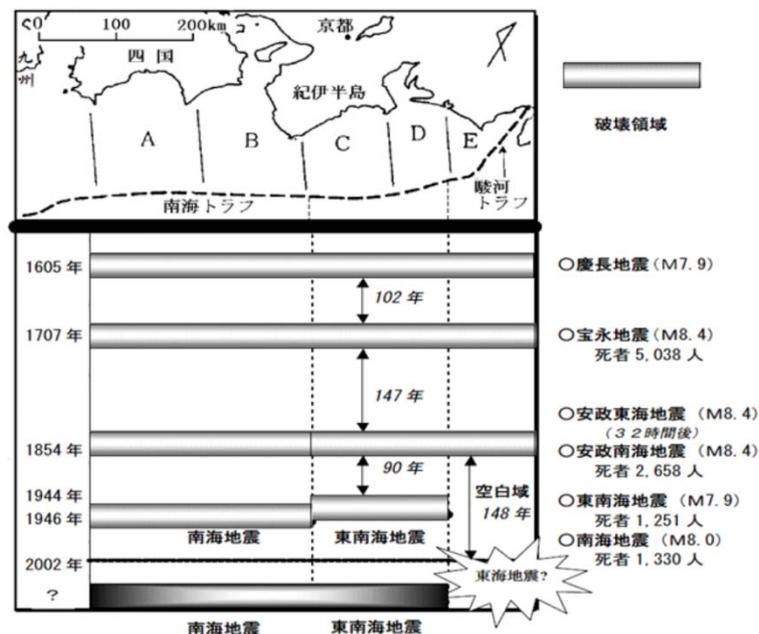
資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による

第3款 東南海・南海地震の特徴と被害想定概要

1 地震の特徴

静岡県沖から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去100～150年間隔で発生している。直近では昭和19年に東南海地震、昭和21年に南海地震が発生しており、マグニチュード8クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性がある。

また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広域な地域に大きな被害が及ぶと予測されている。



資料：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」（2003）

2 被害想定概要

「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（平成25年10月 宮崎県）」において、国による南海トラフでの最大クラスの地震予測による震度分布や津波高、各種被害の想定を踏まえたながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行っている。

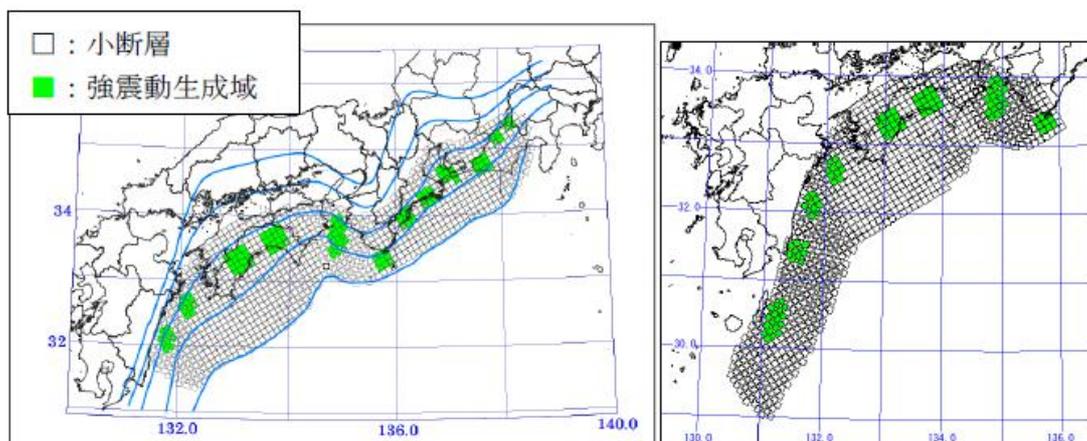
(1) 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

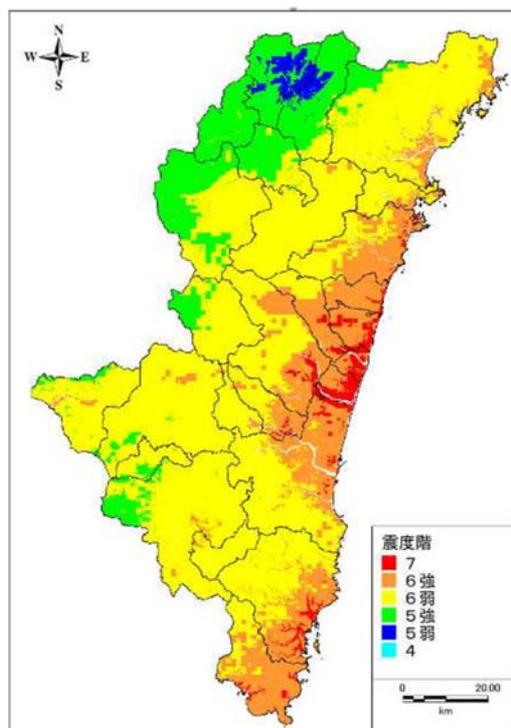
また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定した。

強震断層モデル (左)内閣府モデル(M9.0) (右)宮崎県独自モデル(M8.9)

※強震動生成域:強い地震はを発生させるところ



地震動想定(震度分布)



(2) 被害想定

本村における想定被害は、震度6強が想定されており、建物の全壊約10棟、負傷者約10名程度となっている。

本村の想定被害

		東南海・南海地震
最大震度		震度6強
人的被害	死者	わずか
	負傷者	約10人
建物被害	全壊	約10棟
	半壊	約70棟

資料：宮崎県「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（平成25年10月）」による

第2章 地震災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

実施担当	総務課、建設課、村民課、消防団
------	-----------------

第1款 防災構造の強化

1 防災空間の確保

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を推進する。

(2) 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な地域において、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

2 緊急避難場所、避難路の確保等

(1) 避難施設整備計画の作成

村は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 緊急避難場所の指定

村は、延焼火災、崖崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って緊急避難場所の指定を行う。

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。

エ その他

地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと

- ①当該施設が地震に対して安全な構造であること

- ②場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。
- (3) 広域避難地の整備
- 村は、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。
- ア 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、を除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。
- ウ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- エ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。
- オ 地区分けをする際は居住地を原則とするが、主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は2km以内とする。
- (4) 避難路の整備
- 広域避難地を指定した場合、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備する。
- 避難路は概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- 避難路の状況は、資料編一資料-9のとおりである。
- (5) 避難路の確保
- 村職員、警察官、消防団員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努める。

第2款 建築物の安全化

1 建築物の耐震性強化

- (1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- 村は、昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、建築関係団体との連携のもと、次のような取り組みを行う。
- ア 耐震診断を行う建築技術者の養成
- 建築物耐震診断を行う建築士を養成する講習会を必要に応じて開催する。
- イ 広報活動等
- 建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催する。これに併せて、耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。
- ウ 所有者等への指導等
- 現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修に努めるように指導・助言を行う。
- エ 木造住宅の耐震化に対する支援等
- 西米良村木造住宅耐震改修等事業をはじめとして、木造住宅の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとと

もに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア 建築物の落下防止対策

村は県と連携し、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

(ア) 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。

(イ) 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

村は県と連携し、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(ア) 村民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

(イ) 村は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

(ウ) 村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣き化等を奨励する。

(エ) 村は県と連携し、ブロック塀を新設または改修しようとする村民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

2 建築物の不燃化の促進

大規模の建築物及び公共建築物は原則として耐震、耐火建築とし、その他建築物についても不燃及び防火建築物として建設を促進する。また、村営住宅は原則として耐火建築により建設を進める。

3 重要施設等の耐震性強化

(1) 防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

村は、西米良村公共施設総合管理計画（H29.3）に基づき、村有施設の強化等を検討する。

その際、村及び診療所、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(2) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進する。

(3) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一

定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

村は県と連携し、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

4 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

村、県、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備する。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努める。

第3款 地盤災害防止対策の推進

1 地盤情報の把握と周知

村は、県によって行われる危険箇所の調査、周知と連携し、土砂災害の危険箇所について地域防災計画に明記するとともに住民への周知に努める。

2 土地利用の適正誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法、土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知を基に、災害に弱い地区については安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

※土砂災害防止法…「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

3 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の調査

村は、土砂災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため洪水、地すべり、山崩れ、その他異常現象により災害の発生するおそれがある地域について、県と連携して調査を実施し、その実態を把握しておく。

(2) 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(3) 警戒体制の確立

的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

(4) 応急対策用資機材の備蓄

村は県と連携し、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

第4款 河川・ダム・治山・砂防施設の整備と管理

1 河川施設の整備と管理

- (1) 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制整備
災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。
- (2) 防災体制等の整備
河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

2 治山・砂防施設の整備と管理

- (1) 治山施設
県は、村と連携・協力し、治山施設等の点検調査及び整備を進める。
ア 危険区域の点検調査等
山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。
危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて計画的に進める。
イ 施設の耐震性の確保
一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。
既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。
- (2) 砂防施設
県は、村と連携・協力し、砂防関係施設等の点検調査及び整備を進める。
ア 砂防設備の整備
ア) 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。
イ) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。
イ 地すべり防止施設の整備
ア) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。
イ) 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。
ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備
ア) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。
イ) 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

第5款 道路等交通関係施設の整備と管理

1 道路施設の耐震性の向上

- (1) 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- (2) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

第6款 ライフライン施設の機能確保

1 簡易水道施設の整備

村は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時には飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応する。

また、基幹的施設等の耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進する。

- ① 応急給水・復旧体制の整備
- ② 相互応援体制の整備
- ③ 基幹的施設の耐震化
- ④ 安全性の高い水道システムの構築
- ⑤ 給水の安全性の確保

2 下水道施設の整備

村は処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じるものとする。耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道BCPの策定等を行い、対応を図る。

3 電力施設の整備（九州電力）

(1) 電力設備の災害予防措置

ア 地震対策

(イ) 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令」及び「ダム設計基準」等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

(ロ) 送配電設備

a 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規程されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

b 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(ハ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

(ニ) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

ア 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

イ 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

(3) 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、次の事項に対する認識を高めていただく。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所等に通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対触らないこと。

(エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

(キ) その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

4 通信施設の整備（西日本電信電話株式会社（宮崎支店））

災害に備え通信施設の信頼性向上対策は、以下の通りである。

(1) 通信設備

ア 中継センターの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センターを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

イ 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

ウ 耐震対策

NTTビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速60m/secにも耐えられる設計になっている。また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

エ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

オ 受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センタが被災した場合は、以下の通り分散受付となる。

- ・104 呼九州管内の104センターへランダム分散受付される。
- ・116 呼宮崎をはじめ九州管内116センターへ後付される。
- ・113 呼受付交換機の分散化を図っていく。
- ・115 呼九州管内の115センターへ分散される。

カ 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

(2) 建物

ア 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

第7款 危険物等施設の安全確保

1 危険物施設の安全化

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、村は県と連携し、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

村は県と連携し、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

第8款 防災基盤・施設等の緊急整備

1 公共施設等耐震化事業の推進

(1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化を推進する。

(2) 対象事業

ア 公共施設等の耐震改修

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を対象とする。なお、建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設
- ② 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等
- ③ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む）

(3) 公共施設等耐震化事業計画

村は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、県に提出する。

(4) 国の財政措置

起債の充当、元利償還金の一部についての交付税措置等

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

実施担当	総務課、むら創生課、福祉健康課、診療所、建設課、村民課、教育総務課、消防団
------	---------------------------------------

第1款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

第1項 基本方針

地震発生時の迅速な初動体制の構築に資する地震観測体制の整備、及び災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。

第2項 対策

1 防災情報処理システム等の機能充実と運用体制の確立

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

各地区の被害状況等の調査収集者一覧は、資料編—資料-10のとおりである。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努める。

2 通信訓練、研修会の実施等

村は県と連携し、震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施する。

3 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

村は県と連携し、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

4 情報の分析整理

(1) 人材育成等

村は県と連携し、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 地理情報システムの構築等

村は県と連携し、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

(3) 最新の情報通信関連技術の導入

村は県と連携し、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第2款 活動体制の整備

第1項 基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、村、県、防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。

このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第2項 対策

1 組織体制の整備

(1) 村の組織体制整備

村は、基本法第16条に基づき、西米良村防災会議を設置し、地域の災害特性や地域特性及び「宮崎県地震・津波被害想定調査」による村の被害予測結果に対応した地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

(2) 業務継続計画（BCP）の策定

村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 初動体制確立への備え

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時に職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、地震被害等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等の作成・配布により、その周知徹底を図る。

(2) 参集時の交通手段の検討

大規模地震発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、携帯電話等を利用した職員の状況把握を行う。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組み合わせ、随時行う。

訓練の目的
① 異動後の新体制確立状況チェックのための訓練 ② 防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練 ③ 災害警戒本部など実働部門の訓練 ④ 本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練 ⑤ 救助関係機関合同訓練
訓練の時期
A 平日の早朝 B 木曜・金曜の夜間 C 休祭日の昼間 D 勤務時間内
訓練の内容
イ 緊急動員訓練 ロ 緊急伝達訓練 ハ 総合指揮本部・現地本部訓練 ニ 機器の設置訓練 ホ 機器取扱い習熟訓練 ヘ 総合防災訓練

(5) 行動要領(マニュアル)の作成

村は県と連携し、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領(マニュアル)を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図る。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行う。

村は、手際よく本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置要領(マニュアル)の整備を行う。

(6) 本部職員用物資の確保

本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時3日分の職員用食料等の備蓄に努める。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

村は災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、家具の転倒防止等職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底する。

(8) 応急対策全般への対応力の強化

応急対策全般への対応力を備えるため、研修制度・内容の充実等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を生かせるような仕組みを平常時から構築することに努める。

3 災害対策中枢拠点施設の整備

村は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

4 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

大規模災害発生時においては、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「被災市区町村応援職員確保システム」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、村においては普段からこれらの活用を検討する。

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

村は、平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

(3) 村、県と自衛隊等との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化を図る。

(4) 防災関係機関の連携体制の整備

村は、村消防団との実践的な訓練等を通じて、他の消防組織との連携体制の整備に努める。

5 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

大規模地震発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を選定しておく。

また、ヘリコプターによる現地訓練を実施し、その検証を行う。

村は、「緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件」の要件A及びBに基づき、最低2か所以上の緊急時ヘリコプター離着陸場を選定し、その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、1か所選定しておく。

緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件は、資料編—資料-1のとおりである。

6 アクセス整備

村、県及び防災関係機関は、災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

1 出火防止体制の整備

(1) 一般家庭に対する指導

村は県と連携し、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及

イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底

ウ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓

エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及

オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底

カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

キ 火災予防調査等の実施による平常時における点検や防火意識の啓発

(2) 事業所等に対する指導

ア 村は、多数の者が利用する公共施設や複合施設等については、必要に応じて、消防法等の関係法令に基づく防火管理者を選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(3) 消防同意制度の活用

村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。

(4) 防災物品の普及及び管理指導

村は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

(5) 火災予防条例の活用

村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

(6) 火災予防運動の実施

村は県と連携し、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、宮崎県林野火災予防運動(1月30日～2月5日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努める。

2 消防力の充実強化

(1) 消防施設の現況

消防施設の整備計画は、「消防力の基準」、「消防水利の基準」等に基づき、増強計画及び更新計画を図る。

ア 消防施設の現況

消防施設の現況は、資料編—資料-2のとおりである。

イ 消防施設の増強、更新計画

消防施設の増強、更新計画は、資料編—資料-3のとおりである。

(2) 調査計画

ア 消防水利調査

消防水利は必要に応じその状況を調査する。

イ 災害危険区域等調査

災害区域等については、年1回、行政、消防団、関係機関、地域住民による当該区域の調査を行ない、災害発生に際しての具体的措置を検討しておく。

ウ その他

建築物の増加や危険物等により特に必要と認められるときは、臨時に調査しその結果を取り合まとめ、関係機関で情報共有を図る。

(3) 教育訓練計画

「第2章第2節第13款 防災関係機関の防災訓練の実施」、「第2章第3節第1款 防災知識の普及」、「第2章第3節第2款 自主防災組織等の育成強化」に定めるところによる。

(4) 建築物災害予防計画

「第2章第1節第2款 建築物の安全化」に定めるところによる。

(5) 火災予防計画

「第2章第2節第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備」に定めるところによる。

(6) 消防の常備化の検討

本村は、消防職員を配置せず消防団のみで、火災をはじめとする災害に対応している。現段階では消防の常備化は困難なため、現状に則した非常備消防のあり方とともに広域による消防の常備化の検討を行う。

(7) 消防の広域化の推進

大規模地震に対しては小規模消防では対応の困難な事態が予想され、これに的確に対応するため、村は県と連携し、消防組織法第31条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、消防の広域化を検討する。

(8) 消防団の充実強化

ア 消防団は地域防災力の中核であるため、村は支援団員や女性消防団などを含む消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善など、消防団活動の充実強化を図る。

イ 消防団の車両及び防災資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の装備及び活動資機材のほか、防火水槽や消防道等の施設の充実を図る。

(9) 総合的な消防計画の策定

「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき、災害に対応した消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

(10) 消防団員の教育訓練等

村は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校等及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、夏季訓練大会等の総合的な訓練を実施する。

3 救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

村は、大規模な災害によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア 村職員や消防団員による初動対応の訓練

イ 救急搬送車両や資機材等の維持管理

ウ 救急業務担当看護師等の研修・教育の実施

エ 村外の医療機関との連携強化

オ 住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

ア 村は、救助に必要な資機材の整備を促進する。

イ 村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する村外の関係機関との連携を強化する。

ウ 村は、消防団及び自治公民館（自主防災組織）による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予

想されるので、村は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

4 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

(1) 要配慮者の把握

消防団や自主防災組織（自治公民館）は、地域内の高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者を把握しておく。

(2) 初期消火力の向上

自主防災組織（自治公民館）は、非常時に消防団の消火資機材等を団員と連携協力して活用できるようにするなど、日常的な訓練を行う。また、事業所においても、地域の自主防災組織（自治公民館）等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(3) 救助・応急手当能力の向上

ア 救助用資機材の備蓄

消防団や自主防災組織（自治公民館）は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助用資機材の装備や、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。

また、村は県と連携し地域の取組を支援する。

イ 救助訓練

消防団や自主防災組織（自治公民館）は、家屋の倒壊現場からの救助を想定した初動的な救助の訓練を行う。村はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、村は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

ウ AEDの設置

地域の応急手当として有効なAED（自動体外式除細動器）を公共施設や集会施設等で適切に設置、管理し、地域住民へ設置場所の周知を図る。

第4款 医療救護体制の整備

1 災害拠点病院等の整備充実

県では、平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、本村を含む西都児湯の災害拠点病院には西都児湯医療センターが指定されている。

また、村内の医療施設の状況は、資料編—資料-12のとおりである。

<災害拠点病院一覧>

種 別	二次医療圏名	医 療 機 関 名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院 宮崎大学医学部附属病院
地域災害拠点病院	延岡西臼杵	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院
		社会医療法人泉和会千代田病院
		医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院
宮崎善仁会病院		
西諸	小林市立病院	
都城北諸県	都城市郡医師会病院	
日南串間	県立日南病院	

第5款 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地震防災緊急事業五箇年計画等の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

本村では、国道219号が第1次緊急輸送道路ネットワークに、国道265号が第2次緊急輸送道路ネットワークに指定されている。

緊急輸送道路ネットワーク計画図は、資料編—資料-5のとおりである。

第1次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	第1次緊急輸送道路と市区町村役場（支所含む）、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

2 緊急交通路の指定と緊急通行車両等の事前届出制度

(1) 緊急交通路の指定

県公安委員会は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道の中から緊急交通路の候補路線を選定し、あらかじめ指定している。

(2) 緊急通行車両等の事前届出制度

村は、災害応急対策活動が迅速かつ円滑に行われるために、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を行う。

ア 事前届出の対象となる車両

次のいずれの項目にも該当する場合。

(ア) 災害時に、基本法第50条第1項の業務に従事する車両

(イ) 指定行政機関等の所有車両及び指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

イ 事前届出の申請手続

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を經由し、公安委員会に申請する。

(ウ) 申請書類（各2通）

a 緊急通行車両等事前届出書（様式1）

b 自動車検査証の写し

c 指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類

ウ 証明書の交付

県公安委員会において緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証が交付される。

(3) 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切で

ある車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行う。

ア 事前届出の対象となる車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないもの

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 申請手続

- (ア) 申請者
 - (2)のイ(ア)を準用する。
- (イ) 申請先
 - (2)のイ(イ)を準用する。
- (ウ) 申請書類（各2通）
 - a 規制除外車両事前届出書(様式2)
 - b 自動車検査証の写し
 - c 業務の内容を証明する書類または車両の写真

ウ 証明書の交付

県公安委員会において規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証が交付される。

3 道路啓開車両等の調達体制の整備

村は道路管理者として、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

建設業者の一覧は、資料編—資料-35のとおりである。

第6款 燃料の確保体制の整備

1 燃料の備蓄

村は保有する施設・設備について、自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備を図り、停電時には十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行うよう努める。

第7款 避難収容体制の整備

1 避難計画等の策定と避難対象地区の指定

(1) 避難計画の策定

村は次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施する。なお、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

- ア 避難勧告又は指示（緊急）を発令する基準及び伝達方法
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- エ 避難所(福祉避難所を含む)開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (ア) 飲料水の供給
- (イ) 炊き出しその他による食品の供給
- (ウ) 被服寝具その他生活必需品の給与
- (エ) 負傷者に対する応急救護
- (オ) 要配慮者に対する介助等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

- (ア) 避難収容中の秩序保持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

村は、以下の区域について避難対象地区として避難立退き先を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

ア 洪水、地滑り等により危険が予想される区域

イ それぞれの危険の予想される区域について、具体的に避難場所及び避難経路を指定しておく。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておく。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮する。

2 避難所、避難路等の確保

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを想定するとともに、平時から近隣市町村と調整を行うよう努める。

(2) 指定避難所

村は、できるだけ炊き出し可能な既存建物を指定避難所として応急的に整備して使用する。更に、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を次の基準により指定しておく。また、村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難所に適

- する施設がないところについては、プレハブ住宅等を設定する場所を選定しておく。
- ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。また、避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査する。
- イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- オ 村内に適当な施設場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定める。
- カ 避難所の予定施設又は、場所については、予め土地建物の所有者又は管理者の了解を受けしておく。また、避難所の利用関係を明確にするため、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。
- キ 村の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、村と指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ク 村は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するよう努める。
- 地区別避難所は資料編一資料-4のとおりである。

(3) 避難路の確保

村は、避難所にいたる避難路を確保するため、防災性を付与した村道整備の推進を図る。また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。

(4) 村中心部、観光地における避難場所等の確保

多数の人や家屋が集まる村中心部、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

3 避難所等の広報と周知

村は、避難のための立退きの万全を期するため災害時における避難者の心得について、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して、あらかじめ住民に周知徹底する。また、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図る。

村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

地震時の心得は、資料編一資料-15のとおりである。

(1) 避難所等の広報

指定された避難所について村は、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民等にわかりやすいよう避難所等を表示する。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
イ 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

村は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、村中心部における自家用車による避難は、避難所周辺での交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので高齢者や歩行困難者等、避難弱者を優先するものとし、その他の避難者には自粛を呼びかける。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）

ウ 避難収容後の心得

(3) 避難所の運営管理の知識の普及

村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(4) 災害危険区域の広報

地震時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

村は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている施設で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

また、村は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施する。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておく。

5 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与体制を整備する。

村は、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

- (1) 建設用地の選定
 - ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保する。
 - イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。
 - ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とする。
- (2) 立地条件の配慮
建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所とする。
- (3) 利用関係の明確化
建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にする。
- (4) 建設事業者団体等との協定
応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結する。
建設資材の調達先は、資料編一資料-13のとおりである。
- (5) 応急仮設住宅の建設計画の策定
応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。
- (6) 必要戸数の供給
 - ア 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設する。
 - イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公営住宅の一時利用、民間空き家の他、村内宿泊施設の借り上げ等により実施する。

第8款 備蓄に対する基本的な考え方

南海トラフ巨大地震等の大規模災害初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国や県等からの支援もすぐに届かないことが想定される。このため、災害発生直後から流通が回復あるいは国等の支援が本格化されるまでの間に最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、住民自らが行うことを基本とするとともに、村は県と連携し、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄する。

1 住民による備蓄に係る基本的な考え方

- (1) 家庭における備蓄
発災初期においては、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも3日間分（可能な限り1週間分程度）の備蓄に努める。
家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。
特に高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、

粉ミルク、ほ乳瓶などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。

避難の際にすぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

(2) 事業所等における備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間は事業所内に留まっておくことが望ましい。このため、事業所等は事業所内で勤務する従業員数の最低でも3日間分の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

(3) 自治公民館（自主防災組織）における備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自治公民館の組織単位で資機材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

2 村による備蓄に係る基本的な考え方

災害に必要な物資は住民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない住民が発生することが想定されることから、村は被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

(1) 村の役割

発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達（以下「流通備蓄からの調達」という。）に努める。発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

(2) 備蓄する品目

ア 村が行う備蓄

発災初期の生命維持や生活に最低限必要な、食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品や避難所運営に必要な資機材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給は、村等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

(3) 流通備蓄からの調達

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。このため村は可能な限り物資の運搬が容易な村内又は隣接市町村の民間事業者等から優先して物資の調達を行う。

第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第1項 基本方針

村は県と連携し、「宮崎県備蓄指針（平成28年12月1日）」に基づき、住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直

後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

第2項 対策

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努める。

- (ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通備蓄に努める。
- (イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目(食材の柔らかい物、ミルク等)についても供給・備蓄に努める。
- (ウ) 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、村内の米生産者、県農産園芸課、農林水産省等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

村は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備する。計画に盛り込む事項は、概ね次のとおりとする。

なお、村は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は概ね4週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・初めの3日間 3ℓ/人日
- ・7日目まで 20ℓ/人日
- ・14日目まで 100ℓ/人日
- ・15日から28日目まで 250ℓ/人日
- ・29日目以降通常通水

エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・初めの3日間避難所
- ・7日目まで避難所・給水拠点
- ・14日目まで 150m程度
- ・15日から28日目まで 10m以内

- ・29日目以降通常通水

カ 応急資機材の確保

県及び他市町村からの応援資機材量を勘案のうえ合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。

ク 応援受入拠点の整備

- ・応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
- ・緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

コ 集落水道の支援等

村は、集落等で維持管理している水道施設等の被災住民による速やかな復旧が困難な場合、必要な支援を講ずるものとする。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 村の体制整備

村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通備蓄に努める。

被服等物資の調達先は、資料編一資料-11のとおりである。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努める。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

エ 生活必需品の例示

・寝具

就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等

・外衣

ジャージ、洋服、作業衣、子供服等

・肌着

男女下着、子供下着等

・身の回り品

タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等

・食器、日用品

食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレトペーパー、生理用品、乳児用・小児用オムツ、大人用オムツ、携帯トイレ・簡易トイレ、マスク、粉ミルク用品、電池等

・その他、応急的に必要な生活必需品

- (2) 事業所、住民等の備蓄
事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記エに掲げる品目を備える。

3 備蓄推進のための取組

- (1) 住民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上
村、県及び防災関係機関が連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。
また、発災直後から住民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、住民参加型の防災訓練を行うよう努める。
- (2) 流通備蓄による物資調達体制の強化
南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、村又は郡内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートが多様化を図るよう努める。特に食料については、豊富な農水産資源を有する本県の強みを活かした体制の構築に取り組むよう努める。
また、既に締結している協定等については、調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。
- (3) 県との情報共有
災害発生時に市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。

第10款 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 防災行政無線等の整備

- (1) 防災行政無線デジタル化の推進
村は、住民に対して災害情報の伝達を図るため、村防災行政無線のデジタル化の整備を推進する。
なお、村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。
ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し村役場と災害現場との間で通信を行うシステム
イ 同報系無線：地震情報や災害情報等を村役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム
- (2) 行政告知端末（ホイホイライン）整備の推進
光情報網を活用した各家庭用個別受信機による通信システムの整備を推進する。
- (3) 消防無線整備の推進
消防無線は消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。
ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。
- (4) 多様な手段の整備

被災者等への情報伝達手段として、防災告知端末、防災行政無線等のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

2 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、本部等からの報道要請等の方法について定めておく。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておく。

- (1) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (2) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

3 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対する的確な情報を提供できるよう体制を整えておく必要がある。

- (1) 住民等からの問い合わせに対しての窓口において、職員が適切に対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 行政告知端末（ホイホイライン）等を活用し、地域に密着した情報を提供する。
- (3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図る。

第11款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

1 社会福祉施設等の防災体制の充実

社会福祉施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下、「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備する。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した地震防災計画をあらかじめ策定しておく。

なお、計画は、夜間・休日等の震災発生にも十分に対応できる計画とする。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、日頃から関係構築に努める。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。

(3) 施設の耐震性等の確保

震災時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事に努める。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておく。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

震災時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタ

ンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

また、避難訓練においては、消防団、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

(6) 村及び県への協力

村及び県が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努める。

村及び県は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行う。

また、震災後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、村外の社会福祉施設等との相互調整を検討する。

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

村では「災害時要援護者名簿」を民生委員・児童委員協議会が社会福祉協議会の協力を得て作成しており、概要は次のとおりである。

ア 災害時要援護者名簿に記載する者の範囲は次のとおりである。

(ア) 75歳以上の者

(イ) 75歳以下でも民生委員が災害時に援護が必要であると判断した世帯、または個人

イ 災害時要援護者名簿の内容は次のとおりである。

(ア) 組名

(イ) 氏名

(ウ) 生年月日

(エ) 年齢

(オ) 住所

(カ) 電話番号

(キ) 同居・別居の別

(ク) 暮らしの状況

(ケ) 心身の状況

(コ) 運転について

(ク) 備考

ウ 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、年度当初に見直しを行い、①福祉健康課、②消防担当（総務課）、③西都警察署西米良駐在所及び④社会福祉協議会で情報共有を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 庁舎の被災等が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿の適切な管理に努める。

オ 災害時の避難支援等の実効性を高めるため、災害時における要援護者の支援については、「西米良村災害時要援護者避難支援プラン」を別に作成し、民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会、自主防災組織（自治公民館）、福祉事業者等と連携して避難行動支援のための個別計画の策定に努める。

カ 避難行動要支援者と避難支援の関係者の両者が参加し、情報伝達や避難支援等について

実際に機能するか点検するため、避難訓練の実施に努める。

(2) 避難等の伝達方法の整備

震災時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、緊急通報システムの整備や地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備する。

(3) 相互協力体制の整備

民生委員・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域包括ケアシステムやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

自主防災組織、地域包括ケアシステムやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備する。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努める。

3 外国人に対する防災対策の充実

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

(1) 外国人の状況の把握

村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

村は県と連携し、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県と連携して外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

村は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

ウ 外国人への行政情報の提供

村は県と連携し、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

村は県と連携し、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

村は県と連携し、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

第12款 二次災害防止体制の整備

1 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく。また、深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）については、予め危険な溪流（小流域）を把握するために国土交通省、県と情報共有を行う体制を整備する。

災害危険箇所の調査結果は、資料編—資料-7のとおりである。

2 建築物災害防止体制の整備

災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から住民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を図る。

- (1) 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を作成する。
- (2) 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

3 危険物等災害防止体制の整備

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図る。

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 消防団や自主防災組織（自治公民館）の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

4 宅地災害防止体制の整備

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地の危険度を判定する危険度判定体制の整備を図る。

村では、震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備する。

第13款 防災関係機関の防災訓練の実施

1 総合防災訓練の実施

総合防災訓練は、次の基準により総合防災訓練計画を定めて実施する。

(1) 訓練参加機関（例）

ア 西米良村	オ 国土交通省九州地方整備局
イ 西米良村消防団	カ 自衛隊
ウ 西都警察署村所駐在所	キ その他の関係機関、団体
エ 西都土木事務所西米良駐在所	

(2) 訓練項目

- | | |
|--------|------------|
| ア 消防訓練 | イ 救出救護訓練 |
| ウ 通信訓練 | エ 炊き出し訓練 |
| オ 水防訓練 | カ その他必要な訓練 |
| キ 避難訓練 | |

(3) 訓練実施時期

原則として上半期に行う。

(4) 県総合防災訓練への参加

県が毎年実施する県総合防災訓練に参加するよう努める。

参加にあたっては、自主防災組織（自治公民館）、ボランティア組織、要配慮者も含めた地域住民等とも連携する。

2 個別防災訓練の実施

(1) 水防訓練

水防訓練は、次の基準により、水防訓練実施要領を定め実施する。

ア 訓練項目

- (ア) 観測訓練（水位、雨量、気象情報システム）
- (イ) 通報訓練（電話、無線、操作、伝達）
- (ウ) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- (エ) 輸送訓練（資材、器材、人員）
- (オ) 工法訓練（各水防工法）
- (カ) 樋門等操作訓練
- (キ) 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- (ク) その他

イ 訓練実施時期

上半期の間に行う。

(2) 消防訓練

消防教育訓練は、消防教育基準に基づき次により実施する。

ア 教育

(ア) 学校教養

消防団員の学校教養については、次の教養科目別に県消防学校において実施する。

- ・基礎教育
- ・専科教育
- ・特別教育

- (イ) 一般教養
一般教養は、次の区分について実施計画を定めて行う。
・科目 ・受講者 ・受講期間
- (ウ) 委託教養
委託教養は、消防団員を派遣して行うものについて実施する。
- イ 訓練
- (ア) 基礎訓練
基礎訓練については、次の種目別に実施計画を定めて行う。
・規律訓練 ・機械器具点検及び訓練 ・操法訓練
- (イ) 火災防ぎょ訓練
火災防ぎょ訓練は、次の種目別に実施計画を定めて行う。
・基本訓練 ・建物火災防ぎょ訓練 ・林野火災防ぎょ訓練 ・車両火災防ぎょ訓練 ・
その他危険物の訓練
- (3) 避難訓練
避難訓練は、
ア 村長、村教育委員会及び小中学校長はその管理する施設に係る避難訓練計画を定め実施する。
イ 村長は、社会福祉施設（村において管理する施設を除く）、診療所等、宿泊施設、観光施設等の管理者に対し避難訓練の実施について指導、協力をを行う。
- (4) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練
村は、災害時における職員の非常参集及び本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。
- (5) 情報収集及び伝達訓練
村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。
- (6) 広域防災訓練
村は県と連携し、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。
- (7) ライフライン復旧訓練
村は、水道等のライフライン復旧計画を作成するとともに、シミュレーションに基づいた訓練の実施に努める。
- (8) 医療救護活動訓練
医療関係機関は、災害時を具体的に想定し、西米良診療所における医療救護活動、DMATによる医療救護活動、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送等の訓練を実施する。
- (9) 防災行政無線通信訓練
災害が発生した場合に防災行政無線通信が十分な効果を発揮できるように、宮崎県市町村防災行政無線運営協議会で計画する防災行政無線通信訓練計画に基づき実施する。

3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

- (1) 事業所(防火管理者)における訓練
学校、診療所、工場、事業所、その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、村、消防団及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織（自治公民館）等における訓練

各自主防災組織（自治公民館）等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、村及び消防団等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織（自治公民館）等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織（自治公民館）等の活動を支援する。

(3) 住民の訓練

住民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、村、県及び防災関係機関は、防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努める。

4 防災訓練の検証

村は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じる。

第14款 災害復旧・復興への備え

1 各種データの保存・整備

(1) データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

村においては、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

2 罹災証明書発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

3 被災者台帳支援システムの整備

大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進める。

4 防災資機材等の備蓄

(1) 水防施設等の整備

村は、災害時の水防に万全を期するため、県水防計画に定める基準に基づき、水防倉庫の整備を図るとともに水防器材の備蓄を行う。

(2) 水防施設等の状況

水防倉庫及び水防資器材の状況は、資料編—資料-6のとおりである。

(3) 災害復旧資材（木材）の調達

被災地等において、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

第15款 災害に係る検証

村は県と連携し、大規模災害が発生した場合やその他必要があると認める場合に、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うとともに、検証結果を公表し、防災対策に反映させる。

第3節 住民の防災活動の促進

実施担当	総務課、むら創生課、福祉健康課、教育総務課、消防団
------	---------------------------

第1款 防災知識の普及

大規模地震は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政的的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため村、県及び防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

1 住民に対する防災知識の普及

(1) 内容

概ね次のとおりとする。

- ア 想定地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 緊急地震速報に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ケ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- コ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 方法

村は、自治公民館（自主防災組織）を中心として研修、集会等の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努める。

ア 講習会等の開催

村は県や防災関係機関と連携して、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

イ 広報普及

災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

(ア) 広報紙等の配布

- a 広報誌その他村で発行する刊行物による普及
- b 地区掲示板による普及

- c 広報車の巡回による普及
- d ハザードマップによる普及
- e その他の方法
- (イ) その他のメディアの活用
 - a テレビ・ラジオ局の番組の活用
 - b 普及啓発用映像の貸出
 - c インターネットの活用
 - d 教育設備の貸出

<広報誌、パンフレットの記載内容例：「地震への備え」>

- 家庭での備え－「自助」の取組
 - ① 食料や飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品などの備蓄
 - ② 救急箱、ラジオ、懐中電灯、乾電池など非常持出品などの準備
 - ③ タンスや食器棚などの家具やブロック塀等の転倒防止
 - ④ 避難所の位置や安全な避難経路の確認
 - ⑤ 災害時における家族間の連絡方法の確認
 - ⑥ 地震や火事に備えた住宅保険や共済への加入
 - ⑦ 住宅の耐震性の点検、耐震補強など
 - ⑧ 飼い主による家庭動物等の同行避難や避難所での飼養についての準備
- 地域での備え－「共助」の取組
 - ① 自主防災組織（自治公民館）への加入と避難・消火・救護訓練への参加
 - ② 地域における防災資機材（消火器、担架、テント、救出用具等）の整備・管理
 - ③ 高齢者や障がい者などの要配慮者への避難誘導體制の検討・整備
- その他
 - ① 大規模災害発生時には燃料が不足することに備え、日頃から自動車等の燃料の補充を行っておくこと。
 - ② 災害時には燃料の消費を極力少なくするため、自動車等による外出をできるだけ控え、応急復旧等を迅速に行うため、緊急通行車両や重要施設に対して優先的に燃料が供給されることを理解しておくこと。
- ウ 「宮崎県防災の日」、「防災週間」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施
 - 5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間、1月15日～21日の防災とボランティア週間において、重点的な普及活動を行う。

2 児童生徒等に対する防災教育

児童、生徒に対しては、学校教育はもとより地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら、発達段階など子どもの実態に即した防災教育を計画的に進めるとともに、防災に対する実践的な訓練を行う。

- (1) 児童生徒に対する防災教育
 - ア 災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
 - イ 教職員と児童、生徒が一体となった防災組織の確立
 - ウ 災害時の行動計画の策定及び周知徹底
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災に関する講座等の開催
 - カ 防災関係団体と連携しての関係行事への参加
 - キ ビデオ等による防災知識の普及

ク 地域ごとの連絡網及び、児童、生徒の引き取り体制確立

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるよう、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

ア 内容

- (ア) 想定地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (イ) 地震・津波に関する一般的な知識
- (ウ) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (エ) 職員等が果たすべき役割
- (オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (カ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

イ 応急対策を実施することとなる職員には災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

(ア) 応急対策活動の習熟被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

(イ) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

危険物等を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設は、地震発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、自主防災体制の強化を図る。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4 観光客等への広報

村は県と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

村は県と連携し、住民等からの地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

第2款 自主防災組織等の育成強化

大規模な地震災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、村は県と連携し、自主防災組織（自治公民館）の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による自主防災組織（自治公民館）の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織（自治公民館）の活動カバー率の向上及び充実を図る。住民は、防災活動の参加に努める。

1 活動カバー率の向上と活動支援

(1) 活動カバー率の向上

ア 自主防災組織の結成

自治公民館活動の一環として防災活動を組み入れ、既存の自治公民館を一の単位として自主防災組織を結成することを基本とする。

事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

イ 普及啓発活動の実施

村は県と連携し、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、自主防災組織（自治公民館）の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

- (ア) 防災知識の普及に関すること。
- (イ) 風水害、地震等に対する災害予防に関すること。
- (ウ) 災害時における情報の収集及び伝達、救出、救護、避難指導等に関すること。
- (エ) 避難所の運営支援に関すること。
 - a 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
 - b 要配慮者の安全確保 等
- (オ) 火災発生時における初期消火活動及び延焼防止に関すること。
- (カ) 防災訓練の実施に関すること。
- (キ) 防災機材の備蓄に関すること。
- (ク) 火気使用器具の点検に関すること。
- (ケ) 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等に関すること。
- (コ) その他自主防災組織の目的達成に関すること。

(2) 自主防災組織への活動支援

村は県と連携し、自主防災組織（自治公民館）に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材の整備については、国や県の制度を活用し、緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努める。

また、村は自主防災組織（自治公民館）に対して以下のような指導・協力等を行う。

- ア 自助共同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識し、併せて防災意識の高揚のための広報活動を実施する。
 - イ 地域の役員を対象に、災害に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。
 - ウ 自主防災組織（自治公民館）が実施する防災訓練に対して、積極的に指導及び協力を行う。
- (3) リーダーの育成
- 村は県と連携して、自主防災組織（自治公民館）のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織（自治公民館）の活動の活性化を図る。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織（自治公民館）等は、「第2章第2節第13款 防災関係機関の防災訓練の実施」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

3 事業所防災活動の推進

(1) 企業の防災活動の推進

村は県と連携し、企業の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みを積極的に評価する等により企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(2) 防火管理体制の強化

学校・診療所等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

(3) 危険物等施設事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

第3款 ボランティアの環境整備

災害発生時に、応急対策を迅速、かつ的確に実施するために、県・村及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、村は県と連携し、被災者の生活救援のためボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図る。

ボランティアは、一般ボランティアと、専門技術型ボランティアに区分し、専門技術型ボランティアについては、それぞれの団体の技能に応じた活動を依頼する。

1 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの活動環境の整備

村及び村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、次のことを行う。

ア 支援環境の整備

(ア) ボランティア活動の普及・啓発

(イ) 活動拠点としての施設の提供

- (ウ) 教材や備品等の貸出、又は提供
- (エ) 事務用品等の提供
- (オ) ボランティア保険への加入促進、及び保険料の助成
- イ 連絡調整窓口の整備
ボランティアセンターとの連携を確保するため、連絡調整窓口となる部署を定め連絡調整員を災害支援センターに派遣できる体制を整備する。
- ウ 協力関係の構築
災害時におけるボランティア活動との円滑な連携を図るため、平素から村社会福祉協議会や日本赤十字社宮崎県支部西米良地区との情報の共有化を図り、協力関係の構築に努めるとともに、ボランティアの登録状況等の把握に努める。
- エ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定
村社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。
- オ ボランティアコーディネーターの配置
村社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。
- カ ボランティア保険への加入促進
村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。
- (2) コーディネートシステムの構築
村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。
被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。
- ア 被災者のニーズ調査
- イ 被災者やボランティアからの相談受付
- ウ 要援護者への支援
 - (ア) ボランティア活動希望者の派遣
 - (イ) ボランティア活動プログラムの策定と提供
 - (ウ) ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供
- エ 被災者やボランティアに対する情報提供
- オ 各関係機関・団体との連絡・調整
- (3) ボランティアの養成・登録等
- ア ボランティアコーディネーターの養成
災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から村社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。
- イ ボランティアリーダー等の養成と組織化
災害時には、地域のボランティアリーダーや民生委員・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。
- ウ ボランティア研修の実施
災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。
- エ ボランティアの登録

村社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

(4) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておく。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

2 実施体制の確立

災害発生後、直ちに村社会福祉協議会等に受け入れ窓口を設置し、一般ボランティアの確保を図る。

(1) 設置組織 西米良村災害ボランティアセンター

(2) 設置場所 西米良村保健センター

(3) 活動内容

ア 村からの情報に基づき必要とするボランティア業務の把握

イ ボランティア活動の決定及びボランティア業務の割り振り

ウ ボランティア活動用資機材の確保

エ ボランティアの受付

オ 村との連絡調整

カ その他ボランティア活動について必要な活動

3 ボランティアの活動内容

(1) 一般ボランティア

ア 災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達

イ 避難生活者の支援(飲料水の提供、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け配布)

ウ 在宅者の支援(高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供)

エ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布、輸送)

オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者であって、災害支援の目的及び、活動範囲が明確であるものをいう。

ア 災害支援ボランティア講習等の修了者

イ 大工、電気工事士等の資格を有する者

ウ 医師、看護師、保健師、助産師、保育士等

エ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者

オ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者

カ 外国語、手話等の通訳者

キ その他の専門性を持つ者

4 地域安全活動ボランティアの体制整備

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあつては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、地

域の安全パトロール活動、関連事項の広報周知、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県・村、村社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、村社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第4款 地区防災計画の策定

村は、村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

第5款 災害教訓の伝承

- 1 村は県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- 2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。村は県と連携し、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第4節 地震災害に関する調査及び観測等の推進

実施担当	総務課
------	-----

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

村は、平成23～25年度「宮崎県地震・津波被害想定調査」に加えた、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究の検討に協力する。

第3章 地震災害応急対策計画

大規模な地震が発生した際は、ここに定める事項のほか、「第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画」に基づき、応急対策を実施する。

第1節 活動体制の確立

実施担当	総務班、商工観光班、福祉健康班、医療班、建設班、農林班、村民班、教育班 消防団
------	--

村長は村内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより、「西米良村災害対策本部」を設置し、防災の推進を図る。

本部を設置するに至らない災害にあつては、平常時における組織をもって対処する。西米良村防災会議を構成する関係機関は、村内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本部と緊密に連絡協調するよう努める。

なお、村は、県と緊密な連繫を保ち災害対策に万全を期する。

第1款 災害対策本部等の設置

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、総務課長（総務班長）を本部長とする情報連絡本部を設置し、総務班、建設班及び消防団員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

本部	地震		
	配備内容	配備基準	配備体制
情報連絡本部	<ul style="list-style-type: none"> 総務課長（総務班長）を責任者とする 総務班は必要に応じ配置につく その他の各班の所要職員は連絡の取れる体制をとる 消防団は情報収集の体制をとる 	<ul style="list-style-type: none"> 村内で震度4の地震が発生した場合 近隣市町村で震度6弱以上の地震が発生した場合 日向灘など九州地方で群発状況にあつて、村内で震度3の地震が発生した場合 その他総務課長が必要と認める場合 	情報連絡配備

2 災害警戒本部の設置

次の場合は、副村長（災害対策本部副本部長）を本部長とする災害警戒本部を設置する。

本部	風水害		
	配備内容	配備基準	配備体制
警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> 副村長（災害対策副本部長）を責任者とする 各班長が配置につく その他の職員は待機の体制をとる 	<ul style="list-style-type: none"> 村内で震度5弱の地震が発生した場合 消防団の出勤を要請する必要がある場合 その他副村長が必要と認める場合 	警戒配備

3 西米良村災害対策本部

次の場合は、本部を設置する。

本部	地震		
	配備内容	配備基準	配備体制
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 村長（本部長）を責任者とする 各班の所要職員が配置につく その他の職員は必要に応じ配置につく体制をとる 	<ul style="list-style-type: none"> 村内で震度5強の地震が発生した場合 村内で発生した地震により、他の災害が発生又は災害の発生が見込まれる場合 その他村長が必要と認める場合 	非常配備
	<ul style="list-style-type: none"> 村長（本部長）を責任者とする 本部の全組織が配備につく 	<ul style="list-style-type: none"> 村内で震度6弱以上の地震が発生した場合 その他村長が必要と認める場合 	特別非常配備

本部の組織等は「西米良村災害対策本部条例」及び「西米良村災害対策本部規程」ならびに本計画に定める。

(1) 災害対策本部

本部は、本部長、副本部長、本部会議及び消防団をもって構成し、防災及び災害対策等に関する重要な事項について協議し、対応にあたる。

(2) 本部会議

本部会議は、各班長（役場各課長等）をもって構成し、各班における防災及び災害対策等に関する事項について情報共有及び協議を行う。

(3) 組織

本部の組織編成は、表—1のとおりとする。ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができる。

本部に班を設け、班に班長及び班員を置く。班長は、表—1の2に掲げる職にある者を、班員は村職員をもって充てる。

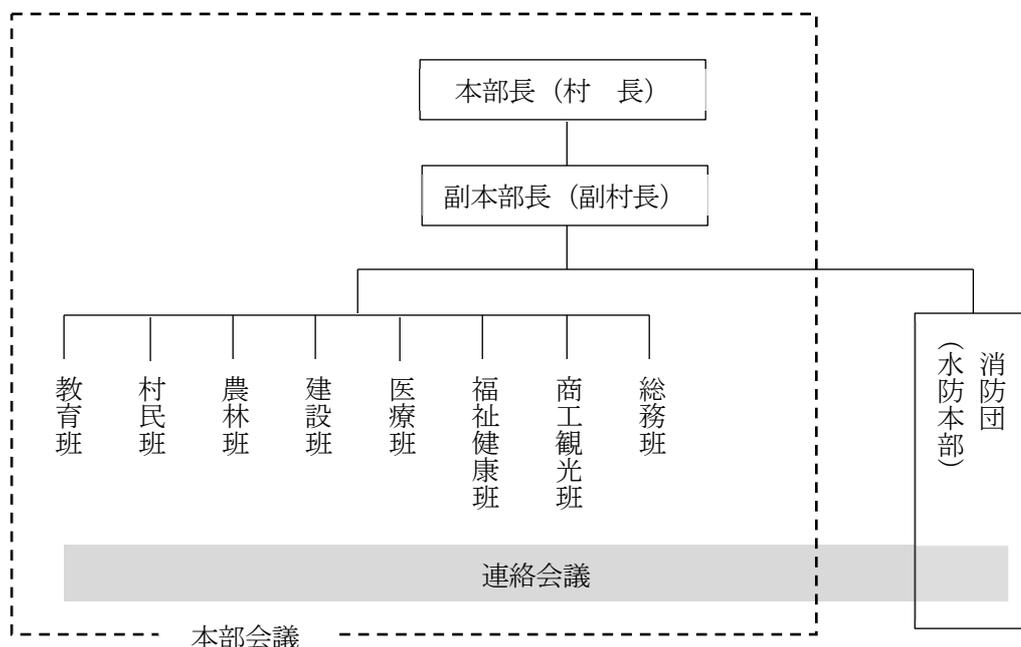
本部に班のほか消防団をおく。消防団の組織等は、「西米良村消防団条例」及び「西米良村消防団規則」に定める。

本部に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長及び各班長をもって構成し、災害応急対策その他災害前の防災に関する重要な事項について協議する。

本部に連絡会議を置く。連絡会議は、各班の班長がそれぞれ指名する者（水防本部にあっては水防本部長、消防団にあっては消防団長がそれぞれ指名する者）をもって構成し、各班

相互間の連絡調整に関する事項について協議する。

表—1 西米良村災害対策本部組織



表—1の2 本部会議班編成

本部会議構成班 (班長)	所属課	主な業務
総務班 (総務課長)	総務課	総括・情報・受援・消防
	議会事務局	災害対策本部運営支援
商工観光班 (むら創生課長)	むら創生課	商工・観光・移住
	会計室	商工観光支援
福祉健康班 (福祉健康課長)	福祉健康課	避難支援・健康管理 ふたば園管理 社会福祉協議会との連携
医療班 (診療所事務長)	診療所	医療・救護
建設班 (建設課長)	建設課	避難路の確保・管理道路の災害対策及び被害調査
農林班 (農林振興課長)	農林振興課	農林の災害対策及び被害調査
村民班 (村民課長)	村民課	交通対策・施設管理等
教育班 (教育総務課長)	教育総務課	学校管理・社会教育

(4) 事務分掌

本部が設置されたときは、災害対策業務を優先して行う。また、災害の種別、状況によって、特に職員を傾注する必要がある業務が発生した場合は、各班が人員調整など協力して対応する。

本部設置時に優先的に行う事務を表-2のとおり定める。
 本部廃止後、期間を設けて速やかに対処すべき事務については括弧書きにて示す。

表-2 西米良村災害対策本部事務分掌

班名	所属部署	事務分掌
総務班	総務課 議会事務局	1 本部会議に関すること 2 災害対策本部室の設置（村民課と議会で協力） 3 警報等の伝達に関すること 4 災害情報の収集及び分析に関すること 5 災害情報の伝達報告に関すること 6 消防団に関すること 7 避難所の設置及び避難者の把握 8 避難所の運営（自主防災組織との連携）に関すること 9 被害状況の収集、報告に関すること 10 職員の安否確認及び被害調査に関すること 11 関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること 12 災害時の受援に関すること 13 自衛隊の派遣要請に関すること 14 災害用食料及び救援物資の確保・調達に関すること 15 各班との連絡調整に関すること 16 災害関係文書の受理配布に関すること 17 災害記録・広報に関すること 18 災害対策の予算及び資金に関すること 19 その他、いずれの班にも属しない災害関連事項 （災害の記録・情報の整理に関すること） （罹災証明に関すること）
商工観光班	むら創生課 会計室	1 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 商工業者の災害対策及び被害調査に関すること 3 観光等により来村した方（外国人を含む）への対応、支援に関する こと 4 移住者等への避難支援等に関すること 5 通信事業者等との連携・応援に関すること 6 義援金品の受付保管に関すること （災害要望書の作成配布に関すること） （災害時の統計調査に関すること） （被災商工業者への支援に関すること） （義援金品の配布に関すること（福祉健康課と連携））
村民班	村民課	1 災害対策本部会議室の設置（議会事務局と協力） 2 庁舎の災害対策及び停電時の庁舎の電力等機能維持 3 村有施設及び財産の災害対策及び被害調査に関すること 4 公営住宅等の被害調査に関すること 5 災害時の交通対策に関すること 6 災害時の防疫、清掃、ごみ処理に関すること 7 被災地のし尿収集に関すること 8 被災地のごみ収集に関すること （被災納税者の調査に関すること） （被災納税者の減免等に関すること） （被災者の住宅支援に関すること）

班名	所属部署	事務分掌
農林班	農林振興課	1 農地の災害対策及び被害調査に関すること 2 農作物及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること 3 家畜及び家畜施設の災害対策及び被害調査に関すること 4 水産物及び水産施設の災害対策及び被害調査に関すること 5 林産物及び林産施設の災害対策及び被害調査に関すること 6 貯木・立木の災害対策及び被害調査に関すること 7 村有林の災害対策及び被害調査に関すること 8 ジビエ加工施設と百菜屋の災害対策及び被害調査に関すること 9 関係機関との連絡調整や協定に基づく応援要請に関すること (被災農家の支援に関すること) (被災農家の営農指導に関すること) (被災林業者の支援に関すること) (災害用木材の払い下げに関すること)
建設班	建設課	1 避難路の確保に関すること 2 災害対策用機材器具の調達に関すること 3 労務者の確保に関すること 4 林道の災害対策及び被害調査に関すること 5 村道の災害対策及び被害調査に関すること 6 水道施設の災害対策及び被害調査に関すること 7 下水道施設の災害対策及び被害調査に関すること 8 被災者の給水対策に関すること (住居等の障害物除去に関すること) (交通規制等の措置に関すること) (上下水道施設の早期復旧に関すること) (被災者の安定的給水に関すること) (農業用施設の災害復旧に関すること)
福祉健康班	福祉健康課	1 災害時要援護者に関すること 2 乳幼児の安全確認及び施設の災害対策に関すること 3 認定こども園の被害調査に関すること 4 災害時の母子の健康・安全に関すること 5 福祉施設の被害調査に関すること 6 避難者の健康管理に関すること 7 救援物資の配布に関すること 8 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること (社協) 9 炊き出しに関すること (社協) (被災保護世帯の措置に関すること) (被災者の心身の健康に関すること) (義援金品の配布に関すること) (ボランティアセンターの運営、記録に関すること (社協))
医療班	診療所	1 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 災害時の医療に関すること 3 傷病者の搬送に関すること 4 村外医療機関 (DMAT 含む) との連携・応援に関すること 5 遺体対応に関すること (医療品の調達に関すること)

班名	所属部署	事務分掌
教育班	教育総務課	1 児童生徒の安否確認及び被害調査に関すること 2 教育関係職員等の安否確認及び被害調査に関すること 3 児童生徒の避難等による安全確保に関すること 4 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること 5 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること 6 文化財等の被害調査及び保護・保管に関すること (災害時の応急教育に関すること) (災害時の学校給食に関すること) (教育義援金品の受付に関すること)
消防団		1 消防団員の安否確認及び被害調査に関すること 2 消防団活動に関すること (消防資機材の使用状況及び調査・調達に関すること)

(5) 本部の設置場所

本部は西米良村役場に設置するが、被災しその機能を果たさない場合は、次の代替候補地に設置する。

	設置場所
通常	西米良村役場
代替地①	西米良村基幹集落センター
代替地②	西米良村保健センター

(6) 本部設置の通知及び公表

本部を設置したときは、次の要領により通知、公表する。

通知又は公表先	担当班	通知又は公表の方法
本部構成員	総務班	庁内放送、電話その他迅速な方法で通知
県及び関係機関	総務班	電話その他迅速な方法で通知
一般住民	総務班	行政告知端末、防災行政無線等により公表
マスコミ等	総務班	各種問い合わせに随時対応

(7) 本部長の職務代理者

本部の設置後、村長（本部長）が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。なお、第3順位以下は、「村長の職務代理に関する規則」を準用する。

	職務代理者
第1順位	副村長
第2順位	総務課長
第3順位以下	「村長の職務代理による規則」を準用して決定

(8) 本部職員の標識

災害応急措置に従事する職員は、名札の着用のほか、適切な方法により明示する。

4 県等への報告・通報

村は、本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県(県本部設置前にあつては危機管理局、県本部設置後にあつては総合対策部連絡調整班)にその旨を報告するとともに、必要に応じ警察等の関係機関へ通報する。

5 大規模地震時における行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、村における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、村は県に「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告する。

なお、県から総務省市町村課へは、FAXにより報告する。

6 本部の廃止

本部は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき廃止する。

本部を廃止したときは、「(6)本部設置の通知及び公表」の要領により通知公表する。

7 西米良村防災会議

西米良村防災会議会長は、応急対策推進上必要と認めたときは、防災会議を招集し、災害に関する情報の収集及び災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整について協議し、応急措置の万全を期する。

防災会議の組織、所掌事務及び運営については基本法関係法令、西米良村防災会議条例及び西米良村防災会議運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

西米良村防災会議の組織は、次のとおりである。

(2) 所掌事務

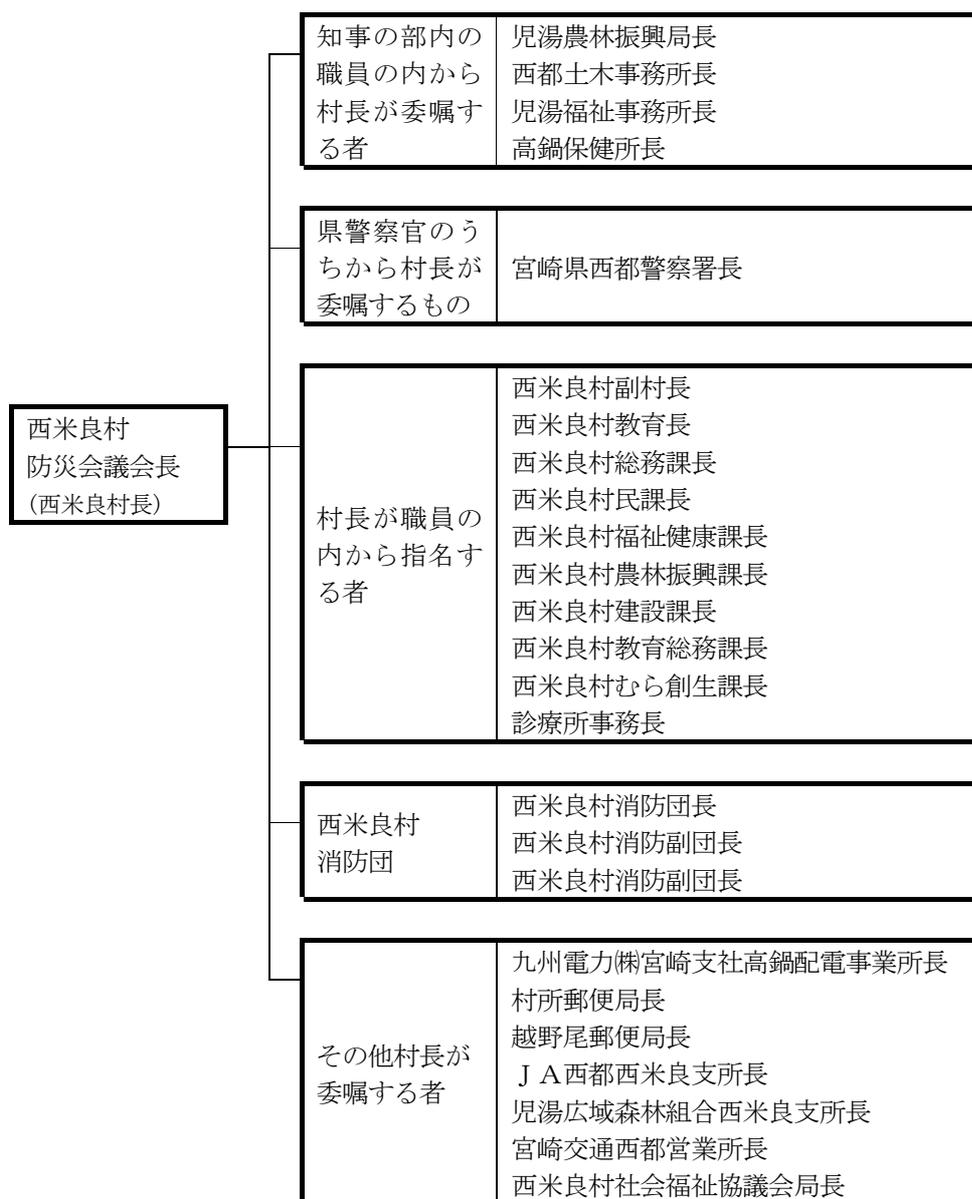
西米良村防災会議の所掌事務は、おおむね表-3のとおりである。

ア 村地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ 災害情報を収集すること。

ウ 災害対策及び災害復旧に関し、村ならびに関係機関相互間の連絡調整を図ること。

エ その他法令によりその権限に属する事務。



第2款 職員の参集及び動員

地震が発生し、又は地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の職員の動員は次による。

1 災害発生のおそれがある場合の動員

関係課長は次の発表、通知又は指示があったときは、必要に応じ直ちに所属職員を指揮監督して災害予警報の伝達、災害情報の収集、伝達その他災害応急措置がとれるような体制を整備しておく。

- (1) 災害発生のおそれがある気象情報等が宮崎地方气象台から発表があったとき。
- (2) 災害発生のおそれのある異常気象の通報が警察官等からあったとき。
- (3) 村長が必要と認め、指示したとき。

2 災害発生時における動員

関係課長は、災害が発生したときは直ちに所属職員を指揮監督して応急措置に従事できるような体制を整備しておく。

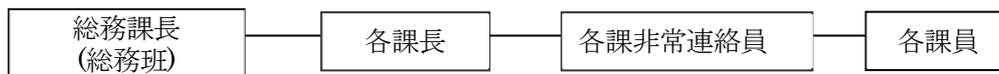
3 本部が設置された場合の動員

(1) 非常連絡員

各班長は所属職員の動員を円滑に行うため、班ごとに非常連絡員（補佐等）を必要に応じて定め、協力して連絡をとる。各班の非常連絡員は、資料編—資料-18のとおりである。

(2) 動員方法

ア 職員の動員は、次の系統で行う。



イ 退庁時における各課員に対する連絡方法は、各課長においてあらかじめ定めておく。

4 宿日直職員による非常連絡

宿日直職員は、次に掲げる場合は直ちに村長、副村長及び総務課長に連絡する。

- (1) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (2) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (3) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

5 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、進んで所属課長等と連絡をとり、又は自らの安全を確保しながら速やかに登庁する。

6 応援のための動員

村長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要があると認めるときは、各課（各班）に所属する職員を他の課（班）に派遣する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

実施担当	総務班、商工観光班、消防団
------	---------------

第1款 災害情報の収集・連絡

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震に関する情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

1 地震情報等の連絡

村は、気象庁から発せられた地震に関する情報を県、防災関係機関等と連携しつつ収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 情報の種類

地震情報

(2) 地震情報の収集

県内 26 市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。

また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制をとる。

ア 地震情報の種類と内容の表

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

イ 地震解説資料

宮崎地方気象台は、津波予報区「宮崎県」に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や宮崎県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を作成して、県及び防災関係機関に提供し、ホームページに公表する。

(3) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称		市町村名
宮崎	宮崎県北部平野部	延岡市、日向市、西都市、児湯郡の一部（高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町）、東臼杵郡の一部（門川町）
	宮崎県南部平野部	宮崎市、日南市、串間市、東諸県郡〔国富町、綾町〕
	宮崎県北部山沿い	児湯郡の一部（西米良村）、東臼杵郡の一部（美郷町、諸塚村、椎葉村）、西臼杵郡〔高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町〕
	宮崎県南部山沿い	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡〔三股町〕、西諸県郡〔高原町〕

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会

に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

消防庁は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、地方公共団体等に伝達する。

村は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

※気象庁制作の地域防災計画への標準的な記載例による

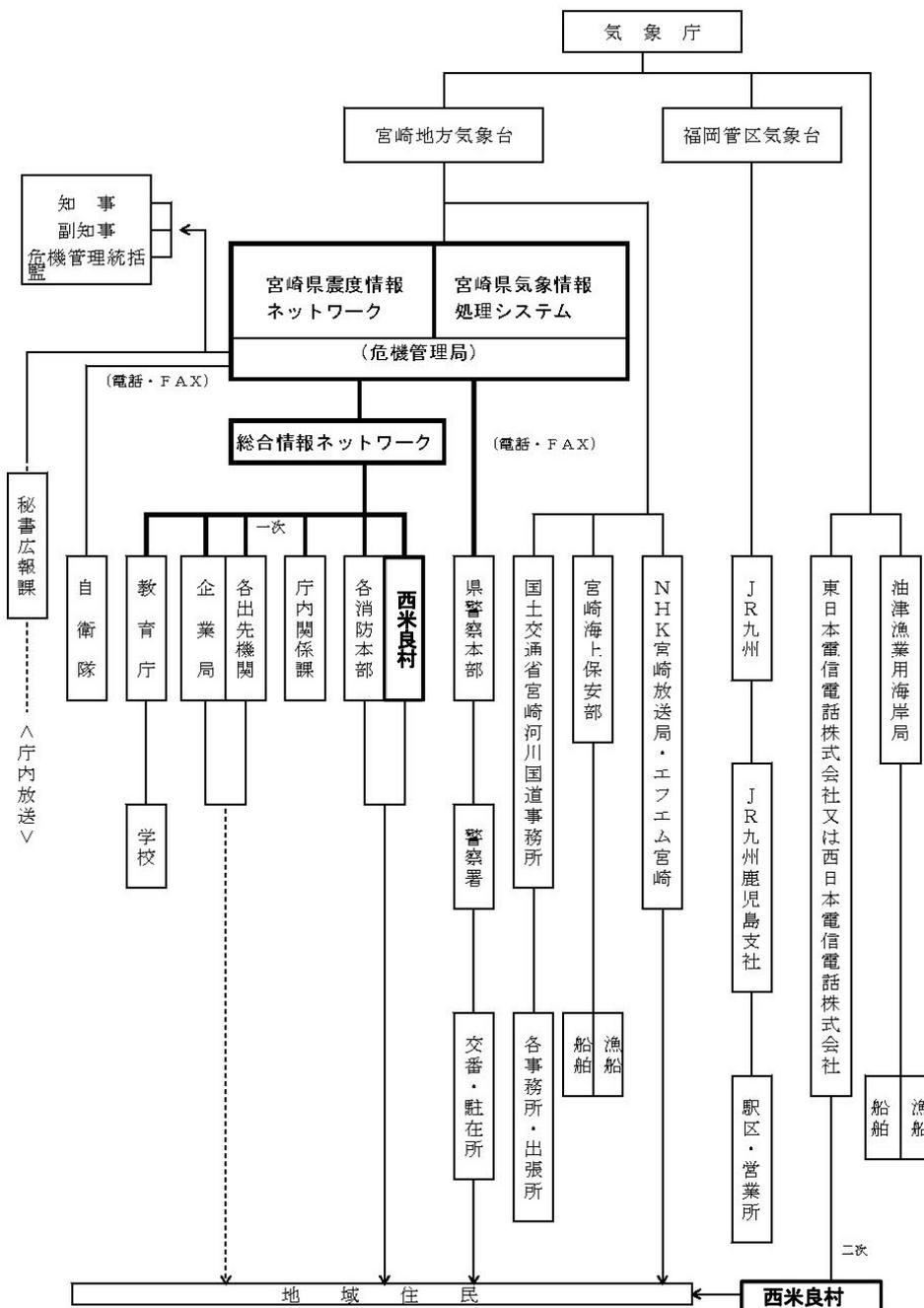
エ 普及啓発の推進

村は県と連携し、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努める。

オ 緊急地震速報を取り入れた訓練

村は国及び県と連携し、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(4) 地震情報の伝達
 (伝達系統)



ア 村の措置

- (ア) 村に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。
- (イ) 村長は、情報の受領に当たっては、関係課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。
- (ウ) 村長は、情報の伝達を受けたときは、村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。

イ その他の防災関係機関

宮崎地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意

し、さらに県、村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

(5) 異常現象発見者の通報義務

ア 発見者の通報

地割れ等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を村長または警察官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

イ 警察官等の通報

この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に、また村長は、宮崎地方気象台、県(危機管理局)、その他の関係機関に通報しなければならない。

ウ 村長の通報

村長はア及びイによって異常現象を知ったときは、直ちに次の機関に通報又は連絡する。この場合、気象官署に対する通報のうち地震関係については、通報後文書で行う。

(ア) 気象官署、警察官

(イ) 異常現象によって災害の予想される隣接市町村

(ウ) 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関

エ 住民に対する周知徹底

村長は、異常現象の通報を受けたときは、予想される災害地域の住民及び関係団体等に周知を図る。

2 第1次情報等の収集

(1) 概況の把握と報告

村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告は災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX等により行う。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

(2) その他の手段による情報の収集

ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ 住民からの情報収集

自治公民館長や区長の他必要に応じ、一般住民等から情報を収集する。

ウ テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

エ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

オ 民間企業からの情報収集

建設事業者等、村内企業の協力を得て情報を収集する。

(3) 孤立集落の被害状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、村は現地消防団や自主防災組織（自治公民館）のほか、県、防災関係機関と連携し、ライフラインの途絶状況を把握するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

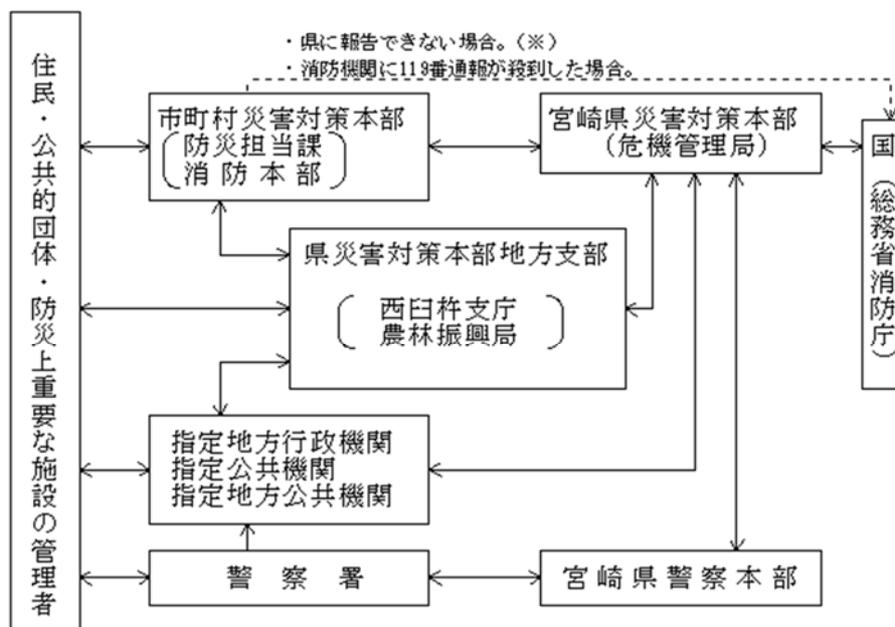
3 被害情報、応急対策活動情報の連絡

本部は、各防災関係機関等より被害状況、応急対策活動等の状況を収集、とりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

(1) 被害情報等の伝達手段

災害現場からの情報は、村（消防団）及び警察署等防災関係機関から収集し、県本部において集約する。なお、県本部未設置段階では、危機管理局が情報を集約する。

<情報収集・伝達の流れ>



（※）は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

(2) 被害情報等の伝達手段

村は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段を使う。
- イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

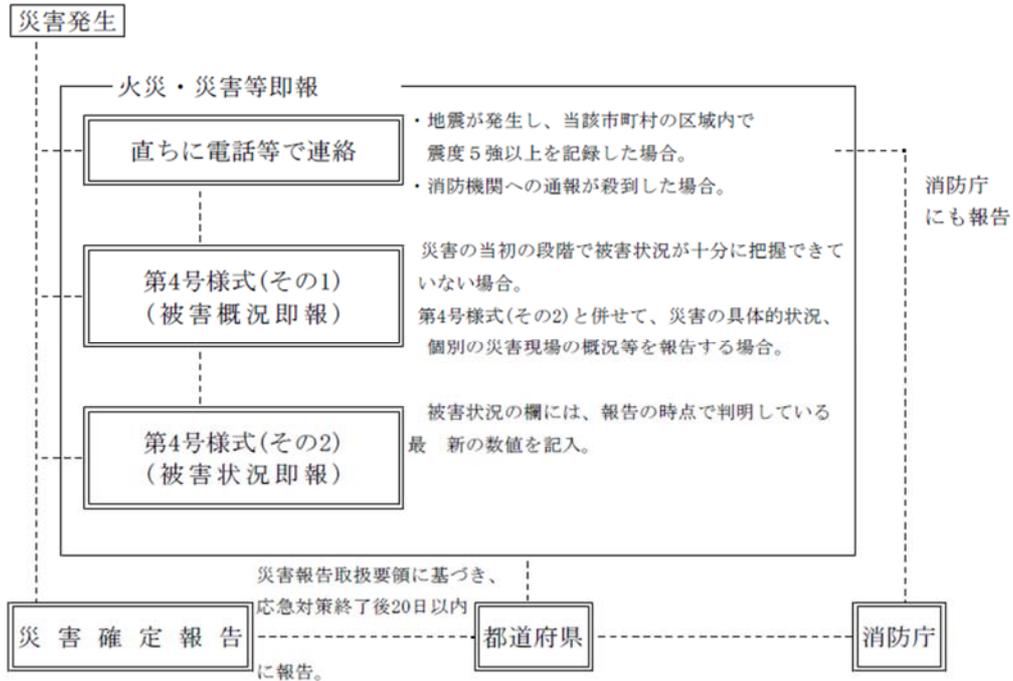
ア 即報

地震発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ 確定報

応急対策終了後 20 日以内に報告。

ウ 事務処理フロー



	平日	夜間・休日
報告先 消防庁	(NTT 回線) 03-5253-7527	(NTT 回線) 03-5253-7777
	3-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)
	(消防防災無線) 90-49013	(消防防災無線) 90-49102
	90-49033 (FAX)	90-49036 (FAX)
	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49102
	TN-048-500-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49036 (FAX)

第4号様式(その1)は資料編—資料-20、第4号様式(その2)は資料編—資料-21のとおりである。

(4) 情報収集・伝達活動

ア 村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、以下に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 20 日以内に行う。

(ア) 本部が設置されたとき

(イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

- (ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- (エ) 地震が発生し、震度4以上を記録したとき
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- イ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県本部に直接連絡をとる。
- なお、県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。
- ウ 災害規模が大きく、村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- エ 消防庁への直接報告
- (ア) 地震が発生し、村域内で震度5強以上を記録したものについては、第1報を直接消防庁へ原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。(被害の有無を問わない。)
- (イ) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。
- オ 災害概況即報
- 災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いる。
- (ア) 災害の概況
- a 発生場所、発生日時
当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入する。
- b 災害種別概況
地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- (イ) 被害の状況
当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。
その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点をおく。
- (ウ) 応急対策の状況
当該災害に対して、村(消防団を含む。)及び県が講じた措置について具体的に記入する。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入する。
また、村長が自衛隊の災害派遣を要請した場合にはその要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入する。
- カ 被害状況即報
- (ア) 各被害欄
原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略可能。
なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。
- (イ) 災害対策本部本部の設置状況
設置及び解散の日時を記入する。
- (ウ) 災害救助法適用市町村名

適用日時を記入する。

(エ) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入する。

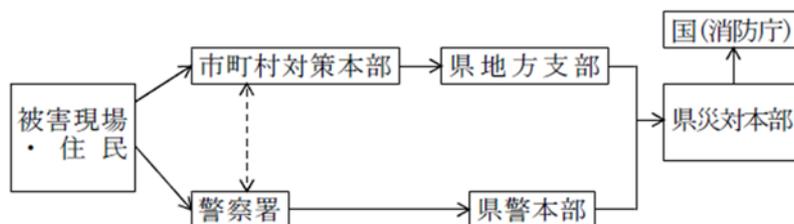
- a 災害の発生場所
被害を生じた場所（村全域もしくは地域名まで）
- b 災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間
- c 災害の種類、概況
災害の種別、災害の経過、今後の見通し等
- d 応急対策の状況
 - ・消防、水防、救急・救助、避難誘導等消防機関の活動状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況など
- e 119 番通報件数
10 件単位で記入する。

なお、災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、資料編—資料-22 のとおりである。

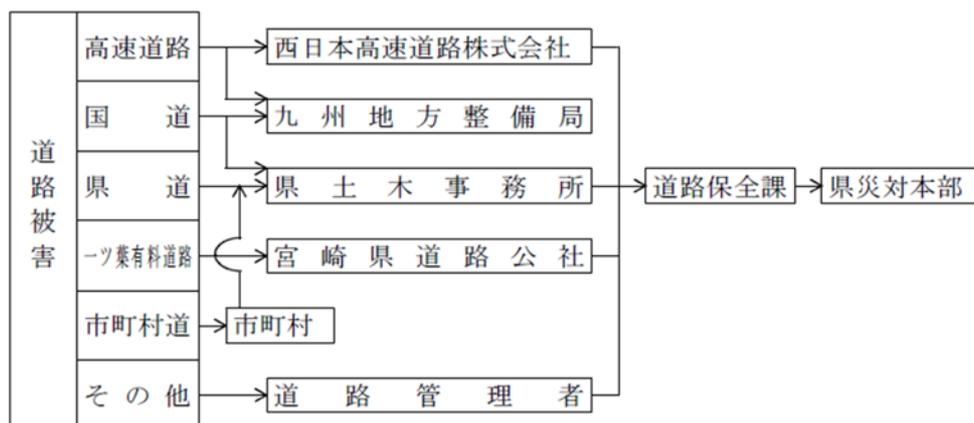
(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

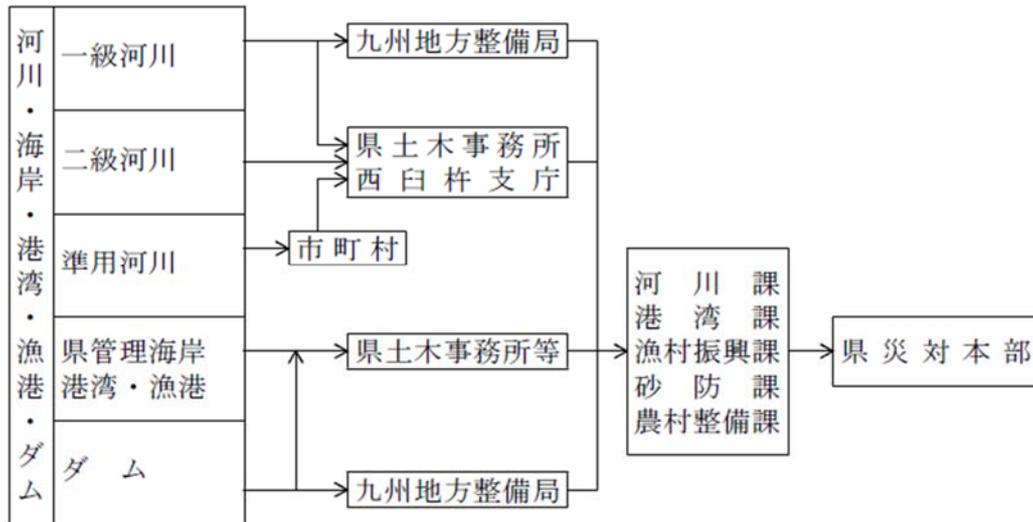
ア 情報収集・伝達系統1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



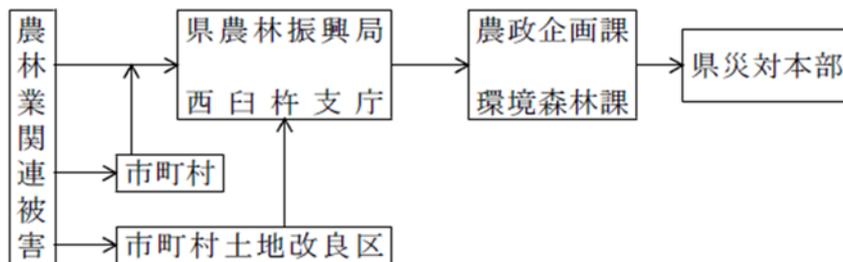
イ 情報収集・伝達系統2(道路被害)



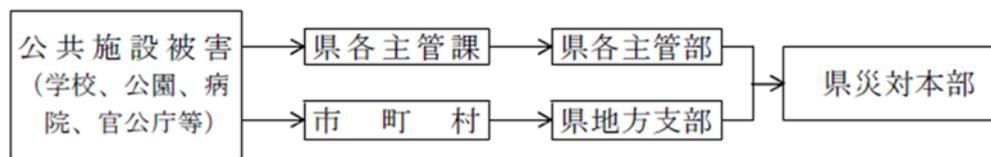
ウ 情報収集・伝達系統3(河川、海岸、港湾、漁港、ダム)



エ 情報収集・伝達系統4(農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



オ 情報収集・伝達系統5(その他公共施設)



4 住民への広報

(1) 村における広報

村における災害情報、被害状況等の広報は総務班が行う。

(2) 被害写真の収集

ア 総務班は職員を現地に派遣して、又は現地消防団等の協力を得て、災害状況を撮影する。

イ 総務班は各班等が撮影した写真の収集を図る。

ウ その他現地における資料の収集を図る。

(3) 報道機関に対する情報発表の方法

村において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、次の事項について適宜行う。

ア 災害の種別及び発生日時

イ 災害発生場所又は地域

ウ 被害状況

エ 村における応急対策の状況

オ その他

(4) 村民に対する広報

村において収集した災害情報及び応急対策等の村民に対する広報は、次の方法による。

ア 独自の手法

- (ア) 行政告知端末又は広報車により広報を行う。
- (イ) 写真、ポスターを貼付又は配布する。
- (ウ) 洪水ハザードマップを配布する。
- (エ) 報道機関を通じて周知を図る。

イ 報道機関への依頼

村は必要に応じて、県に報道機関(NHK 宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎)に対して上記の内容を広報するよう依頼する。

(5) 広報内容

ア 被災地住民等に対する広報内容

村は、被災地の住民や地震の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- ① 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- ② 避難勧告・指示(緊急)の発令されている地域、避難勧告・指示(緊急)の発令の内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所(福祉避難所を含む)、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫ 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡
- ⑮ 全般的な被害状況
- ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 被災地外の住民に対する広報内容

村は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ① 避難勧告・指示(緊急)の発令されている地域、避難勧告・指示(緊急)の発令の内容
- ② 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥ 全般的な被害状況
- ⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況

(6) 報道機関への対応

ア 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、村は可能な範囲で提供する。

イ 報道機関への発表

(ア) 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。

(イ) 発表は、原則として本部が実施する。なお、必要に応じ各班において発表する場合は、あらかじめ本部に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。

(ウ) 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として本部と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

また、発表に当たっては、自衛隊等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮する。

(エ) 本部は、報道機関に発表した情報を、本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

第2款 通信手段の確保

災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等、災害時における通信はおおむね次による。

1 専用電信設備の利用

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

(1) 県総合防災情報ネットワークの活用

災害時には、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、村、消防本部及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合防災情報ネットワークを活用する。

ア 気象警報等共通の情報を県庁（統制局）、農林振興局及び土木事務所（支部）等の関係機関へ伝達するときは「一斉通報」により行う。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及び伝達を確保するため、被害状況の報告等緊急通話を優先させる。

ウ 被災現場より直接通信の必要がある場合は、移動無線（車載及び携帯）により通信を行う。

エ その他は「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

2 代替通信機能の確保

(1) NTTの災害優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への收容については、NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）へ依頼する。

(2) NTTの非常・緊急通話

災害発生時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは、困難な場合で応急対策等の

ため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話または電報を利用する。

ア 非常通話とは、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合(または、発生のおそれがある場合)救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のための通話である。

イ 緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話も交換手扱い通話であり、優先順位としては、非常通話、緊急通話の順となっており、あらかじめNTTに電話番号を登録しておく必要がある。

ウ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設けている。

なお、村が指定を受けている電話は次のとおりである。

設置場所	電話番号	備考
役場	36-1111	
西米良診療所	36-1031	
西米良中学校	36-1224	
村所小学校	36-1034	

非常・緊急通話を利用できる機関例

非常通話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関相互間 ・ 水防機関相互間 ・ 消防機関相互間 ・ 水防機関と消防機関相互間 ・ 災害救助機関相互間 ・ 消防機関と災害救助機関相互間 ・ 輸送、通信、電力供給の確保に直接関係のある機関相互間 ・ 警察機関相互間など
緊急通話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防、救援、復旧などに直接関係のある機関相互間 ・ 緊急事態発生の実態を知ったものと前項の機関との間 ・ 犯罪が発生、または発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間 ・ 選挙管理機関相互間 ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関相互間など ・ 水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間など

また、非常・緊急通話の利用方法は次のとおりであり、102 をダイヤルして、オペレータ 応答後下記の内容を告げる。

- ア 非常扱い、緊急扱いを告げる
- イ 登録された電話番号と機関などの名称
- ウ 相手の電話番号
- エ 通話の内容

(3) 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規程に基づいて、無線局は非常無線通信「以下「非常通信」という。」を行うことができる。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

ウ 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- (ア) 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- (イ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- (ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- (エ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの

その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

エ 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号
- (イ) 本文(200字以内)、末尾に発信人名(段落にて区切る)
- (ウ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(4) 携帯電話の利用

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(5) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

通信設備が優先利(使)用できる機関名

優先利(使)用するもの	通信施設設置機関	申込み窓口
知事 村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防団長	県(総合情報ネットワーク)	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部—通信指令室長 各警察署—署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	JR九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社	支社・配電センター・営業センター 電力センター・耳川水力整備事務所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
航空自衛隊	その都度依頼する。	

(6) 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、特に郡部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。

このため西日本電信電話(株)は孤立防止対策用衛星電話を、NTT西日本の各支店、市町村役場、農漁協、小学校等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用する。

<利用方法>

●電話をかけるとき

★MODEランプ消灯時(オペレータ扱い):通常はこの状態

ア 受話器をはずします。

イ 市外局番なしの「102番」をダイヤルします。

(注)MODEランプ消灯時は102, 117以外は使用できません。

ウ オペレータが出ましたら下記のことをお告げください。

- ・衛星電話からの通話であること。
- ・非常扱いの通話または緊急扱いの通話の申し込みであること。
- ・お客様の機関の名称
- ・相手の電話番号

・お話になる内容

エ オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話をください。

★MODE ランプ消灯時(自動接続)：災害時などに遠隔で設定

ア 受話器をはずします。

イ お話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。

ウ 応答がありましたらお話をください。

●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取りください。

オペレータが通話をおつなぎします。

(7) 放送機能の利用

村長及び知事は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を必要とする時は、次の事項を明らかにして県に放送の要請を依頼する。

ア 放送を求める理由

イ 放送の内容

ウ その他必要な事項

3 村における通信利用系統

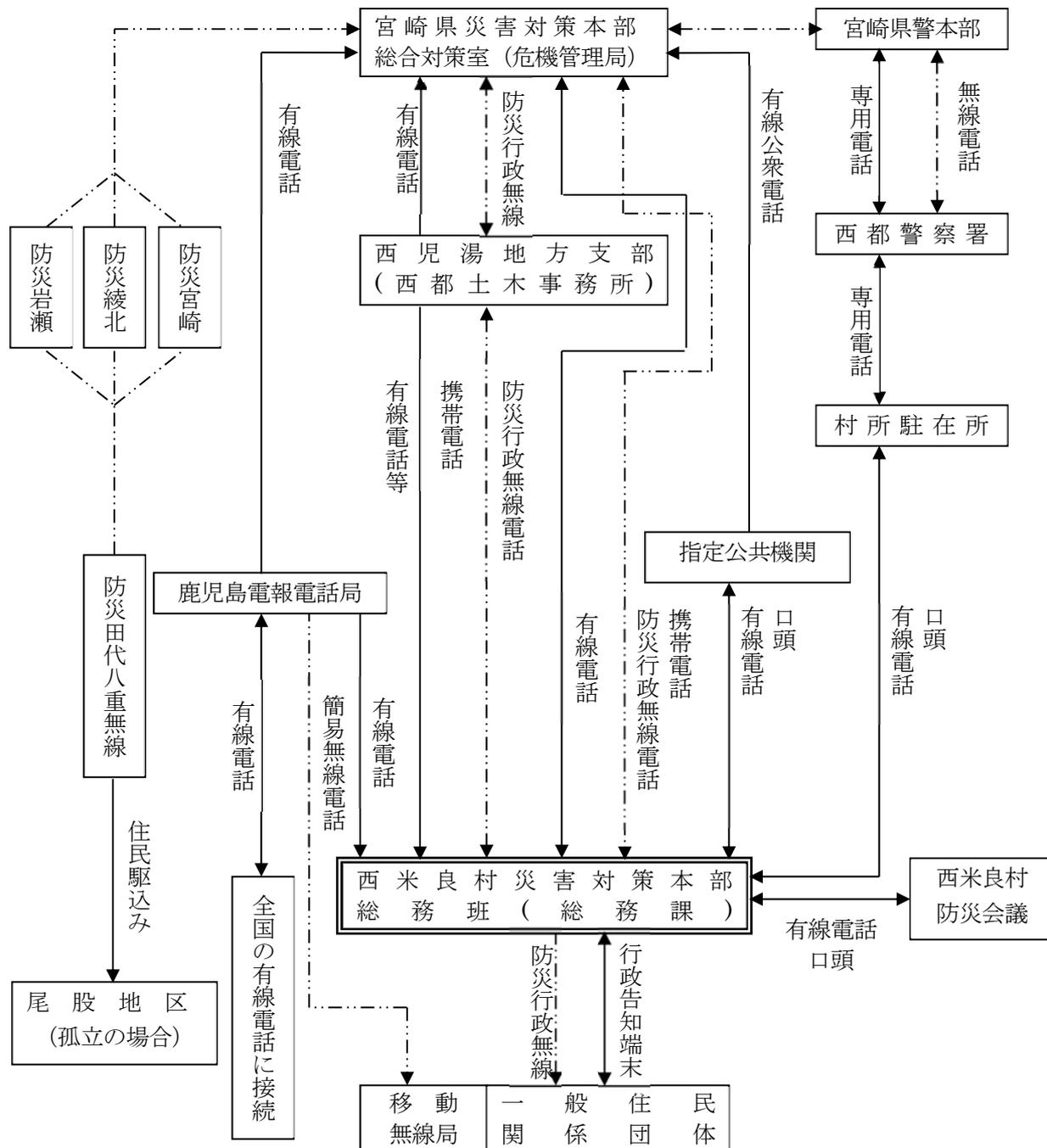
村における災害通信利用系統は、表—4のとおりである。

4 通信設備の状況

(1) 有線無線通信設備

災害関係機関の有線電話及び防災行政無線電話の一覧表は資料編—資料-19のとおりである。

表—4 村における通信利用系統表



第3節 広域応援活動

実施担当	総務班
------	-----

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

1 応援要請の実施

(1) 他市町村への要請

村長は、村域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

また、村長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

応援項目は、次に挙げるとおりとする。

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のため必要な事項

(2) 県への応援要請または職員派遣の斡旋

村長は、知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

ア 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- ⑥ その他必要な事項

イ 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

村長は、村域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、

指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
 - ② 派遣を要請する職員の職種別人員
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ その他職員の派遣について必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

村長は、村域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

村長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 物資等の受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化等

村長は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

イ 物資等の受入体制の整備

村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておく。また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努める。

3 消防機関の応援要請

(1) 応援要請

村は、村の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ① 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し宮崎県内の他市町村または宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

4 広域受援・応援計画

村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、また、他の県内市町村から応援要請がなされた場合に効果的な応援ができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるよう努める。

第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊災害派遣の要請者は知事とする。

(2) 自衛隊の災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請は天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため行うものとし、おおむね次の基準による。

ア 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(3) 災害派遣要請の依頼

ア 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって、知事に対し災害派遣要請依頼を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話を持って行い、その後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要する理由

(イ) 派遣を必要とする期間

(ウ) 派遣を希望する人員、用途別車両、船舶、航空機等の概数

(エ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(オ) 部隊との連絡場所及び部隊の集結地

(カ) その他参考となる事項

イ 自衛隊の災害派遣要請は、総務班が行う。

ウ 派遣要請を行う場合の連絡及び関係書類の提出先は、県総務部危機管理局とする。

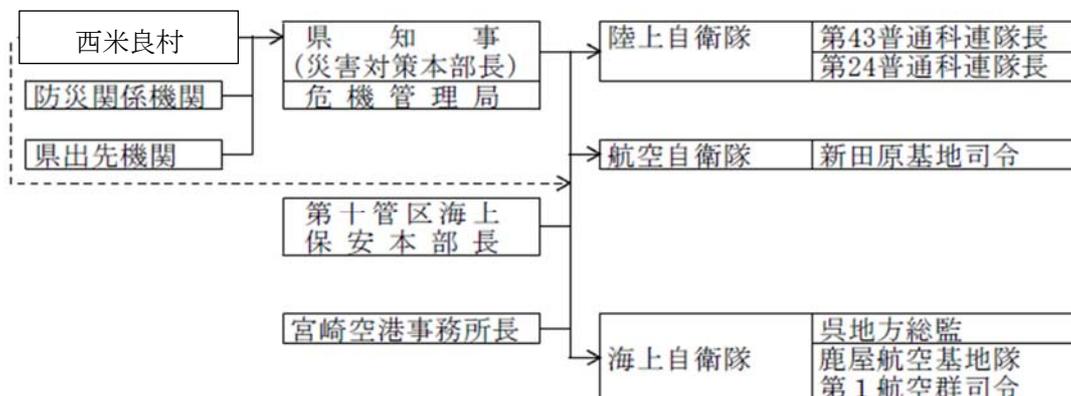
自衛隊の災害派遣要請書様式は、資料編一資料-23 及び資料-24 のとおりである。

(4) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示す。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

<災害派遣要請系統図>



2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(例)

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合。

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(例)

① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例)

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

(4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

3 自衛隊受入れ体制の確立

(1) 村長は、知事から災害派遣の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置する。

ア 派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所の準備、その他受け入れのために必要な措置をとる。

イ 派遣部隊及び県との連絡職員を指名し、連絡に当らせる。

ウ 応援を求める作業の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画を立て部隊の到着と同時に作業ができるように準備しておく。

(2) 受入れ側準備

村長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

ア 災害派遣部隊到着前

(ア) 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。

- (イ) 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。
- (ウ) 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。
- イ 災害派遣部隊到着後
 - (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
 - (イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を知事に報告する。
- (3) 派遣部隊が到着した場合は、おおむね次の要領により措置する。
 - ア 派遣部隊を集結地に誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、調整のうえ、必要な措置をとる。
 - イ 村長は次の事項を県総務部危機管理局に報告する。
 - (ア) 派遣部隊の長の官職氏名
 - (イ) 隊員数
 - (ウ) 到着日時
 - (エ) 従事している作業の内容及び進捗状況
 - (オ) その他参考となる事項
- (4) ヘリコプターの受入れ・交信
 - ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。
- (5) 経費の負担区分
 - 派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは村の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定める。
 - ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
 - イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
 - ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
 - エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
 - オ その他の必要な経費については、事前に協議しておく。
 - なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と村が協議する。

4 派遣部隊等の撤収要請

村長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって、知事に対し撤収要請の依頼をする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で撤収要請を依頼し、その後文書を提出する。

撤収要請の様式は、資料編—資料-25 及び資料-26 のとおりである。

5 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備については、資料編—資料-27 のとおりとする。

第4節 救助・救急及び消火活動

実施担当	総務班、医療班、建設班、消防団
------	-----------------

第1款 救助・救急活動

1 救助・救急活動の原則

- (1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、村長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、村長が行う救助・救急活動に協力する。
- (3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (4) 村は、村域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織（自治公民館）、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- (6) 自衛隊の救助・救急活動は「第3節第2款自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

2 村及び消防機関による救助・救急活動

- (1) 情報収集、伝達
 - ア 被害状況の把握
村は119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織（自治公民館）等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
 - イ 災害状況の報告
消防団長は、村からの要請があった場合、災害の状況を把握し、村長に対して速やかに報告する。また村は、消防団等からの災害状況の報告について県に報告する必要がある場合は、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。
- (2) 救助・救急要請への対応
 - 地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。
 - ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
 - イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- (3) 救助資機材の調達
家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。
建設業者の一覧は、資料編—資料-35のとおりである。
- (4) 応急救護所の設置
災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、診療所、自主防災組織（自治公民館）、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。
- (5) 後方医療機関への搬送
 - ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を

行い診療所に搬送する。

イ 診療所が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合は村外、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療班に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

3 住民相互、自主防災組織（自治公民館）、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織（自治公民館）及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

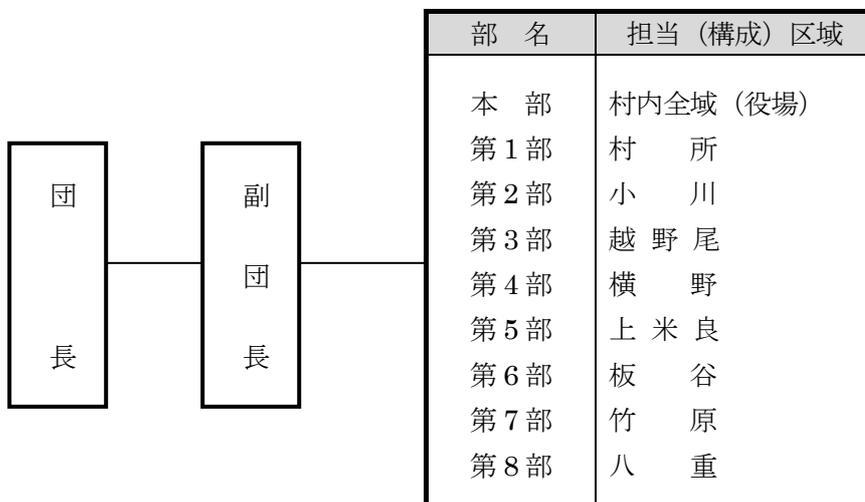
- (1) 自主防災組織（自治公民館）内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織（自治公民館）と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、消防団、警察等に連絡し早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防団、警察と連絡をとりその指導を受ける。

第2款 消火活動

地震発生に伴う火災は、同時多発の可能性が大きい。従って、消防団は組織内相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織（自治公民館）等の協力のもとに効果的な消防活動を実施する。

1 組織計画

西米良村消防団の組織は次のとおりである。



2 消防団による消火活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織（自治公民館）等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防団長は、村の応援要請等の手続きに遅れの生じないように、災害の状況を村長に対して報告するよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 火災現場活動の原則

(ア) 消防団の現場指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる診療所及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請

村は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第 44 条第 1 項に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請を依頼する。

(4) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

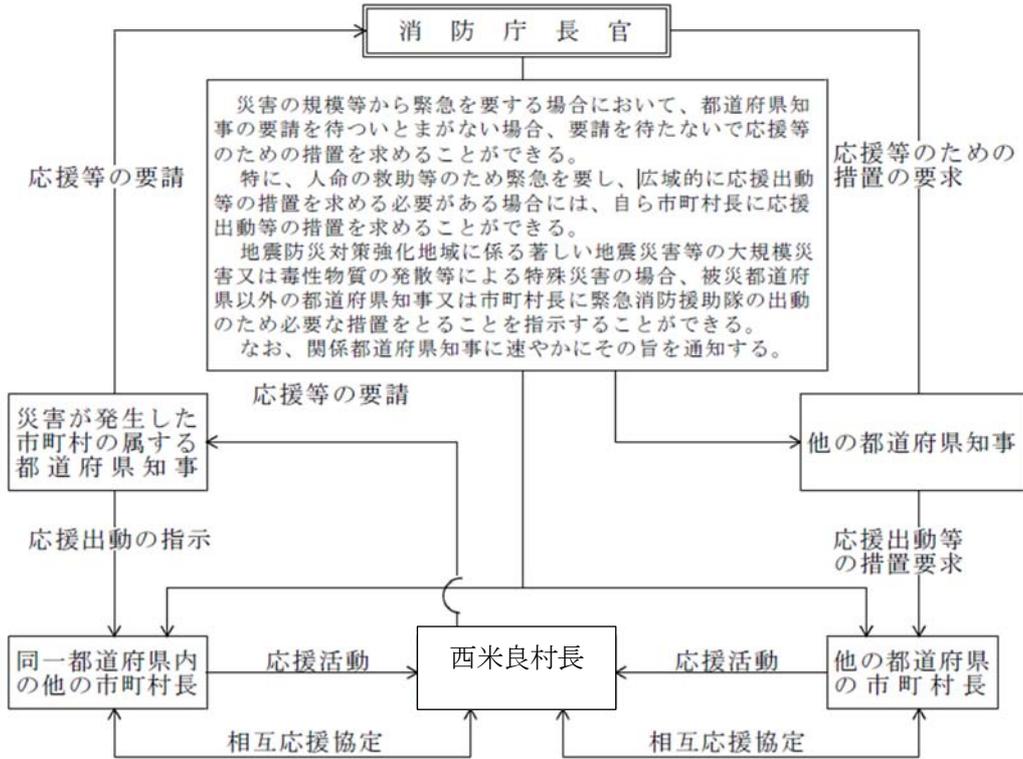
応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

(5) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第 76 条の 3 に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

＜大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー＞

(消防組織法第44条関係)



3 住民、自主防災組織、事業所による消火活動

(1) 住民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともにプロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防団が到達したときは現場指揮者の指揮に従う。

(3) 事業所の活動

ア 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

(ア) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

石油類等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (イ) 警察及び消防団に直ちに通報する。
- (ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第5節 医療救護活動

実施担当	総務班、福祉健康班、医療班、村民班、消防団
------	-----------------------

第1款 医療機関による医療救護活動

発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間まで）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行う。

急性期（3日目～1週間程度まで）、亜急性期（1週間～1ヶ月程度まで）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握するなど、村は、県、医療関係機関、防災関係機関等と連携して被災者の支援に万全を期する。

第2款 医療活動の実施

- 1 医療は、県地域防災計画の定めるところにより、厚生労働省が認めた専門的な研修を受けた医療従事者によるDMAT及び医療救護班等を要請することにより行う。
- 2 救助法の適用に当たらない場合の医療は、西米良診療所等の医療関係者をもって行い、医療、助産の実施に必要な医療品及び衛生材料の確保は、西米良診療所が行う。
- 3 負傷者等に対する医療はもとより、被災者や避難者に対する心のケアに関する必要な措置について、医療従事者やボランティア等を含め、本部福祉健康班が中心となって実施する。

第3款 搬送体制の確保

1 傷病者の搬送

原則として西米良診療所の搬送車で対応するが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、村公用車、自家用車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図る。その際、診療所名の明記及び緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図る。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点までの搬送体制の確保を図る。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

(1) 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて、被災地域で対応困難な重症患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで搬送するものであって、航空搬送時の診療、SCUにおける診療、SCUの運営等を含む。

※SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）：Staging Care Unit 略。

航空搬送に際して、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地内外を問わず航空搬送拠点到設置されるもの。

航空搬送拠点候補地(SCU設置候補地)

地域	施設名	所在地	備考
県央	航空自衛隊新田原基地	児湯郡新富町大字新田 19581	広域・地域
県央	宮崎空港	宮崎市大字赤江飛江田	広域・地域
県北	九州保健福祉大学	延岡市吉野町 1714-1	地域
県南	日南総合運動公園	日南市大字殿所 2200	地域

(2) 地域医療搬送

被災地内外を問わず、村が、県、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送するもの(県境を越えるものを含む。)であって、広域医療搬送以外のもの。
ア 災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院等に優先的に搬送する。
イ 搬送する車両等又はヘリコプターが不足する場合は、他県又は自衛隊に協力を要請し確保する。

2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

第4款 医薬品等の供給

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達先及び調達可能量は、資料編—資料-29 のとおり。

第5款 医療情報の確保等

村は、県、医療機関、消防機関等と連携し、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、必要な対策を講ずる。

また、同システムが使用できない場合は、あらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

第6款 集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策計画

多数の死傷者を伴う突発的な災害が発生した場合の救急医療対策については、次によるものとする。

1 災害発生の通報連絡

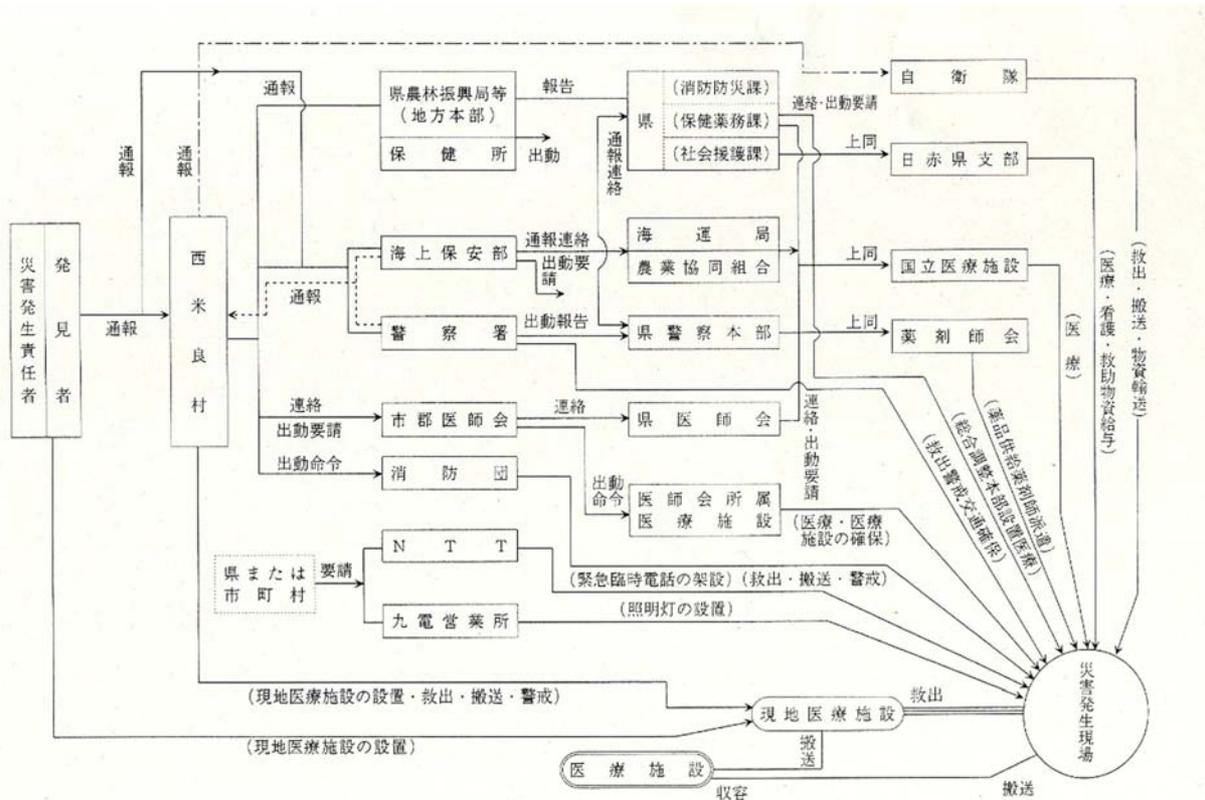
災害発生についての各関係機関に対する通報連絡は総務班が行う。

(1) 通報・連絡については通報連絡等救急医療対策系統図のとおりとする。

(2) 通報の内容は次のとおりとする。

ア 事故発生(発見)の日時・場所

- イ 事故発生（発見）の状況
- ウ その他参考事項



＜通報連絡等救急医療対策系統図＞

2 現地事故対策本部の設置等

- (1) 県地方支部長（児湯福祉事務所長等）が現地に到着する間は、消防団の協力を得て総務班が「現地事故対策本部」を設置し、関係機関との連絡調整を図る。
- (2) 現地事故対策本部の総括責任者は村長とする。
- (3) 現地事故対策本部設置に必要な場所、資器材等のあっせんは、村民班が行う。
- (4) 県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、調整本部内において調整を行う。

3 災害現場の警戒

災害現場の警戒は、消防団がこれに当る。

4 傷病者の救出及び搬送

- (1) 傷病者の救出及び搬送については、消防団が実施する。
- (2) 搬送についての調整は、医療班が福祉健康班の協力を得て行う。
- (3) 搬送に必要な車両の確保は、「第3章第6節第2款 輸送体制の確立」により総務班が行う。

5 応急的医療施設の設置

災害現場における応急的医療施設の設置については、消防団の協力を得て医療班（診療所）が設営する。なお、これらの管理については、医療班（診療所）が行う。

6 医療班の派遣及び要請

村長は、災害発生の通報を受けたときは、ただちに医療班（西米良診療所等の医師、看護師）を現地に派遣するとともに西都市西児湯医師会へ医療班の出動要請を行う。

7 給食のあっせん

傷病者及び救急業務に従事する者等に対する給食のあっせんは福祉健康班が行う。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

実施担当	総務班、建設班
------	---------

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

1 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階(地震発生直後の初動期)

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ウ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- エ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- オ 村の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- カ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階(応急対策活動期)

- ア 前記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階(復旧活動期)

- ア 前記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2 村及び防災関係機関の緊急輸送

- (1) 村が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、村が行うことを原則とする。
- (2) 村長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- (3) 村は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
- (4) 防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うが、特に必要な場合は、本部に必要な措置を要請する。

第2款 輸送体制の確立

1 実施責任者

災害時における交通の規則、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行う。

(1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

ア 道路法に基づく規制 ～ 道路の管理者

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するた

め必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限する。(道路法第46条)

イ 道路交通法に基づく規制 ～ 県公安委員会

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の交通を禁止し、又は制限する。(道路交通法第4条)

ウ 基本法に基づく規制 ～ 県公安委員会

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、県公安委員会は、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。(基本法第76条)

(2) 交通施設の応急対策

村が管理する交通施設の応急対策は村長が行う。

(3) 緊急輸送

村が災害応急対策を実施するために行う緊急輸送は、村長が行う。

2 交通の規制

(1) 危険箇所における交通の規制

村長は、災害時において村が管理する道路の破損、決壊その他の事由により、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、禁止又は制限の区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置する。

車両通行止の標示(様式1)は、資料編—資料-28のとおりである。

(2) 緊急輸送車両の手段

村長は、災害時における交通の禁止又は制限下において、緊急輸送に車両を使用しようとするときは、県計画の定めるところにより、知事又は県公安委員会に申し出て緊急輸送車両確認証明書等の交付を受ける。

緊急輸送車両に関する標章等(様式2～4)は、資料編—資料-28のとおりである。

(3) 交通規制の実施

ア 災害対策基本法に基づく交通規制の実施(発災直後から4、5日ないし1週間程度)

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図る。

(ア) 緊急交通路の指定

緊急交通路は県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに、交通規制を実施する。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換える。(規制表示の変更)

(イ) 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させる。(テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など)

(ウ) 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とする。

ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしない。

- (エ) 緊急交通路の始点及び終点における措置
緊急交通路の始点及び終点にあつては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置する。
また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置する。
- (オ) 迂回路対策
県公安委員会により緊急交通路が指定された際は、必要な場合において、迂回路を設定し、当該迂回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行う。
- (カ) 交通規制要員の配置等
緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人間的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用する。
また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行う。
- (キ) 交通規制用資機材の活用
交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行う。
- (ク) 署長権限規制の継続
緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資する。
- (ケ) 路上放置車両等に対する措置
緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置する。
- イ 道路交通法に基づく交通規制(4、5日ないし1週間以降)
この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替える。
- (4) 自動車運転者のとるべき措置(交通の方法に関する教則)
- ア 根拠
交通の方法に関する教則(昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号)第10章第3節災害などのとき
- イ 内容
- (ア) 大地震が発生したとき
大地震が発生した場合、運転者は次のような措置をとるようにする。
- a 車を運転中に大地震が発生したとき
- 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
 - 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
 - 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- (イ) 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき
災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県(これに隣接し又は近接する都道府県を含む。)において、災害応急対策が的確かつ円滑に行

われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

a 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

○道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

○区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

b 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

c 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

3 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第3章第12節第1款 公共土木施設等の応急復旧活動」に定めるところによる。

4 緊急輸送

(1) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度ならびに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち適当な方法による。

ア 道路輸送

イ 空中輸送

ウ 人力による輸送

(2) 道路輸送

ア 村における車両等の確保

村が業務遂行上必要とする車両等の確保は、次の方法により行う。

(ア) 村有車両等の確保

a 車両等の掌握は総務班において行う。

b 各班は、車両等を必要とするときは、総務班に配車を要請する。

c 総務班は上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

(イ) 村有以外の車両等の確保

a 各班は、村有以外の車両等を確保する必要がある場合、総務班に車両等の確保を要請する。

b 総務班は上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を要請する。

(ウ) 車両等の確保の協力要請

村長は、村内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は隣接の市町村又は県に協力を要請して車両の確保を図る。

- イ 村有車両の状況
村有車両の状況は、資料編—資料-30のとおり。
 - ウ 車両の調達
車両の調達先、種別、数量等は資料編—資料-31のとおり。
 - エ 燃料の調達
燃料の調達先、所在地等は資料編—資料-32のとおり。
- (3) 空中輸送
- ア 村長は、災害による交通の途絶その他の理由により、山間へき地等への緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、「第3章第3節第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより、知事に空中輸送の要請を行う。
 - イ 村長は、空中輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な地点の選定、整備に努める。
 - ウ ヘリコプター発着可能地点の状況
ヘリコプター発着可能地点の状況は、資料編—資料-33のとおり。
- (4) 人力による輸送
- ア 災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。
 - イ 人力による輸送は、消防団及び住民の協力を要請して行う。ただし、これが困難な場合は、村職員による輸送又は県に自衛隊の災害派遣を要請して行う。

5 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

- (1) 被害状況の把握
村は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、対応可能な方法により、速やかに調査を実施するとともに、県本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。
- (2) 障害物の除去
村は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。
村は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 応急復旧
村長は、村が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路がある場合はこれを利用して交通を確保する。
- ア 応急工事
 - (イ) 応急工事の体制
 - a 要員及び資材の確保
村長は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておく。
 - (a) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
 - (b) 地元建設業者の現況把握及び緊急時における協力要請の方法
 - (c) 応急工事の施行に必要な資機材の確保
 - (d) 建設機械等の現況把握及び緊急時における調達の方法
建設業者の一覧は資料編—資料-35、建設機械の調達は資料編—資料-34のとおりである。
 - b 応援又は派遣の要請
村長は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場

合は、「第3章第3節第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼をするとともに、他の地方公共団体に對し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

(イ) 応急工事の実施

村長は、次により災害時における道路施設の応急工事の迅速な実施を図る。

a 応急工事

被害の状況に応じて、おおむね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

- (a) 排土作業又は盛土作業
- (b) 仮舗装作業
- (c) 障害物の除去
- (d) 仮道、さん道、仮橋等の設置

(ウ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

イ 建設機械の調達

建設機械の調達先、種別は資料編—資料-34のとおりである。

6 道路輸送手段の確保

(1) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度ならびに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち適当な方法による。

- ア 道路輸送
- イ 空中輸送
- ウ 人力による輸送

(2) 道路輸送

ア 村における車両等の確保

村が業務遂行上必要とする車両等の確保は、次の方法により行う。

(ア) 村有車両等の確保

- a 車両等の掌握は総務班において行う。
- b 各班は、車両等を必要とするときは、総務班に配車を要請する。
- c 総務班は上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

(イ) 村有以外の車両等の確保

- a 各班は、村有以外の車両等を確保する必要がある場合、総務班に車両等の確保を要請する。
- b 総務班は上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を要請する。

(ウ) 車両等の確保の協力要請

村長は、村内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は隣接の市町村又は県に協力を要請して車両の確保を図る。

イ 村有車両の状況

村有車両の状況は、資料編—資料-30のとおり。

ウ 車両の調達

車両の調達先、種別、数量等は資料編—資料-31のとおり。

エ 燃料の調達

燃料の調達先、所在地等は資料編—資料-32のとおり。

(3) 空中輸送

ア 村長は、災害による交通の途絶その他の理由により、山間へき地等への緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、「第3章第3節第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより、知事に空中輸送の要請を行う。

イ 村長は、空中輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な地点の選定、整備に努める。

ウ ヘリコプター発着可能地点の状況

ヘリコプター発着可能地点の状況は、資料編—資料-33のとおり。

(4) 人力による輸送

ア 災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。

イ 人力による輸送は、消防団及び住民の協力を要請して行う。ただし、これが困難な場合は、村職員による輸送又は県に自衛隊の災害派遣を要請して行う。

第7節 避難収容活動

実施担当	総務班、福祉健康班、村民班、消防団
------	-------------------

第1款 避難誘導の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は、別に定める「西米良村避難勧告等判断基準・伝達マニュアル」及び次による。

1 避難対策の実施責任者

(1) 避難の勧告・指示等

避難のための準備情報、立退きの勧告、指示、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容保護は、次の者が行う。

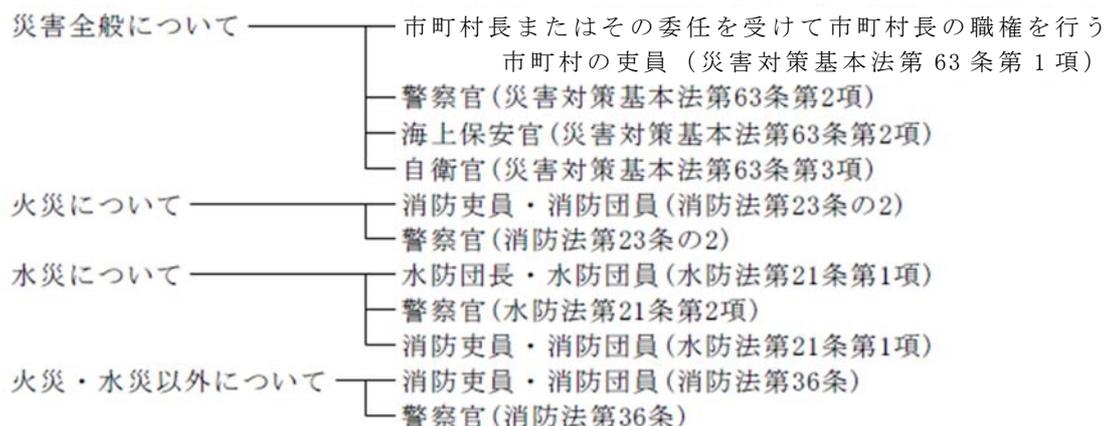
なお、これらの責任者は相互に緊密な連繫を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行なわれるよう努める。

避難勧告・指示等		実施責任者
避難準備・高齢者等避難開始 (災害全般)		村長 高齢者、障がい者、妊婦・乳幼児など、避難に時間がかかる方が避難を始めなければならない段階であり、災害発生危険性が高まり、人的被害の発生可能性がある場合に、村長は避難のための準備情報を発する。
避難勧告 (災害全般)		村長 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは村長は立退きを勧告する。(基本法第60条第1項)
避難指示 (緊急)	洪水について	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者 洪水により著しい危険が切迫しているとき、知事その命を受けた県職員又は水防管理者は立退きを指示する。(水防法第29条)
	地すべりについて	知事又はその命を受けた吏員 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき、知事又はその命を受けた吏員は立退きを指示する。(地すべり等防止法第25条)
災害全般について		村長 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で急を要すると認めるときは、立退きを指示する。(基本法第60条第1項)
		警察官 災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場の危害をさけるため、その場にいるものを避難させる。(警察官職務執行法第4条) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において村長が指示できないと認められるとき、又は村長から要求があったときは、警察官はみずから立退きを指示する。(基本法第61条第1項)
		自衛官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な状態が生じた場合で警察官がその場にはいないときはその危害をさけさせるため、その場にいる者を避難させる。(自衛隊法第94条)

避難勧告・指示等	実施責任者
避難の誘導、避難の勧告及び指示者	避難所への誘導は、避難の勧告又は指示者が行う。
避難所の開設及び収容保護	避難所の開設及び収容保護は村長が行う。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として村長が行う。

(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行う。



(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難所の開設及び避難者の誘導については、第11節災害救助計画第4款避難所の供与に定めるところによるものとする。

(4) 避難者の移送

避難者の立退きは、避難者が各自行うことを原則とするが、災害が激甚の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、第11節災害救助計画第14款救助物資等の輸送に定めるところによるものとする。

2 避難勧告・指示

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。

・土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流)	・余震による建物倒壊
・延焼火災	・地震水害(河川等)
・危険物漏えい(劇毒物、爆発物)	・その他

(2) 避難の勧告又は指示

村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。また、国又は県に必要な助言を求めことができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行うものとする。

避難の勧告・指示等の発令基準は次のとおりである。

■避難勧告・指示等の発令基準

避難情報	地震災害
避難勧告	ア～エのいずれかに該当する場合に、避難勧告又は指示（緊急）を発令する。
避難指示 （緊急）	ア 地震による建物の倒壊や、火災発生のための避難の必要性が生じたとき イ 土砂災害（特別）警戒区域等において、土砂災害等の危険が切迫しているとき ウ 火災が拡大するおそれがあるとき エ その他住民の生命及び身体を災害から保護する必要があると認めるとき

(3) 避難勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施する。

- ア 発令者
- イ 差し迫っている具体的な危険予想
- ウ 避難対象地区名
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- カ 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

(4) 避難措置の周知

ア 村長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき関係市町村長及び関係機関に通知する。

イ 村長はみずから避難の勧告または指示を行ったとき、または避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(ア) 関係機関への連絡

村長及び県は、避難勧告又は指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

(イ) 住民への周知徹底

村長は、避難勧告・指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

a テレビ、ラジオ、行政告知端末（ホイホイライン）、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・FAX・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織（自治公民館）、近隣住民等による積極的な声かえ等により、迅速に必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底せしめる。

b 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難勧告・指示等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

c 広報車等による伝達

広報車により、地区を巡回して伝達するとともに、電話、急使等により自治公民館長、区長、消防部長を通じて周知徹底を図る。

(5) 避難勧告等の助言

村は必要に応じて、県及び宮崎地方気象台より避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言を受けることができる。

(6) 避難の勧告又は指示の解除

避難勧告又は指示等の解除の基準は次のとおりである。

■避難勧告・指示等の解除基準

避難情報	地震災害
避難勧告	災害に伴う危険が解消したと認められた場合
避難指示 (緊急)	

3 避難実施の方法

(1) 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させる。

- ア 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者
- イ 防災に従事する者以外の者

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

- ア 避難の誘導は消防団等が行う。
- イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- ウ 誘導に当たっては、混乱を避けるため可能な地域においてはその実情に応じ、避難経路を複数選定しておく。
- エ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をする。
- オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、または要救出者の有無を確かめる。

4 警戒区域の設定

(1) 設定の基準(災害全般)

- ア 村長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- イ 警察官は、村長（権限の委託を受けた村職員を含む。）が現場にいないとき、または村長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知する。
- ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を村長へ通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 村長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 村長、警察官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

5 避難場所への村職員等の配置

村が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため村職員、消防団員又は警察官を配置する。

6 避難場所における救護等

- (1) 避難場所に配置された村職員、消防団員又は警察官は自主防災組織（自治公民館）等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
 - イ 避難した者の掌握
 - ウ 必要な応急の救護
 - エ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容
- (2) 村が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

7 避難状況の報告

- (1) 村は、自主防災組織（自治公民館）及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。
- ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - (ウ) 村に対する要請事項
 - イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。
 - (ア) 避難場所名
 - (イ) 避難者数・避難世帯数
 - (ウ) 必要な救助・保護の内容
 - (エ) 村に対する要請事項
- (2) 村は、避難状況について、県へ報告する。

第2款 避難所の開設、運営

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

避難所の開設は、総務班において消防団等の協力を得て行う。避難所を開設した時は各避難所ごとに職員又は消防団員を派遣駐在させて、避難所の管理と収容者の保護に当らせる。

ア 基本事項

(ア) 対象者

避難所を設置した場合は、以下によらず避難して来るすべての被災者を適切に受け入れることが望ましい。

a 災害によって被害を受けた者

(a) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け日常起居する場所を失った者

(b) 自己の住家の被害に直接関係はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む）

b 災害によって被害を受けるおそれがある者

(a) 避難勧告又は指示を受け避難しなければならない者

(b) 避難勧告又は指示は受けないが、緊急に避難することが必要である者

(イ) 開設場所

a 避難所はあらかじめ整備された施設を利用する。ただし、これらの施設が利用できないときは、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借上げて設置する。

b 被害が激甚のため、aによる避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町村に収容を委託しあるいは建物又は土地を借り上げて設置する。必要があれば、あらか

じめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

- c 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し生活相談員等を配置する。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。
- d 避難所開設のための作業は、でき得る限り労力奉仕によるが、野外仮設、便所仮設のために特別な技術者を要する場合は技術者を雇い上げて行う。
- e 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

(ウ) 設置期間

- a 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小する。
- b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。
- c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設をすすめる。
- d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限 7 日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生大臣の承認を必要とするため県と協議する。

(エ) 県への報告

村長は、避難所を設置したときはただちに避難所開設状況（開設の日時・場所・収容人員・開設期間の見込み）を知事に報告する。

(オ) 県への要請

村は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

イ その他

村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されたとしても原則として開設しない。

(2) 避難所の運営

村は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織（自治公民館）、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ア 管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として村職員又は消防団員による管理責任者を配置する。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備する。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行う。

- (ア) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。
- (イ) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- (ウ) 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。
- (エ) ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する。

- (ア) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- (イ) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。
(設備、備品の例示)
 - ・畳、マット、カーペット
 - ・間仕切り用パーテーション
 - ・冷暖房機器
 - ・仮設風呂・シャワー
 - ・洗濯機・乾燥機
 - ・仮設トイレ
 - ・その他必要な設備・備品
- (ウ) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努める。なお、物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、災害時要援護者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- (エ) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保する。
- (オ) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。
- (カ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努める。
 - a 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
 - b 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫する
 - c 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする。

- d 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつける。
- e 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める。
- f 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮する。なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

(キ) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。

エ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努める。また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援する。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮する。

オ 指定避難所以外の被災者への支援

避難所の運営に当たり、地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も支援の対象とすることが適切である。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切である。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治公民館（自主防災組織）や村職員、消防団、民生委員・児童委員等による見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

第3款 被災者の把握

1 避難者、在宅被災者の把握

(1) 避難者の状況把握

村は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

ア 登録事項

- (ア) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (イ) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- (ウ) 親族の連絡先
- (エ) 住家被害の状況や人的被害の状況
- (オ) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- (カ) 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- (キ) 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- (ク) その他、必要とする項目

イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

ウ 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 避難所外被災者の状況把握

避難所に避難してしくない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

避難所の過密の回避やプライバシー確保の観点から、指定避難所以外にも、独自に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する必要があるため、防災関係機関はもとより、NPOやボランティアと連携して被災者の把握に努める。

特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供する。

2 被災認定

村は被災認定を、「第3章第17節第1款 災害救助法の適用」の基準により行う。

第4款 避難生活環境の確保

1 避難所生活環境の整備

村は、要配慮者（高齢者や乳幼児等）の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

村は県と連携し、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関する事、プライバシー保護に関する事等具体的な衛生教育を行う。

2 健康管理

- (1) 被災者の健康状態の把握
 - ア 村は県と連携して、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。
 - イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。
 - ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者についても配慮する。
- (2) 被災者の精神状態の把握
 - ア 村は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
 - イ 村は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。
- (3) 継続的要援助者のリストアップ
村は県と連携して、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。
- (4) 関係機関との連携の強化
村は県と連携して、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。
- (5) 避難所外避難者の健康状態の把握
在宅避難や車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報等の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第5款 要配慮者への配慮

1 要配慮者に配慮した応急対策の実施

災害時における要援護者の支援については、「西米良村災害時要援護者避難支援プラン」を別に作成する

- (1) 災害発生直後に必要な対策
 - ア 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。
 - イ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。
- (2) 早期に必要となる対策
要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。
 - ア 一般の避難所での対策
 - (ア) 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。
 - (イ) 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。
 - (ウ) 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように介助に配慮する。また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。

- (エ) 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がいに対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。
- (オ) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。
- (カ) 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図る。

イ 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、アの対応とともに、次の事項に留意する。

- (ア) 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。
- (イ) 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
- (ウ) 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

2 関係団体等との連携

村は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所(福祉避難所を含む)の管理者、自主防災組織(自治公民館)、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、赤十字宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図る。

3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

村は県と連携して、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) 要員の確保

村は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

(2) 安否確認、救助活動

村は県と連携して、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

(3) 搬送体制の確保

村は県と連携して、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、村所有車両や社会福祉施設所有の車両により行う。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

村は県と連携して、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

村は県と連携して、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、

配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

村は県と連携して、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

村は県と連携して、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要配慮者に対する支援対策

ア 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

イ 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

ウ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

(ア) 村は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行う。

(イ) 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、村と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結する。

(ウ) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所を図られるように努める。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

村は県と連携して、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

村は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

村は県と連携して、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て在日外国人、訪日外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

村は県と連携して、在日外国人、訪日外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

県は、必要に応じて速やかに(公財)宮崎県国際交流協会(以下「県国際交流協会」という。)内に災害に関する外国人の「相談窓口」を開設し、総合的な相談に応じ、村においても、必要に応じて速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、村及び県は

「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第6款 応急住宅の確保

1 基本事項

応急仮設住宅の供与及び応急修理は原則として知事が行う。なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、村長が行う。

知事が村長に委任した場合又は救助法の適用に当たらない場合は、以下の基準で村民班が行う。

2 応急仮設住宅の供与・管理

(1) 供与期間等

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は災害発生の日から 20 日以内とし、当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期限内（最高 2 年以内）とする。

(2) 設置戸数の決定

応急仮設住宅の設置数は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、県と協議の上決定する。

(3) 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として国、県、村の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供する。なお、国有地については、国有財産法第 19 条及び第 22 条第 1 項第 3 号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議する。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておく。

(4) 規模

応急仮設住宅の規模は、1 戸当り 29.7 m²を基準とする。また構造は一戸建、長屋建、あるいはアパート式建築のいずれでも差つかえない。

(5) 費用

応急仮設住宅建設の費用は、整地費、建築費、付帯工事費、人夫費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて一戸当り平均 2,342,000 円以内とする。

(6) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得る。

(7) 入居者の選定等

県は村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。なお、村においては、入所の選定に当たって災害救助法担当課（総務課）、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設置する。

ア 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

- ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ・前各号に準ずる者

(8) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置する。

(9) 応急仮設住宅の管理

ア 県は、応急仮設住宅を設置した時は、その維持管理に努めなければならない。

ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の市町村長に委任することができる。

イ 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めること。

ウ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置するよう努めること。

エ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載すること。また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意すること。

(10) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくものとする。

(11) 地域社会づくり

ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。

イ 自治公民館(自主防災組織)では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行うこと。

ウ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治公民館(自主防災組織)活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮するものとする。

エ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治公民館(自主防災組織)を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制(ネットワーク)による見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

(12) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

ア 恒久住宅需要の的確な把握

イ 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底

ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

オ その他、住宅等に関する情報の提供

3 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害の発生の日から1ヶ月以内とする。

(2) 応急修理の戸数の決定

県は、応急修理を要する戸数を村を通じて速やかに把握し、村と協議の上、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維

持するに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

修理のため支出できる費用の限度は、1戸当たり500,000円以内（修理用の原材料費、労務費、材料等の輸送費及び工事事務費等一切の経費を含む。）

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

県は、村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準で対象世帯を決定する。

村においては、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課（総務課）、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設置すること。

ア 半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当って日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところのなく自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

(5) 建築相談窓口の設置

村は建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。村長は、この事務について、村職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

第7款 広域一時滞在

村は、必要に応じて広域一時滞在について県と協議を行う。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

実施担当	総務班、福祉健康班、建設班
------	---------------

第1款 食料の供給

1 炊出しその他による食料の給与

村は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊出や現物備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

なお、災害時における罹災者及び災害応急対策要員に対する食糧の供給は、村長が直接又は知事の委任を受けて行う。

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

(2) 給与の内容

ア 主食

応急用米穀の供給は「主食用米穀の売却要領」、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」に基づいて、次により実施する。

(イ) 応急配給の措置

村長は、災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、炊出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を直ちに知事に申請し、供給の措置をとる。

なお、災害救助法が発令された場合で、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の取引に関する知事の支持を受けない場合、村長は災害救助法発動期間中に緊急に引渡を受ける必要のある災害救助用米穀について、最寄の農政事務所長、又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して緊急引渡文書をもって要請する者とする。

(イ) 応急供給の方法

主食の配給は福祉健康班が行うものとし、供給の方法、その他配給の手続き等については、「主食用米穀の売却要領」、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」による。

(3) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食(市販の弁当、おにぎり)等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

(4) 県、近隣市町村への協力要請

村は多大な被害を受けたことにより、村において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(5) 品目

米穀(米飯を含む)、食パン等の主食のほか、以下を踏まえ、必要に応じて漬物及び野菜等

の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

なお、主食、副食の調達先及び調達可能量は、資料編—資料-36のとおりである。

ア 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。

イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給する。

ウ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

2 物資輸送拠点の指定及び管理

(1) 物資輸送拠点の指定

村はあらかじめ定めた物資輸送拠点を活用し、調達した食料などの物資の集配を行う。

(2) 物資輸送拠点の管理

村は県と連携して、食料などの物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物資輸送拠点ごとに管理運営責任者及び警備員等を配置し、食品などの物資の管理に万全を期する。

村は県と連携して、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

第2款 飲料水の供給及び給水の実施

1 飲料水の供給

村は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

(1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

(2) 給与の内容

1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。

(3) 給与の方法

ア 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのち使用するものとし、飲料水は、末端給水箇所において、塩素の残留効果が0.1mg/l以上あることを適宜測定し確認する。

イ 供給の方法は、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等、現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも検討する。

(ア) ろ水器によるろ過給水

a 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。

b ろ過消毒した水は、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送用容器」という。）に入れ、自動車等により搬送するなど適切な方法により給水する。

(イ) 容器による搬送給水

a 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水量等を定める。

b 取水した水は、給水車（給水車に代用できる散水車、消防車等を含む。以下同じ。）又

は搬送用容器に入れ自動車等により搬送し給水する。

c その他の給水

ろ水器によるろ過給水又は給水車、自動車等による搬送給水開始までに、飲料水を供給する必要がある場合はヘリコプター等による給水を行う。

ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮する。

2 応急給水の実施

(1) 公平で効率的な応急給水

村は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行う。

(2) 応急給水基本計画

村は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を適宜見直す。

(3) 作業体制の確保

村は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、地域外から応援水道事業者を受け入れる場合は、その作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行う。

(4) 重要施設の優先的給水

村は、医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行う。

3 供給の費用及び期間

(1) 費用

飲料水の供給に必要な費用は、次のとおりである。

ア ろ水その他給水に必要な人夫費及び輸送費。

イ ろ水器その他の給水に要する機械機具の借上費、修繕費及び燃料費。

ウ 浄化用の薬品及び資材費。

(2) 期間

供給期間は、災害発生の日から7日間以内とする。

(3) 水利の状況

水利の種別、所在及び水量は資料編—資料-37のとおりである。

(4) 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、当該施設管理者が行う。

なお、施設の管理者は、応急工事施行等の対策をあらかじめ定めておく。

第3款 生活必需品の供給

1 生活必需品の給(貸)与

村は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、現物備蓄等から給(貸)与する。

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者で、次のアに掲げる者であってイウ

に該当する者とする。

ア 災害により住家に被害を受けた者

住家の被害の程度は、全壊（焼）、半壊（焼）であって、非住家に被害を受けただけの者は対象としない。

イ 被服、寝具その他生活上必要な最少限の家財道具をそう失した者。

ウ 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。

(2) 給(貸)与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

(3) 給(貸)与の方法

ア 衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与は、福祉健康班において救助物資配分計画表を作成し、物資支給責任者を決め、自治公民館長及び区長の協力を得て世帯の構成員数に応じ実施する。

(ア) 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給(貸)与する。

(イ) 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給(貸)与する。

イ 所要物資については、県において調達する。ただし、救助法の適用に当たらない場合の調達は、福祉健康班において行う。

(4) 品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる下記の品目とする。

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

(例)

① 寝具(毛布等)

② 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)

③ 様々なサイズの衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)

④ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)

⑤ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)

⑥ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)

⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類

⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資(生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等)

⑨ その他(ビニールシート等)

(5) 県、近隣市町村への協力要請

村は多大な被害を受けたことにより、村において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

実施担当	総務班、福祉健康班、村民班
------	---------------

地震災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

第1款 保健衛生対策の実施

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、村は県と連携して、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障がいを生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施する。

1 健康対策の実施

(1) 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮する。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(2) 巡回健康相談の実施

ア 村は県と連携して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

イ 村は県と連携して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

(3) 巡回栄養相談の実施

ア 村は県と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

イ 村は県と連携して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

(1) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

ア 心の相談所の設置と救護活動の実施

村は、保健所に心の相談所の設置を要請する。また、必要に応じて、DPATの派遣要請を行う。

イ 心の相談所は、DPATの派遣等支援体制の進展に応じて、次のとおり救護活動を実施する。

(ア) 第一段階

- a 常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動
- b DPAT活動拠点本部を通じた保健所とDPAT先遣隊・DPATとの連携

(イ) 第二段階

- a DPATによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
- b 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(ウ) 第三段階

- a 心の相談所における被災者及び支援者に対するメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等
- b 支援者自身のためのメンタルヘルスに関する啓発

(エ) 第四段階

- a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、移動が困難な在宅への訪問活動
- b 災害ストレスによる精神的不調への対応及び悪化防止のための啓発
- c DPAT活動拠点本部における、保健所及び心の相談所の救護活動状況や地域の精神保健医療に関する情報収集並びに災害時こころの情報支援センターとの情報共有
- d 地域全体のメンタルヘルス増進に関する啓発活動及び情報提供

(2) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、村は県と連携して「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配布する等により、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」についての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

1 防疫対策の実施

(1) 防疫組織の設置

村は、それぞれ防疫関係の組織をつくとともに、必要な訓練を行うなど、防疫上必要な措置を行う。

防疫実施のための防疫班の編成は資料編—資料-38のとおり。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

村は県と連携して、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合は、村または保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫対策

村は県と連携して、被害の状況などを考慮し、災害に即応した防疫対策を策定する。

(4) 消毒薬品・器具器材等の調達

村は県と連携して、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

なお、防疫用薬剤の調達先、調達可能量は資料編—資料—29のとおりである。

(5) 防疫措置等の実施

村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行う。

(6) 患者等の措置

災害地に発生した一類・二類感染症患者、第二種感染症指定病院に入院させる。

災害の状況によって感染症指定病院に収容困難なとき又はその他の感染症が集団発生した場合には高鍋保健所長と協議し対応する。

(7) 予防教育及び広報活動

村は県と連携して、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

村は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(9) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

2 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、村は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、村は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管

イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管

ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管

エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

オ 愛護動物に関する相談の実施等

第3款 災害廃棄物処理

1 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

(1) 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

村は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定めるとともに県に連絡する。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

村は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

村は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

ア 災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去

(ア) 村が損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。

(イ) 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。村は所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。

(ウ) 損壊家屋については、石綿やPCB等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電設備、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

(エ) 建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

建設業者の一覧は、資料編—資料-35のとおりである。

イ 仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

村は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確認する。

2 避難所・生活ごみ処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア 村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

イ 村はごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

清掃実施のための清掃班の編成は、資料編—資料-39のとおりである。

村は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

イ 応援要請

処理施設や収集・運搬体制が被災している場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

ア 避難所ごみ、生活ごみの収集

ごみ及びし尿処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則に定める基準に基づいて、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に実施する。

また、清掃用薬剤の調達先、調達可能量は資料編—資料-29のとおりである。

イ 住民への広報

村は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

3 し尿処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ア 村は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。
- イ 村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。
- ウ 村は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

清掃実施のための清掃班の編成は、資料編—資料-39のとおりである。
また、清掃用薬剤の調達先、調達可能量は資料編—資料-29のとおりである。

イ 応援要請

- (ア) 村は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。
- (イ) 村は、近隣市町村等からの応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

村は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、民間業者等と連携し、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

イ 住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず仮設（簡易）トイレ等で処理するよう広報を行う。

ウ 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

エ 仮設（簡易）トイレの設置

村は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入について検討する。

第10節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

実施担当	総務班、医療班、村民班、消防団
------	-----------------

第1款 行方不明者及び遺体の搜索

1 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、村が、県・県警察本部及び消防団等の協力のもとに実施する。

対象者は、災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者とする。

2 搜索活動の実施

村は、災害による行方不明者等がある場合には、警察等の協力を得て、村職員、消防団員、自主防災組織（自治公民館）、地元のボランティア等と搜索する。

遺体搜索の計画は総務班が行い搜索活動は災害の規模に応じて搜索班を編成し必要に応じ関係機関及び地域住民の協力を求めて実施する。

ア 搜索の費用及び期間

(ア) 費用

借上費、修繕費、燃料費の実費とする。

(イ) 期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

第2款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施

1 遺体の検視、検案

(1) 村は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。

(2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、調査又は検視を行い、医師の検案を経た後、関係者（遺族等または村長）に引き渡す。

なお、遺体を遺族に引き渡す場合は、遺体の洗浄、消毒、修復を行い、遺族感情に配慮する。

(3) 村は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

(4) 警察は、身元不明遺体の調査又は検視に当たっては、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、身元特定のため、指紋資料の採取及び検案医師の協力を得てDNA型資料の採取並びに歯科医師の協力を得て歯牙鑑定を行う。

(5) 警察は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、遺品とともに村長に引き渡す。なお、戸籍法第92条第1項に規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行う。

(6) 検案は、派遣された医師が実施するが、遺体多数により十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は、必要に応じて検案活動に協力する。また、なおかつ対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

2 遺体の安置、一時保存

遺体の措置は村が実施する。ただし、村のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部に協力を要請する。

上記により行う遺体の措置への協力は、県及び日本赤十字社宮崎県支部がそれぞれ組織する救護班により実施し、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

(1) 対象者

災害の際死亡した者で、その遺族が処理できないもの。

(2) 遺体の措置の方法

ア 遺体の措置の計画及び実施は医療班を主体として処理班を編成し必要に応じて地区住民等の協力を求めて実施する。

イ 変死体については、直ちに警察官に届け出、検視規制に定める検視を待つものとし、この計画による遺体の処理に着手しない。

ウ 遺体の身元が判明している場合は原則として遺族、親族又は当該市町村長に連絡の上、遺体を引渡す。

エ 検視、検案を終えた遺体は、村の設置する遺体収容所に収容する。

(ア) 遺体検案所・収容所(安置所)の設置

村は被害地域の周辺の適切な場所(公共建物、公園等)に遺体の検案所・収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した地域では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて村は、周辺地域への設置、運営に協力を要請する。

(イ) 棺の確保

村は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(ウ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別のための措置として行うもので遺体の撮影等により、身元確認の措置をとる。

(エ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合等において、遺体を特定の場所(神社等の施設の利用又は学校等の敷地に仮設)に集めて埋葬の処理をとるまで保存する。

(3) 処理の費用及び期間

ア 費用

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり 3,300円以内。

(イ) 遺体の一時保存

a 既存建物利用借上実費

b 既存建物が利用できないとき 1体当たり 5,000円以内(人夫賃輸送費を含む)

イ 期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(4) 他市町村において罹災した遺体が漂着した場合等の措置

ア 遺体の身元が判明している場合は、その遺族親戚縁者又は被災地の市町村長に連絡して引取らせる。ただし、被災地域に救助法が発令されている場合にあつてはこれを引取るいとまがない場合は知事に遺体漂着の日、時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

イ 遺体の身元が判明しない場合であつて、救助法を適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、アと同様に取扱う。なお、遺体の取扱いに関しては遺品等があればこれを保管するとともに、遺体を撮影して記録として残しておく。

ウ 遺体の身元が判明せずかつ被災した市町村が推定できない場合は、行旅病人、行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

3 遺体の埋葬

(1) 死亡者数の確認

村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の火葬、埋葬

遺体の埋葬は、村民班が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

(3) 対象者

災害の際死亡した者で、その遺族が埋葬を行うことが困難なもの。

(4) 埋葬の費用及び期間

ア 費用

大人（満12才以上） 1体当り 199,000円以内

小人（満12才未満） 1体当り 159,200円以内（人夫賃、輸送費を含む）

イ 期間

災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 遺体の搜索、処理等に必要な機械、器具の借上げ

遺体の搜索、処理等に必要な機械、器具等の借上げはその都度村長が定める。

5 遺体収容所の状況

遺体収容所の所在、名称、収容能力等は、資料編—資料-40のとおりである。

6 火葬場の状況

火葬場の所在、名称及び処理能力は、資料編—資料-41のとおりである。

7 埋葬場所の状況

埋葬場所の所在、名称及び埋葬能力は、資料編—資料-42のとおりである。

第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動

実施担当	総務班、商工観光班
------	-----------

第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

1. 警察が行う災害時における公安警備活動のうち、村に関係のある事項は県防災計画及び宮崎県警察警備計画ならびに警察署災害警備計画による。
2. 村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、西都警察署長に連絡するものとし、両者は緊密に協力する。
3. 村長が、警察官の協力を求める場合は、原則として西都警察署長に対して行う。
4. 村長が、警察官の出動を求める場合は、西都警察署長を経て、災害応急対策責任者である警察本部長に要請する。

第2款 帰宅困難者対策

村は県と連携して、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

第12節 公共施設等の応急復旧活動

実施担当	総務班、建設班
------	---------

第1款 公共土木施設等の応急復旧

1 道路の応急復旧

(1) 道路施設の防護

ア 村長は、常に村の管理する道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるよう努める。

イ 村長は、自動車の運転者、地区の住民等が道路の決壊、崩土、橋梁流失等の災害が発生した場合は、直ちに村長に報告するように指導啓蒙しておく。

ウ 村長は、村が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を西都土木事務所長に報告する。

(ア) 被害の発生した日時及び場所

(イ) 被害の内容及び程度

(ウ) 迂回道路の有無

(2) 応急措置

村長は、村が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路がある場合はこれを利用して交通を確保する。

(3) 応急工事

ア 応急工事の体制

(ア) 要員及び資材の確保

村長は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておく。

a 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

b 地元建設業者の現況把握及び緊急時における協力要請の方法

c 応急工事の施行に必要な資機材の確保

d 建設機械等の現況把握及び緊急時における調達の方法

建設業者の一覧は資料編—資料-35、建設機械の調達は資料編—資料-34のとおりである。

(イ) 応援又は派遣の要請

村長は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、「第3章第3節第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の依頼をするとともに、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

イ 応急工事の実施

村長は、次により災害時における道路施設の応急工事の迅速な実施を図る。

(ア) 応急工事

被害の状況に応じて、おおむね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

a 排土作業又は盛土作業

b 仮舗装作業

c 障害物の除去

d 仮道、さん道、仮橋等の設置

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

(4) 建設機械の調達

建設機械の調達先、種別は資料編—資料-34のとおり。

(5) 情報の連絡・広報

村は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、県本部に密に連絡する。また、住民に対してラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

2 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、県等に報告し、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努めるよう要請し、被害が拡大しない措置を講ずる。

3 農業用施設の応急復旧

地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用用水施設については受益者からの通報があった場合、村は協力して点検を行う。農道については村において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

用水施設については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先して補修を行う。

(3) 農道の交通確保

村は、路面に崩落した土砂等がある場合、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先して補修を行う。

第13節 ライフライン施設の応急復旧

実施担当	総務班、建設班、村民班
------	-------------

第1款 ライフライン途絶時の代替対策

1 上水道停止時の代替措置

「第3章第8節第2款 飲料水の供給及び給水の実施」参照

2 下水道停止時の代替措置

(1) 緊急汲取りの実施

村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

村は、避難場所、避難所等に下水道BCPに基づき仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

3 電力停止時の代替措置（九州電力株式会社(宮崎支社)）

(1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

(2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

4 電話停止時の代替措置（西日本電信電話株式会社(宮崎支店)）

(1) 警察 110 番通話

高度化緊急通信システム導入（平成11年3月）により、故障等における通信確保を考慮した複数ルートの接続が取れることにより通信の確保を図っている。

(2) 消防 119 番通話

故障等により専用回線が不通となった場合、公衆回線に切り替え通信の確保を図っている。

(3) 特設公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

ア 特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域または、これに準じた災害が発生した場合設置する。

イ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

(4) 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備(交換機等)の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

(5) 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導

入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。
災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法は、資料編—資料-43のとおりである。

<災害時のお願い>

- 1 ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- 2 地震などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- 3 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- 4 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かにすませる。

第2款 ライフライン施設の応急復旧

1 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧基本計画

村は、村外の他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を策定し、定期的に見直しを行う。

(2) 作業体制の確保

村は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、地域外から応援水道事業者を受け入れる場合は、その作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

(3) 重要施設の優先的復旧

村は、医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようしておく。

2 下水道施設の応急復旧

(1) 被災状況の把握

村は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

村は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(3) 応急復旧

村は、次の通り応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、移動式発電機により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、影響のあった地域から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高

級処理機能の回復に努める。

(4) 情報の連絡・広報

ア 情報の連絡

村は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、県本部に密に連絡する。

イ 住民への広報

村は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

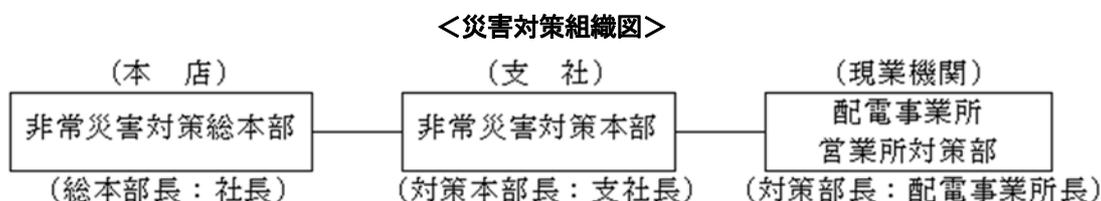
3 電力施設の応急復旧

(1) 九州電力における電力施設

ア 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、災害対策組織を設置する。特に、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、本店並びに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。



イ 災害時における情報の収集、連絡

(ア) 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及びN T T電話等を利用して行うこととする。

(イ) 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

a 一般情報

(a) 気象、地象情報

(b) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(c) 対外対応状況

(地方公共団体の本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

(d) その他災害に関する情報(交通状況等)

b 当社被害情報

(a) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(b) 停電による主な影響

(c) 復旧機材、応援、食料等に関する事項

(d) 従業員の被災状況

(e) その他災害に関する情報

(ウ) 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等

から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(エ) 通話制限

- a 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。
- b 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により通話制限、その他必要な措置を講ずる。

ウ 対策要員の確保

- (ア) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- (イ) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。
- (ウ) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

エ 災害時における復旧資材の確保

(ア) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- a 現地調達
- b 対策組織相互の流用
- c 他電力会社等からの融通

(イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

(ウ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

オ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

カ 災害時における応急工事

(ア) 応急工事の基本方針

a 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

b 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(a) 水力発電設備

移動用機器、予備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(b) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

(c) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(d) 配電設備

仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員などの条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。

(e) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(イ) 復旧計画

a 対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

(a) 復旧応援要員の必要の有無

(b) 復旧要員の配置状況

(c) 復旧資材の調達

(d) 復旧作業の日程

(e) 仮復旧の完了見込み

(f) 宿泊施設、食糧等の手配

(g) その他必要な対策

b 上級対策組織は、前項の報告に基づき下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(ウ) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設 備 名	復 旧 順 位
水力発電設備	①系統に影響の大きい発電所 ②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④その他の発電所
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電用電話回線 ②系統用保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他回線

キ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 通信施設の応急復旧（西日本電信電話株式会社(宮崎支店)）

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ通信サービスの早期復旧に努める。

(1) 被災状況の把握

ア 社外との連携

災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密にとり、情報交換に努める。

(2) 復旧要員の確保

ア 復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じNTT西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

体制は、「NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図」による。

イ 非常召集と自主出社

(ア) 災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常召集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

(イ) NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）では、一定の規模以上の地震が発生した場合、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

ウ グループ一体となった復旧体制

NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）で、早期復旧が困難な場合、関連グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制を取る。

エ 広域応援体制

大規模災害発生時に、NTT西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合、広域応援体制をとる。

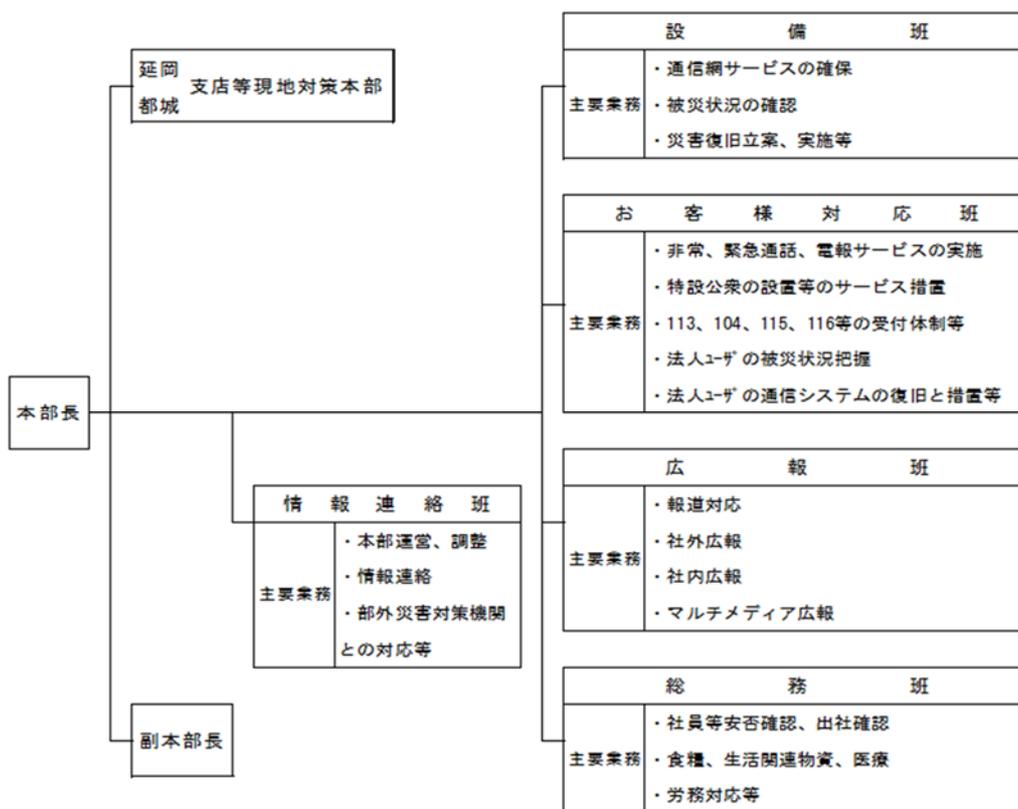
<レスキュー隊>

大規模災害時に、電気通信サービスのより迅速な復旧を図るため、レスキュー隊を編成し、被災状況調査および移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

オ 防災訓練

大規模災害時に備え、定期的を実施すると共に、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

図一NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図



(3) 資機材の確保

ア 各種災対機器の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

<NTTの主な災害対策用機器・資材>

- ・ポータブル衛星：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。
- ・衛星通信車：衛星通信により中継伝送路等の確保に使用する。
- ・衛星携帯電話：地震などの大規模災害発生時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。
- ・移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保する。
- ・非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。
- ・応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

イ 広域調達体制

NTT西日本宮崎支店に配備している、各種災害対策用機器・資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

ウ 緊急輸送

大規模災害発生時、復旧要員、資材及び災害対策用機器・資材の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプター・船舶等を用い、緊急輸送する。ヘリコプターの出動については、行政機関等へ要請する。

(4) 復旧順位

ア 復旧の考え方

地震により災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を取ることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置

をもって復旧に努める。

詳細については、「重要通信を確保する機関」及び「電気通信サービスの復旧順位表」による。

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの。

電気通信サービスの復旧順位

順位	復旧回線		
第一順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10(%)以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。 尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10(%)以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・電報中継回線1回線以上 	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10(%)以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10(%)以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
加入電信サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 		
第二順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	加入電信サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
第三順位	第1順位、第2順位に該当しないもの。		

(注) その他新規のサービスについては、別途定める。

(5) 広報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア マスメディアによる広報

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ放送、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

イ 広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域のお客様に積極的にお知らせする。

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

実施担当	総務班
------	-----

第1款 被災者・村民への的確な情報伝達

1 村における広報担当

村における災害情報、被害状況等の広報は総務班が行う。

2 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

村は県と連携して、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居、認知証)、障がい者等のケアニーズの把握については、村職員、県職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努める。

- ① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

3 生活情報の提供

村において収集した災害情報及び応急対策等の村民に対する広報は、次の方法による。

- ① 行政告知端末又は広報車により広報を行う。
- ② 防災行政無線により広報を行う。
- ③ 写真、ポスターを貼付又は配布する。
- ④ 洪水ハザードマップを配布する。
- ⑤ 報道機関を通じて周知を図る。
- ⑥ インターネットを活用する。

第2款 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

村は県と連携して、2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、村、県、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

2 各種相談窓口の設置

村、県各部局は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

＜相談窓口の例＞

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第3款 村民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について村民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第15節 二次災害の防止活動

実施担当	総務班
------	-----

第1款 水害、土砂災害対策

1 水害防止対策

震災時における水防活動は、地域防災計画、水防計画及び県地域防災計画、県水防計画に定めるところによる。

(1) 村の措置

地震が発生した場合、河川施設、ダム等の被害、またはダム放流による洪水による浸水の発生が予想されるので、村長は、地震(震度5強以上)が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、河川施設、ダム等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) 施設管理者の措置

ア 応急措置

河川施設等の管理者は、地震(ダム、堤高15m以上のため池及び国土交通省の管理する施設は震度4、その他の施設は震度5弱以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、村及び関係機関に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

イ 情報の広報

村は、河川管理者である国土交通省及び県と連携し、河川施設等の被害が発生し、洪水などのおそれがあると認めるときは、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。

2 土砂災害防止対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流(小流域)について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることのあるため、適切な処置を行う。

(1) 現地状況の把握

村は県と連携して、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流(小流域)、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に住民の避難勧告の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省から、その他の土砂災害については県より、被害の想定される区域・時期の情報の提供を受ける。

(3) 応急措置

村は県と連携して、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性がある判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ・避難勧告
 - ・立ち入り規制
 - ・クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
 - ・観測機器の設置、観測
- (4) 復旧対策
- 村は県と連携して、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。
- 二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視をおこない、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。
- (5) 情報の連絡・広報
- 村は県と連携して、土砂災害危険箇所についての情報を本部や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第2款 建築物等の倒壊対策

1 応急危険度判定

- (1) 判定士派遣要請
- 村は、余震等による二次災害を防止するため、不足する応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
- (2) 応急危険度判定活動
- ア 判定の基本的事項
- (ア) 判定対象建築物は、村が定める判定区域内の建築物とする。
 - (イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
 - (ウ) 判定結果の責任については村が負う。
- イ 判定の関係機関
- (ア) 村は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
 - (イ) 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。
- ウ 判定作業概要
- (ア) 判定作業は、村の指示に従い実施する。
 - (イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
 - (ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
 - (エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
 - (オ) 判定は、原則として「目視」により行う。
 - (カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2 二次災害防止のための応急措置

村は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3款 爆発及び有害物質による二次災害対策

1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出または漏えいした場合は、村及び県並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、村、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

村は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(2) 自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 地域住民に対する広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに村、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

村は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 応急措置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

村は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

第4款 宅地等の崩壊対策

1 宅地危険度判定

(1) 宅地判定士派遣要請

村は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

(2) 宅地危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象宅地は、村が定める判定区域内の宅地とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については村が負う。

イ 判定の関係機関

- (ア) 村は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。
- (イ) 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

- (ア) 判定作業は、村の指示に従い実施する。
- (イ) 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。
- (ウ) 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。
- (エ) 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

2 二次災害防止のための応急措置

村は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第16節 自発的支援の受入れ

実施担当	総務班、商工観光班、福祉健康班、教育班
------	---------------------

第1款 自治公民館（自主防災組織）等との連携

大規模な地震が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、自主防災組織としての自治公民館の役割及び村内各種団体等の協力が必要不可欠となっている。

このため村は、災害応急対策の実施や被災者の生活救援のため、必要に応じ各種団体等への協力を要請し、連携体制を構築し、被災者のニーズや支援活動を推進する。

第2款 ボランティア活動の受入れ

1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 村における措置

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については本部内にボランティア調整グループを編成し、村社会福祉協議会等と連携してボランティアの総合調整を図る。

(2) 受入れ体制の確保

災害発生後直ちに、村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティア現地本部を支援する。

(3) 「受入れ窓口」の運営

ア ボランティア現地本部の活動内容

- ① 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- ② ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- ③ 活動中のボランティアへの支援
- ④ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- ⑤ 被災者やボランティアに対する情報提供
- ⑥ ボランティア連絡会議の開催
- ⑦ ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ⑧ 本部との連絡調整
- ⑨ 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
- ⑩ ボランティアコーディネーターの受入れ
- ⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動

イ ボランティア救援対策本部の活動内容

ボランティア救援対策本部は、激甚災害の場合に現地本部を支援するために県社会福祉協議会が主体となり、ライフラインの回復が早く、通信・交通のアクセスが良いなど比較的被害の小さい現地又は近隣市町村に設置する。

ボランティア救援対策本部は、現地本部が被災地域での生活支援等の活動に専念できるよう全国からのボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行うほか、ボ

ランティア活動保険の加入手続きや現地本部が必要としている機材・物資等の調達・供給を行うなどボランティア現地本部の役割の大部分を担うこととする。

- ① ボランティア現地本部の支援
- ② 県内外からのボランティアの登録と派遣
- ③ 全国からの支援の受入れと提供
- ④ ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
- ⑤ 被災地本部及びボランティア支援本部との緊密な連携

ウ ボランティア支援本部

- ① 報道機関等への情報提供・広報
- ② パソコン・FAX等を活用した情報提供
- ③ 他都道府県からの支援受入れと要請
- ④ ボランティア現地本部や災害対策本部のボランティア調整グループとの連絡調整

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

- (1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

- (2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに村・県社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
- ウ 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- エ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

- (3) 活動拠点の提供

村は県と連携して、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

- (4) ボランティア保険の加入促進

村は県と連携して、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

- (5) ボランティア等への啓発

村は県と連携して、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- ア 被災地では基本的に2人以上で行動する。
- イ 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- ウ 被災者は、同姓でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- エ 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

3 地域安全ボランティアの活動

- (1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

については、災害発生時にあつて、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効

果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び村・県との連携・協力体制の構築に努める。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、警察及び防犯協会は、関係機関及びボランティアリーダーと協力して地域に必要な情報の提供活動(地域安全ニュースの発行等)や、地域のニーズに応じた活動について検討する。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア 平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

- ・避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障がい者等要配慮者世帯に対する周知活動
- ・危険箇所の点検活動
- ・地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- ・地域でのパトロール活動
- ・地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ 災害時における主な地域安全活動

- ・地域での安全パトロール活動
- ・避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- ・高齢者等の弱者宅訪問活動
- ・防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
- ・防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の配分協力活動等

第3款 義援物資、義援金の受入れ

1 災害義援物資の受け入れ

(1) 募集

災害の発生に際して、村、県及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

ア 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。

イ 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。

ウ 物資は、新品が望ましいこと。

エ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。

オ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

(2) 輸送

村、県及び関係機関は連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送すること。

(3) 配分

村は物資の配送を受けた場合、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分する。なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分封書等を作成の上、計画的に配分する。

2 義援金の受け入れ

(1) 募集

災害の発生に際して、村、県及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第3者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。

第17節 災害救助法の適用

実施担当	総務班
------	-----

第1款 災害救助法の適用

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、村長は知事の補助機関として実施する。ただし、法第30条第1項の規程により委任された救助については、村長がこれを行う。

(救助の種類)

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 被災認定の基準

救助法の適用にあたっては、村が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

3 災害救助法の適用基準

西米良村における救助法適用基準は、おおむね次のとおりである。

各自治体の災害救助法の適用基準は、資料編—資料-46 のとおりである。

(1) 村内の住家の被害が、次の基準に達したとき。

村内の人口	被害世帯数	摘要
1,089人	30世帯	平成27年国勢調査人口

(注) 被害世帯とは、全壊（焼）流出等により住家の滅失した世帯の数をいい、住家が半壊（焼）床上浸水等により被害をうけた場合は、一世帯をそれぞれ半壊（焼）にあつては全壊（焼）流出等の2分の1世帯、床上浸水にあつては、3分の1世帯として換算する。

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が、1,500世帯以上である場合であつて村内の被害が次の基準に達したとき。

村内の人口	被害世帯数	摘要
1,089人	15世帯	平成27年国勢調査人口

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が7,000世帯以上であつて、村内の被害状況が、特に救助を要する状態にあるとき。

(4) 村内の被害が次の何れかに該当し、知事が特に救助を必要と認めたとき。

ア 災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であつて、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

イ 多数の者の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

4 救助法の適用手続

(1) 災害に際し、村における被害が2の救助法の適用基準のいずれかに該当するときは、災害報告要領により村長は、直ちにその旨を知事に報告する。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

(2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受ける。

5 救助の組織

本部が設置された場合における救助の組織は、「第3章第1節第1款 活動体制の確立」に定めるところによる。なお、本部を設置するにいたらない場合においては、平常の組織をもって対処する。

6 災害救助法による救助の程度と期間

災害救助基準は、資料編—資料-47 のとおりである。

第18節 文教対策

実施担当	医療班、教育班
------	---------

第1款 学校教育対策

1 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

村立学校の応急教育は、教育委員会が計画し実施する。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

ア 応急教育計画の作成

教育委員会は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

イ 被害調査

学校長は、施設の被害状況を調査し、教育班と連携して応急教育実施のための場所を確保する。(資料編—資料-45)

《 応急教育の場所 》

災害の程度	応急教育実施のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	・特別教室 ・屋内運動場 ・2部授業を実施
校舎の全部が被害を受けた場合	・公民館等の公共施設、被害を受けていない小中学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	・公民館、公共施設等 ・応急仮設校舎の設置

ウ 応急学級編成

教育班及び学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行う等災害時の教育課程の編成を行い、速やかに児童生徒及び保護者に周知する。

エ 応急教育の内容

応急教育における指導内容については、おおむね次のとおりとする。

《 生活に関する指導内容 》

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
<ul style="list-style-type: none"> ・飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ・衣類、寝具の衛生指導 ・住居、便所等の衛生指導 ・入浴その他身体の衛生指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 ・児童生徒相互の助け合いの精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする

(3) 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、村教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は村教育委員会の了

解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

ア 校長の措置

(ア) 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し職員に周知する。
- b 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じる。
 - (a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
 - (b) 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
 - (c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
 - (d) 教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う
 - (e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知する。

(イ) 災害時の体制

- a 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 学校長は、教育班と連絡をとって状況に応じた緊急避難の指示を行う。この場合、児童・生徒は、学校において保護者に引渡す。保護者に引渡しができない児童・生徒は、学校内で保護する。
- c 学校長は、児童・生徒・職員・施設及び設備等の災害状況を速やかに把握し、教育班を通じて本部に報告する。
- d 勤務時間外に災害が発生した場合、教職員は、所属の学校に参集し、村が行う災害応急復旧対策に協力する。また、学校長は、応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。
- e 学校長は、参集した教職員の所属・職・氏名を確認し、教育班がこれをまとめて本部に報告する。
- f 本部長は、教育班を通じて学校長に対し適切な緊急対策を指示する。
- g 学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- h 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策を行う。校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、村教育委員会に要請を行う。

(5) 教職員補充措置

教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

《 教育実施者の応急確保策 》

- ・ 臨時学級編成による教育
- ・ 県教育委員会に他市町村からの応援要請
- ・ 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用

(当該学校は、直ちに教育委員会に連絡する。)

2 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、村は県と連携し、援助支援を行う。

(1) 教材・学用品の給与の対象

災害により住家に被害を受け、教材・学用品を喪失、又はき損し、就学に支障がある小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を給与する。

教科書、学用品等	配給方法
教科書、文房具・通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材	他機関への救援要請

(2) 教材・学用品の給与の期間

救助法が適用された場合の給与期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、その他については15日以内と定められている。但し、交通通信の途絶による学用品の調達、輸送の困難が予想される場合には、知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

(3) 教材・学用品の給与の方法

給与は、次のとおりに実施する。

- ① 教育班は、学校長を通じて給与の対象となる児童生徒数を把握し、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。
- ② 学用品、文房具については、被害状況別、小中学生別に学用品購入（配分）計画表を作成する。
- ③ 教科書、文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに配分する。
- ④ 救助法が適用されない場合の教材・学用品については、教育委員会、学校であらかじめ購入計画をたてておく。

学用品の調達先は、資料編—資料-14のとおりである。

(4) 教材・学用品給与の費用の限度

被害の実情に応じて、救助法の定める範囲内で現物給付をもって実施する。

(5) 学資等の援助措置

天災その他不慮の災害により、学資等の負担に耐えられなくなった児童及び生徒に対しては、「就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」の定めるところにより援助措置を講ずる。

3 学校給食の応急措置

災害の長期化、又は学校施設が被災して通常教育環境でなくなった状態で応急給食を行う場合、教育委員会は、応急給食の実施について関係機関と協議する。但し、次の場合には応急給食を実施しない。

- ① 災害により給食物資の調達が困難な場合
- ② 共同調理場が被害を受けたため、調理が不可能な場合
- ③ 共同調理場が災害救助のため使用される場合
- ④ 衛生的な調理環境が保たれていない場合
- ⑤ その他、給食の実施が外因的な事情により不可能な場合

4 災害時における環境衛生の確保

(1) 事前準備

- ア 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等に必要な処置を施す。
- イ 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

(2) 災害時の措置

施設内における児童生徒の救護は、原則として当該学校医、学校歯科医、薬剤師並びに養護教諭等がこれに当たる。

教育班は、医療班と協力し、児童生徒の健康診断・衛生指導等を行い、保健衛生の確保に努める。

災害後の感染症、防疫対策については、学校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

5 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

(1) 事前準備

ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てるとともに、ボランティア活動への参加を積極的に勧める。

イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。

(2) 災害時の措置

災害直後の教育現場において、教職員は、児童・生徒のストレス反応等の様子に注意を払い、随時、状況を「教育班」に報告する。「教育班」は、被災した児童・生徒の健康管理と併せて、専門医やカウンセラーの派遣等によるカウンセリング(心理学的援助)を実施するものとし、児童生徒及び教職員への心のケアについての支援に努める。

6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

(1) 臨時のカリキュラムでの対応

ア 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。

イ 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組みさせるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2) 公共施設の利用(公民館や図書館など)

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

(3) 民間施設の活用

(4) プレハブ教室の早期設置

(5) 訪問教育の実施等

ア 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。

イ 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第2款 文化財保護対策

文化財の地震被害からの保護を図るため、教育委員会は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して耐震対策の必要性について意識啓発を図る。

教育委員会は自らが管理する文化財の耐震対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていく。

文化財の現況は、資料編—資料-48 のとおりである。

第19節 農林水産関係対策

実施担当	農林班
------	-----

第1款 農産物応急対策

1 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

村は、地震等により農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、周知徹底をはかるとともに、必要な指導を行う。

(2) 事後対策

地震等災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、周知徹底をはかるとともに、必要な指導を行う。

2 農産物応急対策

(1) 種苗確保

ア 災害により農産物のまきかえ、及び植えかえを必要とする場合は、村長は関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

イ 村長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量をまとめて管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して必要量を確保する。

ウ 県は連合会等から種苗の斡旋依頼の要請があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保をはかる。

(2) 病虫害防除対策

ア 緊急防除対策の樹立

村長は、県の行う災害による病虫害緊急防御対策に従い、具体的な防除を指示する。

イ 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、宮崎県経済農業協同組合連合会に対し、手持農薬の緊急供給を依頼する。

3 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、村においてあらかじめ計画しておく。

(2) 家畜の防疫

村長は、家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して、獣医師会の協力を得て家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し必要な防疫を実施する。

災害による死亡家畜については家畜の飼養者をして、村に届出を行なわせるとともに家畜防疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。

ア 被災家畜には伝染病疫病の疑いがある場合、又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、防疫班及び消毒班を被災地に派遣し、緊急予防処置をとる。

イ 災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合は、県に対し診療班派遣を要請する。

(3) 飼料の確保

村長は、災害により飼料の確保が困難となったときは、県に対し必要数量の確保及び供給について斡旋依頼を行う。

4 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種畜ならびに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県に対しその生産を確保するための斡旋を依頼する。

(2) 病虫害等の防除指導

災害により、水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又はその発生蔓延のため必要がある場合は、県に指導を仰ぐ。

5 林産物応急対策

村長は、関係機関と協力し、貯木場における流木対策として次の措置を講ずる。

(1) 災害が発生するおそれがある場合においては、その災害情報を木材所有者等に通報し、災害情報の周知徹底と事前措置等について指導する。

(2) 災害発生時における木材の流出に対処するため、あらかじめ木材所有者等に対し予防措置に必要な資材等の準備について指導・啓発する。

(3) 木材が流出するおそれがある場合は、その所有者等に対してその木材をそれぞれ安全な場所に搬出し確実に固縛するよう指導又は勧告する。

(4) 搬出不可能な山元貯木場で木材が流出するおそれがある場合は、その所有者等に対し流木防止処置をするよう指導又は勧告する。

(5) 木材が流出した場合、村長はただちに警察、土木事務所及び下流の市町へ通報する。通報を受けた下流の市町は、ただちに警察、土木事務所等へその旨連絡する。

第4章 地震災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

実施担当	総務班
------	-----

村、県及び関係市町村は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

地震による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2款 被害が甚大な場合の基本的方向

地震による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者の参画も促進する。この場合、被災地である村がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、国や県に財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

実施担当	総務班
------	-----

第1款 公共施設災害復旧事業計画

第1項 基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画する。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

第2項 対策

1 事業計画の種別

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10) その他の災害復旧計画

2 村における措置

- (1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- (2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、県と協力して緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行なわれるよう努める。

- (3) 災害復旧資金の確保措置

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。特に災害復旧資金の必要を生じた場合は緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図る。

第2款 激甚災害の指定

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 計画的復興の進め方

実施担当	総務班
------	-----

地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興にあたっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していく。なお、基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応する。

第1款 震災復興対策本部の設置

村は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、村長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

第2款 震災復興方針・計画の策定

1 震災復興方針の策定

村は、学識経験者、有識者、議会議員、村民代表、行政関係職員等により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を村民に公表する。

2 震災復興計画の策定

村は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、被災地域復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3款 震災復興事業の実施

1 震災復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

村は、震災復興に関する専管部署を設置する。

(2) 震災復興事業の実施

村は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

実施担当	総務班、村民班
------	---------

第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

1 総合相談窓口の設置

村は県と連携して、「第3章第14節第2款 相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置する。

2 総合相談窓口の設置

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため県と共同で出張相談所を開設する。

主な参加機関は次のとおりとする。

農林振興局、福祉こどもセンター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所(商工会)、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、NTT、村、村社会福祉協議会

第2款 生活確保資金の融資等

第1項 基本方針

村、県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、村は県と連携して、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図る。

第2項 対策

1 被災者台帳の整備

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2 災害弔慰金等の支給

村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48法82)に基づき、村条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。なお、費用負担は国1/2、県1/4、村1/4となっている。

災害弔慰金等一覧は、資料編—資料—49のとおりである。

3 災害援護資金の貸付

村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48法82）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金貸付の財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれの村に、無利子で貸付けることとなっている。

災害援護資金	対象災害	自然災害——都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
	貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 特別の事情がある場合は()内の額 重複する場合は50万円を調整する	150万円 } 150万円 } 250万円 } 170万円(250) } 270万円 } 250万円(350) } 350万円 } 350万円	
貸付条件	所得制限	世帯(員)	(市町村民税における総所得金額)	
		1人	220万円	
		2人	430万円	
		3人	620万円	
		4人	730万円	
	5人以上	(一人増すごとに730万円に30万円を加えた額)		
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。			
	利率	年3%(据置期間は無利子)		
据置期間	3年(特別の事情のある場合は5年)			
償還期限	10年(据置期間を含む)			
償還方法	年賦又は半年賦			

4 生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の災害臨時経費の貸付

宮崎県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けた事による困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

	生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実施主体	県社会福祉協議会(窓口は、村社会福祉協議会)
対象災害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象世帯	災害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね村民税非課税程度。または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度。
貸付限度額	①災害臨時経費 150万円以内 ②住宅経費 250万円以内
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
措置期間	6か月以内
償還期間	7年以内
償還方法	月賦

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資金名	母子父子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県(窓口は、西臼杵支庁福祉課、県福祉子どもセンター、児湯福祉事務所、市福祉事務所)、宮崎市
貸付対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父もしくは寡婦
貸付限度額	200万円以内
貸付利率	保証人ありの場合は、無利子。無しの場合は、年1.5% ただし、据置期間中は無利子
据置期間	貸付の日から6箇月
償還期間	据置期間経過後7年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

6 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法人は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(10万人未満に限る。)における自然災害
- オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金(基礎支援金、加算支援金)の合計額となる。(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額)

①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

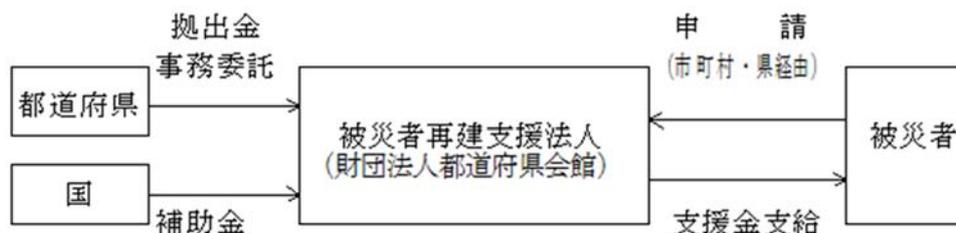
住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）

(4) 支給の仕組み



- ・申請窓口：村
- ・申請時の添付書面
 - ①基礎支援金 罹災証明書、住民票 等
 - ②加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- ・申請期間
 - ①基礎支援金 災害発生日から13月以内
 - ②加算支援金 災害発生日から37月以内

7 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

(1) 基金の額

6億円（平成19年度から県、村が1億円ずつ3年間積み立て）

(2) 基金の設置場所

財団法人宮崎縣市町村振興協会

(3) 支援金交付対象市町村

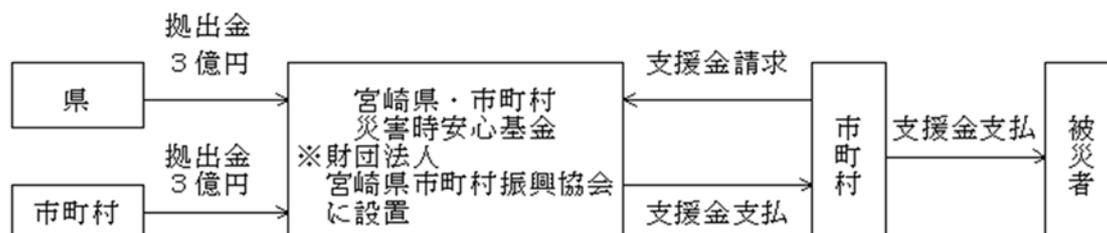
自然災害により全壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）

(4) 支援金の額 1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

- ア 全壊 20万円
- イ 半壊 15万円
- ウ 床上浸水 10万円

(5) 支援金交付先 被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

(6) 支給の仕組み



8 罹災証明書の交付

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明する。

第3款 雇用の確保

第1項 基本方針

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第2項 対策

1 離職者への措置

公共職業安定所は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 諸制度の活用

県及び公共職業安定所と連携し、職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。

(3) 労働者の斡旋依頼

災害救助法が適用された場合は、県及び公共職業安定所へ労働者の斡旋依頼を行う。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

村は、被災地域を管轄する公共職業安定所の長へ、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うよう依頼する。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

村は、被災地域を管轄する公共職業安定所の長へ、地震災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するよう依頼する。

3 被災事業主に関する措置

村は、宮崎労働局へ、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うよう依頼する。

第4款 税対策等による被災者の負担の軽減

第1項 基本方針

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していく。

第2項 対策

1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

村は、被災者に対する村税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

2 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書(1世帯当たり5枚)・郵便書簡(1枚)の無償交付
被災地の支店長が決定する。

イ 被災者の差し出す郵便物(第一種、第二種または盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(速達も可)及び電子郵便)の料金免除
郵便事業株式会社九州支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 災害救助法の適用があった場合において、支店長が郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づいて実施する。

(イ) 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた被災者援助を内容としたゆうパックまたは現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

(2) 通信事業

「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

(3) 電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要。

ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)

エ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

カ 被災により1年末満で廃止または減少した契約の料金精算の免除

キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

第5款 住宅確保の支援

1 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設する。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

- (イ) 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき
- イ 火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)
 - (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき
 - (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき
- (2) 災害公営住宅は原則として市町村が建設し管理する。
- (3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次による。
 - ア 入居者資格
 - 次の各号(高齢者等にあつては、(ア)、(ウ)及び(エ))の条件を具備する者
 - (ア) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
 - (イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
 - (ウ) その者の収入が公営住宅法施行令第6条第3項第2号に規定する金額を超えないこと。
 - (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 - イ 建設戸数
 - (ア) 市町村別建設戸数は被災滅失住家戸数の3割(激甚災害は5割)以内とする。ただし、他市町村で余分があるときは、3割(激甚災害は5割)をこえることができる。
 - (イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割(激甚災害は5割)以下の場合、3割(激甚災害は5割)に達するまで建設することがある。

2 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融公庫に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行なわれるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図る

(2) 災害復興住宅(新規、購入、補修)融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた罹災者(罹災の日から2年を経過しない場合に限る。)は、融資を受けることができるので、村及び県は罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

村は、罹災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努める。

第6款 災害復興基金の設立

村は県と連携して、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

実施担当	商工観光班、農林班
------	-----------

第1款 中小企業の復興支援

1 中小企業者に対する金融制度の周知

村は県と連携して、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

2 融資の弾力的運用

村は県と連携し、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに中小企業融資制度「経済変動・災害対策貸付」「セーフティネット貸付」による融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

小規模企業者等設備導入資金（設備貸与を含む。）、中小企業高度化資金の返済猶予、償還期間の延長など弾力的に対応する。

【経済変動・災害対策貸付の融資条件等】 (H28.4.1 現在)

資金名	経済変動・災害対策貸付	
融資対象	災害復旧、事業の再建等を行う中小企業者及び組合	
資金使途	設備資金	運転資金
融資限度額	5千万円(組合8千万円)	3千万円(組合8千万円)
利率	1.2%～1.7% (別途、保証料0.40%～1.50%)	
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

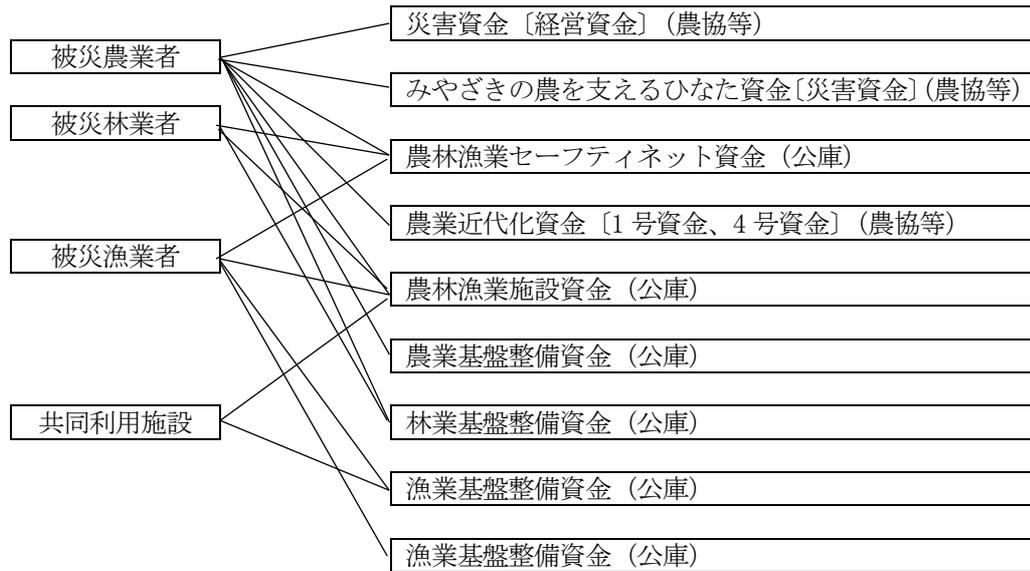
【セーフティネット貸付の融資条件等】 (H28.4.1 現在)

資金名	セーフティネット貸付	
融資対象	セーフティネット保証4号（突発的災害（自然災害等））の要件に該当する中小企業者及び組合	
資金使途	設備資金	運転資金
融資限度額	5千万円(組合8千万円)	3千万円(組合8千万円)
利率	1.0%～1.5% (別途、保証料0.55%)	
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

第2款 農林水産業の復興支援

1 農林漁業関係融資の種類

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。



※ 公庫＝株式会社日本政策金融公庫

2 農業関係

被害農業者および被害農業協同組合に対しては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして農業経営の維持安定を図るよう推進する。また農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農創設維持資金の導入を行い農業経営の維持安定を図るとともに、農地等の災害復旧資金として、土地改良（災害）資金の活用および被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害）資金、共同利用施設（災害）資金の積極的導入を図り災害復旧を容易ならしめる。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（1号資金、4号資金）により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

3 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進する。

なお、林業者に対する株式会社日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進する。

4 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進する。また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融の積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図る。

5 農林漁業関係融資制度一覧

農林漁業関係融資制度一覧は、資料編—資料-50 のとおりである。

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴う、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

本村の地震防災に関し、村及びその他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、「第1編第2章第2節 処理すべき事務又は業務の大綱」に定める。

3 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

(2) 防災対応について

県、村をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考えに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下

の警戒措置等を行う。

(ア) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）

(イ) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

(ア) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）

(イ) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

第2章 関係機関との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

「第2編第3章第1節 活動体制の確立」、「第2編第3章第3節 広域応援活動」による。

2 他機関に対する応援要請等

「第2編第3章第1節 活動体制の確立」、「第2編第3章第3節 広域応援活動」、「第2編第3章第4節 救助・救急及び消火活動」による。

3 帰宅困難者への対応

「第2編第3章第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持」による。

第3章 時間差発生等による円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編第3章第2節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保」による。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編第3章第1節 活動体制の確立」、「第2編第3章第2節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保」による。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項についても周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第2編第3章第2節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保」による。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

村は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。その収集体制については、「第2編第3章第2節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保」による。

(4) 災害対応をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

村における、避難後の救護の内容については、「第2編第3章第7節 避難収容活動」による。

(6) 水道、電気、通信

ア 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する体制については、「第2編第3章第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」、「第2編第3章第13節 ライフライン施設の応急復旧」による。

イ 電気

(ア) 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する

(イ) 指定地方公共機関九州電力株式会社宮崎支社がとる体制は、「第2編第3章第13節 ライフライン施設の応急復旧」による。

ウ 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社宮崎支店がとる体制は、「第2編第3章第13節 ライフライン施設の応急復旧」による。

(7) 交通

村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については「第2編第3章第2節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保」による。

(8) 村自らが管理等を行う道路、その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する道路、庁舎、集落センター、保健センター及び診療所、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 保育園、小・中学校にあつては次に掲げる

- a 保育園の園児等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - b 小・中学校の児童生徒に対する保護の方法
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(9) 滞留旅客等に対する措置

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策は「第2編第3章第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動」による。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、村の災害に関する会議等の設置等
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編第3章第1節 活動体制の確立」、「第2編第3章第2節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保」による。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項についても周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第2編第3章第2節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保」による。

(3) 災害対応をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(4) 村のとるべき措置

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼び掛ける。

村は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

村は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減すること、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物の耐震化・不燃化、土砂災害防止施設の整備を図るとともに、避難所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等のソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策をできる限り行う。

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

耐震基準を満たさない村有施設の耐震化については、防災対策の重要度、耐震性能、施設特性（規模・利用者数・耐用年数等）等を総合的に勘案し、耐震化を促進する。

2 避難場所、避難所の整備

避難場所、避難所は、耐久性（耐震、耐火、浸水区域外）を備えた公共の建物を基本とする。

3 避難経路の整備

村は、避難所に至る避難路を確保するため、道路改良または、新設を計画するに当たっては、防災性に配慮した計画とし、延焼遮断帯や消防水利の併設等の整備を推進する。

また、沿道建物の不燃化、倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等の対策を講じる。

4 土砂災害防止施設

村は、県が実施する各種土砂災害対策事業について、円滑な施行ができるように協力するとともに、未整備箇所については、県に対して、事業の導入を要請する。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等

村は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁公示第1号）及び「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁公示第7号）に基づいて、計画的に消防施設の整備充実を図る。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

村は、効率的な緊急輸送や災害応急対策の輸送を行うため、県の指定する緊急輸送道路と防災活動拠点を結ぶ主要な村道、または村内の地域間を連絡する主要な村道を「防災道路」として位置付け、国・県道と連絡して村域における緊急輸送のネットワークを構成する。

7 通信施設の整備

村は、地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

第5章 防災訓練計画

「第2編第2章第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え」による。また、特に以下の点に留意する。

- 1 村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練等を実施する。
- 2 村は、自主防災組織（自治公民館）等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織（自治公民館）、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 村職員に対する教育

「第2編第2章第3節 住民の防災活動の促進」による。また、特に以下の点に留意する。
○地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

2 地域住民等に対する教育

「第2編第2章第3節 住民の防災活動の促進」による。また、特に以下の点に留意する。
○村は、防災関係機関、地域の自主防災組織（自治公民館）、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。
○村は、関係機関と協力して、防災マップの見直し・周知、図上訓練の開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施する。

3 相談窓口の設置

村及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。